

日本貨幣法制史

日本に於ける貨幣の発達・特に
三重県に於ける藩札及び私札の研究

武藤和夫著

三重大学法制史学会刊



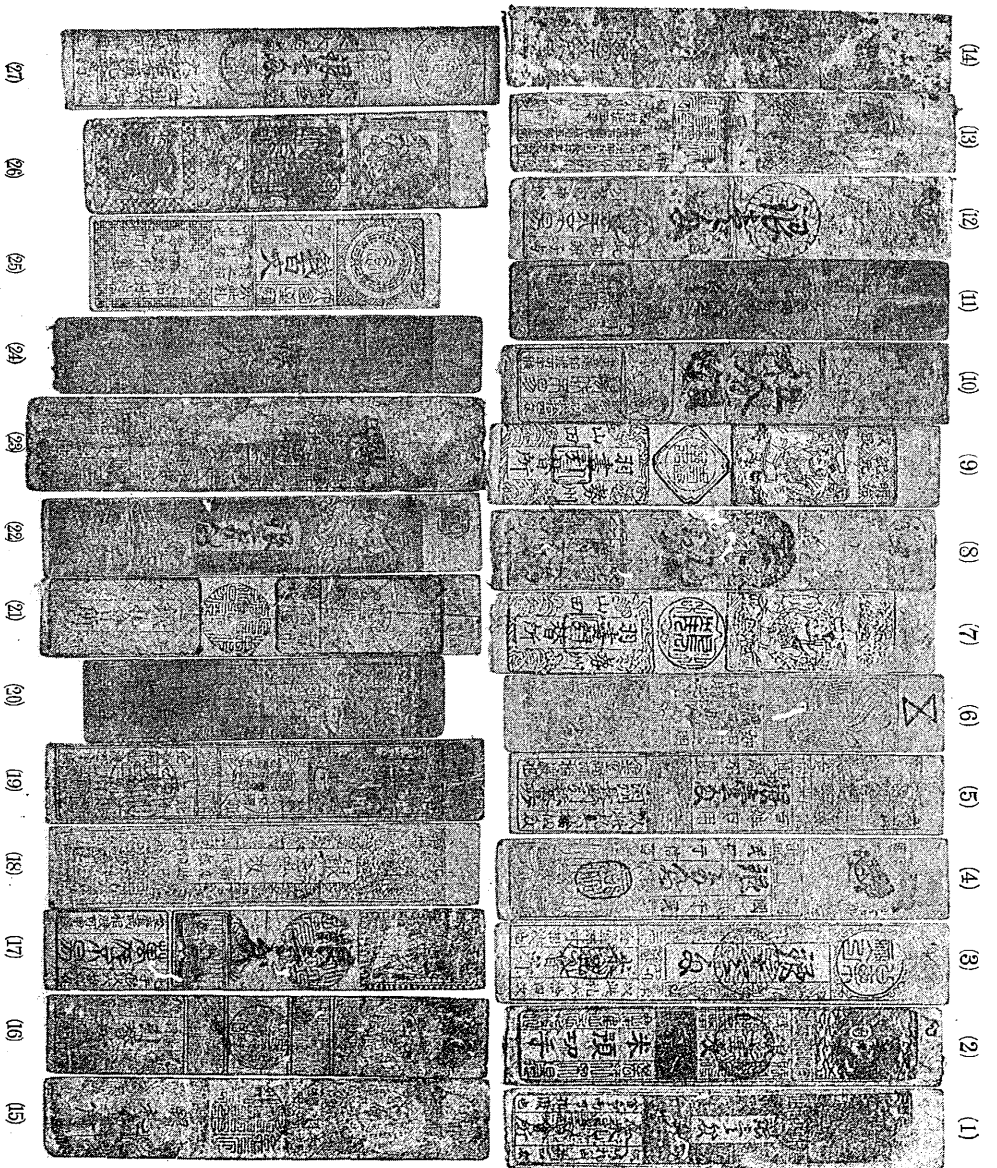
三重大学教授
武藤和夫著

日本貨幣法制史(三重法制史研究
第三篇)

—日本に於ける貨幣の発達・特に三重
県に於ける藩札及び私札の研究—

三重大学法制史学会刊

(三重大学法学部法政研究室)

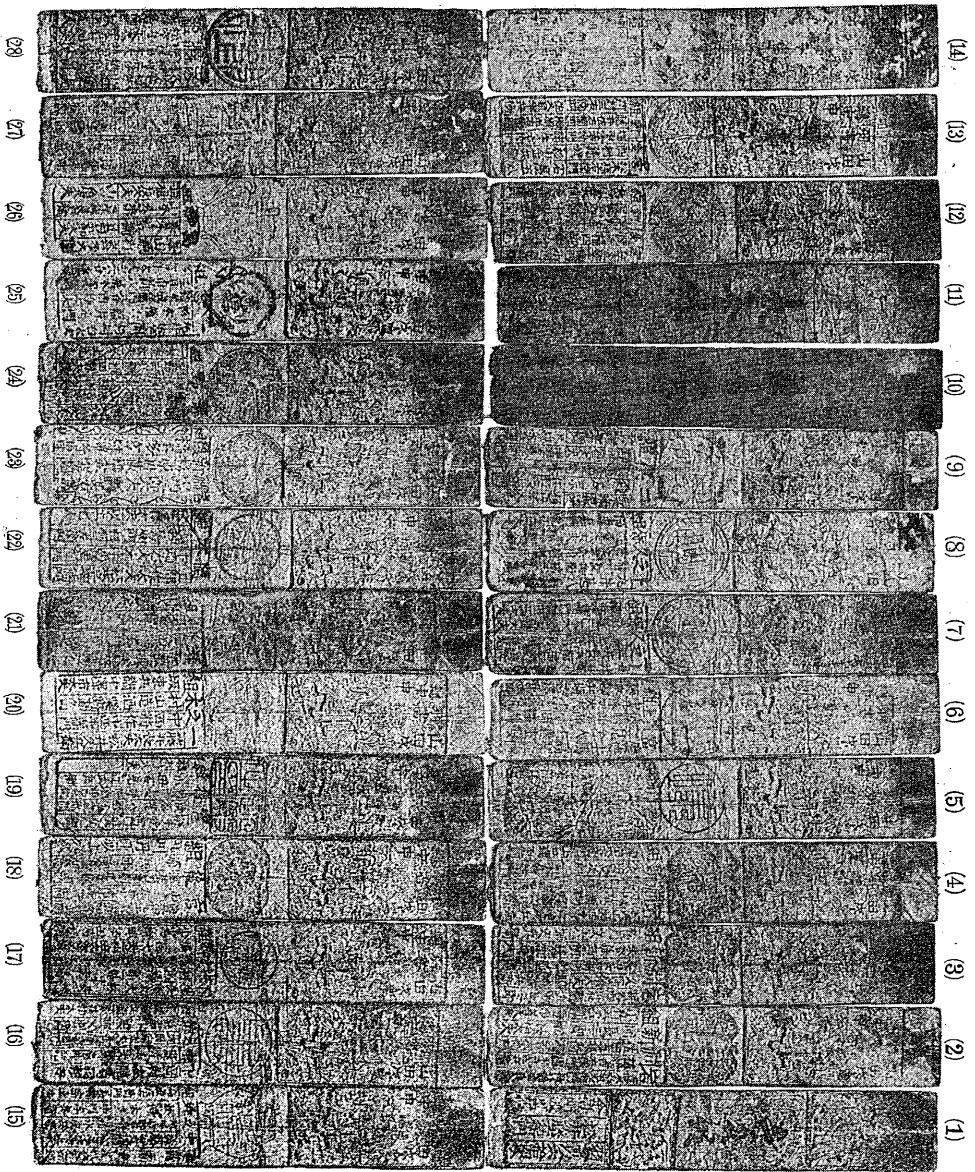


(1) 尾澤伊勢頭飛地札表、(2) 同・裏、(3) 桑名藩札表、(4) 同・裏、(5) 柳屋藩札表、(6) 同表、(7) 山田羽菅表、(8) 同表、(9) 同・裏、(10) 松坂羽菅五分札表、(11) 同表、(12) 同・裏、(13) 同表、(14) 同・裏、(15) 同銀札会所札表、(16) 鳥羽藩札表、(17) 同表、(18) 龜山藩札表、(19) 同表、(20) 同表、(21) 同表、(22) 同表、(23) 同表、(24) 同表、(25) 同表、(26) 同表、(27) 同表

上本文七頁以下参照

(1) 尾澤伊勢頭飛地札表、(2) 同・裏、(3) 桑名藩札表、(4) 同・裏、(5) 柳屋藩札表、(6) 同表、(7) 山田羽菅表、(8) 同表、(9) 同・裏、(10) 松坂羽菅五分札表、(11) 同表、(12) 同・裏、(13) 同表、(14) 同・裏、(15) 同銀札会所札表、(16) 鳥羽藩札表、(17) 同表、(18) 龜山藩札表、(19) 同表、(20) 同表、(21) 同表、(22) 同表、(23) 同表、(24) 同表、(25) 同表、(26) 同表、(27) 同表

同・御為替組札表、(14) 同・三开組札表、
 一匁札表、(12) 松坂羽菅・銀札会所札表、
 一匁札表、(10) 松坂羽菅五分札表、(11) 同
 (文化)表、(13) 津藩札(安永)表、(14) 同・二
 五分札表、(15) 四日市羽菅表、(16) 津藩札
 札表、(17) 同・二匁札表、(18) 同表、(19) 同表、
 同表、(20) 同表、(21) 同表、(22) 同表、(23) 同表、
 同表、(24) 同表、(25) 同表、(26) 同表、(27) 同表



出羽羽書各仲間組発行札、(1) 1枚札表、
 (2) (3) (4) 庄瀬新組札、(5) (6) 富貴上組札、
 異が異なる、(7) (8) 富後組札(種成屋方異
 る、(9) 1之木組札、(10) 河崎組札、(11)
 岡本組札、(12) 庄瀬新組札、(13) 前野組札、
 例一志組札、(14) 島柳組札、(15) 土井之郷組
 札、(16) 庄瀬組札、(夕秘文原貯蔵)
 本文二〇頁一〇二頁参照

は し が き

本邦貨幣の研究については、すでに江戸時代から「金銀図録」(近藤守重編)、「本朝宝貨事略」(新井白石著)、「孔方図鑑」(中谷願山著)「改正孔方図鑑」(小沢辰之著)その他「金銀錢譜」、「皇国古錢譜」、「和漢古今泉貨鑑」、「古今錢貨図譜」、「古銭伝」[「本朝泉志」、「日本錢百品之図」、「弄錢奇鑑」(龍橋公編、刊)、「弄錢奇鑑後編」(久野克寛編、刊)、「懷宝古錢譜」等が伝えられ、近代の明治以降においても、「大日本貨幣史」(吉田賢輔述、明治九年刊)、「徳川氏貨幣誌」(斎藤担藏著、明治三十一年刊)、「三貨図彙」(草間直方著、菫本誠一校刊)「日本古金銀表目」(藤島常興著、明治二十三年刊)、「新撰寛永錢譜」(亀田一郷、中川近礼、榎本文域共輯、明治三十一年刊)、「藩札図録」(佐野英山著、大正十年刊)、「鑄貨図録」(佐野英山著、大正二年刊)、「古銭ねだん附」(佐野英山著、大正二年刊)、「大正新撰古錢価付」(大正八年刊)、「日本の古貨幣」(佐野英山著、昭和五年刊)、「天保泉譜」(佐野英山翁壽壽記念、昭和三十一年刊)、「古銭の栞」(第一集皇朝錢之部、第二集絵銭之部、下間寅之助編)、「大正古錢価格図錢鑑」(古泉学道人編)、「明治新撰泉譜」(成島柳北著、明治十八年刊)、「旧貨幣図略之説」(栢木貨一郎著、明治二十二年写本)、「東洋貨幣年表」(安藤嘉次彦著)等が世に現れ、さらに斯道の研究誌には「古銭雜誌」(月刊古銭雜誌社刊)、「貨幣」(月刊・東洋貨幣協会刊)等々が、いずれも大正時代に刊行された。これにも又幾多の意義ある又興味深い研究論文が収録されている。私は以上の参考文献のうち江戸時代の写本・刊本類は主として伊勢市の神宮文庫で閲覧の機会に恵まれ、又自分でも多少は興味をもつて集めて見た。しかしながら、私のこの方面に興味をもちはじめたのは、洵に日が浅い。したがって、わが国の貨幣の史的変遷について、多くの先学に教えられ、深く心を惹かれながらも、まだ到底貨幣史の問題について、特に経済史の専攻者でもないから、格別の研究領域を窺見し、長年の開拓によつて成果をあげたわけではない。たゞ敢てかような浅い研究を公にする所以のものは、この論稿は次の経緯をもつて、特に次の諸点に留意して書かれたものであることを、茲に一言断つておきたい。

(一) 江戸時代から、この方面の手引や解説書は随分あるが、それらの貨幣に関する書物は、荻生徂徠・新井白石等を除いて

は、古銭愛好家の手に成るものが多く、古銭の製造年代、品質、形状、種類、鑄造技術等に専ら関心が向けられ、かような点の研究には比較的詳細を極めており、したがって例えば古銭の鑑定に役立つ等、漠然と文化史的には意義をもっているであろうが、その反面、当時の財政、経済、政治、法制等との関係については全く等閑に附せられているものが多い。故に多くは近代的な社会科学の眼をもつて、貨幣を取り扱ってはいないから、この点で貨幣の発達、貨幣の機能の本質を説明する上には甚だ物足りないものがある。本来、貨幣は美術品や骨董品ではなかつたからである。これに反し、竹越与三郎氏や本庄栄治郎博士等の経済史家は流石に、貨幣の最も重要な経済的機能に着眼し、貨幣経済の発達、貨幣制度の変遷を政治・経済と有機的に結びつけて、貨幣の社会的・経済的本領域を、近代科学的な視野から検討して一段と生彩に充ちた研究を推進されている。

だが、貨幣のような政治的権力機構を背景としてのみ成立し、発達し得るような財貨の一部乃至は流通の手段については、経済史的な研究が必要であると共に、法制的な根拠も明かにされる必要がある。けれど、まだこの方面は法制史家もあまり手をつけていないようである。故に私はわが国の歴代の貨幣の発行に際して、先ずつとめてその関係の法令をさぐり、その法的根拠を示すことによつて、貨幣法制史とも云べきものの基礎づけに重点をおいた。同時に各々の時代の政治・財政の特殊事情をもとらえようと努力し、貨幣制度の成立と変遷の由来を説明するように意図した。かような点で、多少過去の書物やこれまでの研究とは行き方を異にしているつもりである。

(一) 私が最初最も興味をもつて手を着けたのは、現今の三重県の行政区域内にあつた江戸時代の神領、御領(幕府領)、及び各藩に於て発行され、又流通していた藩札及び私札の実態である。

これは今のうちに、なるべく資料を整備してある程度でも研究しておかないと、将来はいよ／＼亡失してその片鱗さえ判らなくなる。かく考えて、孤野藩・長島藩をのぞいて各藩の藩札や私札類も出来るだけ蒐集して見たが、肝腎の発行情形を物語る旧記や文書類はすでに殆んど散逸してあまり発見できなかった。又、山田羽書を除いては、近代になつ

てから、これらに関して研究したものもあまり見当らない。だから資料も不十分でもとよりこの方面への研究の一過程に過ぎないが、三重県内の旧幕時代の藩札や私札を総合的に研究したのは、これが始めての試みである。この藩札時代の貨幣経済社会の実状を説明するのが、実はこの論稿の最も大きな腕いであつたのである。

(二) したがつて、藩札時代を中心とした三重県内の貨幣制度史の説明が、かような問題に手を着けた動機であつたのであるが、けれども、それは勢い日本の貨幣の歴史の変遷と切り離して考えることは甚だ不徹底なる感を免れない。したがつて(一)に述べたような観点から、まず貨幣の沿革から取り組み、しかもこれを法制史の一部門として取り上げ、歴代貨幣の様相及び貨幣制度の変遷の通史を、すでに先人たちによつて開拓されてきた貨幣経済史の上に、将来より科学的な価値ある貨幣法制史が築かれる一つの段階として執筆したのが本稿である。故に貨幣に関する法制資料の収録は私が特に意を注いだ点である。

なお、本稿は別に私の三重法制史の研究体系の一部をなすものであり、他の部門が脱稿に至らないから、分冊として出したわけである。三重法制史研究・第三篇としたのは、かような意図にもとづくものである。

昭和三十一年七月

武 藤 和 夫

目次

第一章 貨幣の沿革……………一

一 中国古代の錢貨と本朝十二錢……………一

二 中国渡來錢の流通と永樂錢・鑾錢及び乾坤通宝……………四

○關係法令集……………(七)

三 信長・秀吉・家康の金銀貨の鑄造と天正・文祿・慶長の貨幣……………八

第二章 江戸時代の貨幣制度並に三貨の種類……………三

一 金座・銀座・錢座の設置と江戸幕府の幣制の統一……………三

(i) 金座の設置と慶長の法定金貨……………(二三)

(ii) 銀座の創設と慶長の法定銀貨……………(二三)

(iii) 錢座の設置と錢貨の統一……………(二四)

○關係法令集……………(二六)

二 金・銀・錢の三貨並行本位制と金目・銀目及び錢目……………三

○關係法令集……………(二四)

三 金銀貨の改鑄とその種類……………三五

(i) 元祿の改鑄と新貨の種類……………(三五)

(ii) 宝永の改鑄と新貨の種類……………(三七)

(iii) 正徳の改鑄と新貨の種類……………(三八)

(iv) 享保の改鑄及び新貨の種類……………(三〇)

(v) 元文の改鑄と元文・明和・安永の新貨の種類……………(三二)

(vi) 文政の改鑄と貨幣の種類……………(三三)

(vii) 天保の改鑄と新貨の種類……………(三五)

(viii) 幕末の改鑄と新貨の種類……………(三六)

○關係法令集……………(三八)

四 錢貨の改鑄とその種類……………三九

寛永通宝の種類……………(五)

關係法令集……………(三)

伊勢鳩目錢……………(五)

第三章 紙幣(特に三重県に於ける藩札及び私札)

一 諸藩の藩札

- 総説……………(六〇)
- 関係法令集……………(六六)
- (1) 菰野藩札……………(七二)
- (2) 鳥羽藩札……………(七三)
- (3) 神戸藩札……………(七三)
- (4) 津藩札・久居藩札……………(七四)
- (5) 亀山藩札……………(七五)
- (6) 長島藩札……………(七六)
- (7) 桑名藩札……………(七六)
- (8) 忍藩札……………(八二)
- (9) 和歌山藩札(松坂札)……………(八二)
- 松坂札・関係資料……………(八五)
- (10) 新宮藩札……………(八六)
- (11) 銀札・錢札及び羽書に関する御触書……………(八七)

二 私札

- (1) 山田羽書・宇治羽書……………(九五)
- 関係法令集……………(一〇〇)
- (2) 射和羽書……………(一〇七)
- (3) 布屋札……………(一〇八)
- (4) 札野札……………(一〇九)
- (5) 富山札……………(一〇九)
- (6) 中島札……………(一一一)
- (7) 中万羽書(紺田札)……………(一一二)
- (8) 丹生羽書(長井札)……………(一一三)
- (9) 松坂羽書……………(一一三)
- (10) はかりや札……………(一一三)
- (11) 下ノ倉札……………(一一四)
- (12) 雲出倉札……………(一一五)
- (13) 賭博札……………(一一五)
- (14) 一身田羽書(高田倉札)……………(一一六)
- (15) 白子羽書……………(一一六)
- (16) 長島屋札……………(一二六)
- (17) 悟真寺札……………(一二七)
- (18) 四日市羽書……………(一二八)
- (19) 印田札……………(一二八)
- (20) 四日市羽書……………(一二八)
- (21) 治田錢札……………(一二九)



日本貨幣法制史

— 日本に於ける貨幣の発達 —

特に三重県に於ける藩札及び私札の研究 —

第一章 貨幣の沿革

一、中国古代の錢貨と本朝十二錢

わが国に於ける貨幣經濟の發生は、八世紀初(西紀七〇八年)に、物々交換の經濟から、はじめて純粹の貨幣たる錢貨の登場を見たのであるが、それは自然發生的なものではなく、中国の貨幣様式をそのまま移入し、模倣製作したものである。したがつて、日本の貨幣の由来を説くには、まず中国の古代の錢貨の変遷から述べる必要がある。

すなわち、中国の古代貨幣には、貝貨、魚幣、刀幣、布幣、環幣など、次の如き種類のものがある。

貝貨 子安貝の一種の花弁宝が服飾用兼交換媒介物として使用された。後に他の貝や獣骨で模し、石などを素材としたものも出来、周時代に入つて青銅製のものも貨幣として使用された。今日使用されている貨、財、売、買、購などの經濟關係の漢字が、貝字によつて構成されているのは、この理由による。

魚幣 食物として利用された魚の形をとつたもの、服飾品をも兼ねたものと見え穴があけてある。

刀幣 小刀の形、これは形状の上から尖首刀、方首刀、四首刀、反首刀などとも呼ばれた。

布幣 農具または武器からその形状をとつたもの。まず立体的な空首布が生れ、さらに行使上の便宜から平面化して尖足布、方布に変遷しついで円足布が發生した。

環幣 はじめ貝を円形に加工して作られ、ついで石や青銅でつくられ、周末には、円形、円孔のものができたが、後には製作上の便宜から穴は四角に変化した。

かように中国では、各地方によつて異なる各種の形状貨幣が使用されたが、紀元前二世紀に秦の始皇帝(前二四六—二一〇)が、始めて天下を統一し、全国一般の公貨として、錢貨の統合を行い、錢貨の形状は、こゝに円形方孔のものに一定された。その後、時代は下つて、唐の高祖が武徳四年(六二二)に開元通宝を鑄造した。この鑄貨が遣唐使などにより、日本に輸入され、これを模倣して、わが国最初の貨幣が出現したのである。

すなわち、大日本貨幣史、本篇の三貨部に拠れば、顯宗天皇(西紀四八五—四八七)の時、銀錢がつくられ、稻一斛を以て銀錢一文に代えたことを、日本書紀、及び大日本史は記している。これが我が国の最古の錢貨であり、又その実物も伝えられている。ついで、文武天皇(六九九)の三年に始めて鑄錢司を置いたことが続日本紀、類聚国史などに見られ、その後、元明天皇の開元(七〇八)二月に、始めて催鑄錢司を置き(続日本紀、類聚国史)、五月には銀錢をつくり、八月には銅錢をつくつた(続日本紀)。

これが泉貨、泉貨鑑に記されている有名な和銅開珍錢である。これは唐の開元通宝を模したものという。そして又、この和銅年間には、和銅開珍錢の擁護普及については、当路も大いに意を用い、(1)私に銀錢を鑄ることを禁じ(二年一月)、(2)雜物の交関に銀錢、銅錢を使用させ(二年三月)、(3)蓄錢者に位を授け、私鑄錢者を斬に処し(四年十月)、(4)旅行者には必ず錢を携帯させ(五年十月)、(5)田の売買には錢を以て價格を決定させ(六年三月)、(6)郡司少領以上、蓄錢の乏しい者の遷任を停止するなど(六年三月)諸種の法令、施策を設けて、その保護を講じたことが続日本紀に記されている。

これらの錢貨は、夙に伊賀、伊勢、紀伊の諸国にも流通していたことは、続日本紀の養老六年「九月唐寅、伊賀、伊勢、尾張、近江、越前、丹波、播磨、紀伊等をして始めて錢調を輸さしむ」という記述によつて伺い知ることが出来る。

ついで、淳仁天皇の天平宝字四年(七六〇)三月、錢貨の私鑄、偽造が多くなつてきたので、開基勝宝(金貨)、太平元宝(銀貨)、万年通宝(銅貨)の三貨をつくり、旧錢と共にこれらの新錢を併行した(続日本紀)。さらに五年後の称徳天皇の天平神護元年(七六五)九月には、神功開宝(銅貨)を鑄造し、さきの万年通宝と共に併行した。そして鑄貨の權威を高め、

その流用を擁護するために、ひそかに錢を鑄る者を配流に処し、錢を獻ずる者に位を授け(続日本紀)、或は錢貨偽造の取締を嚴にし、刑部に勅して、その罪科を定めしめた(光仁天皇、宝龜十一年(七八〇年)十一月—続日本紀)。

さらに、桓武天皇、延暦十五年(七九六)十一月には、隆平永宝(銅錢)をつくり、旧錢の有効期間を四十年に限り(日本後記)、新錢は弘仁八年(八一七)まで約二十年間流通した(拾芥抄)。

けれど、当時は錢貨の量が乏しく、殊に京畿にその不足を來したので、伊賀、紀伊等の国々を除いて、諸国の吏民が錢を貯えることを禁じ、また従来の如く錢を納めて爵を求ることを禁止し(類聚三代格—延暦十七年・十九年の条)、又、私鑄錢を一掃するため、当時しばしば大赦が行われたが、通貨偽造の罪のみは常に恩赦から除外された(日本逸史)。

ついで、嵯峨天皇の弘仁九年(八一八)十一月より年々、富寿神宝(銅錢)を鑄造し(日本紀略)、仁明天皇の承和二年(八三五)正月より承和昌宝(銅錢)を鑄造し(続日本後記)、同じく嘉祥元年(八四八)十月より長年大宝(銅錢)を鑄造し(続日本後記、拾芥抄)、ついで、清和天皇の貞觀元年(八五九)四月より鉾益神宝(銅錢)をつくり、同じく十二年(八七〇)正月より貞觀永宝(銅錢)をつくり(三代実録)。そして、この頃には錢貨を貯えて、徒らに富豪の名を誇り、流通本来の目的を逸脱し、ために辺鄙においては通貨の缺乏を來し、朝家においては年々鑄造費の増加に悩むこととなつたから、延暦十七年の格に於て除外例を認めていた伊賀、伊勢、志摩等の諸国に対しても、貞觀九年五月より貯錢禁止の嚴制を施すこととなつた(三代実録)。ついで宇多天皇の寛平元年(八八九)五月より寛平大宝(銅錢)を發行し(拾芥抄)、さらに醍醐天皇の延喜七年(九〇七)十一月より延喜通宝(銅錢)を發行(日本紀略)、越えて村上天皇の天徳二年(九五八)三月には乾元大宝(銅錢)を鑄造發行した(日本紀略)。

かようにして、奈良・平安兩時代を通じて鑄貨の發行せられること凡そ十二回、新錢と旧錢とは一對十の比率で換算せられ、新鑄錢發行の都度、旧錢は一定年限を以て流通を停止されてきた。そして乾元大宝を最後として、その後わが国では約六百年間にわたつて、通貨の鑄造は杜絶した。

以上の和銅開珍、万年通宝、神功開宝、隆平永宝、富寿神宝、承和昌宝、長年大宝、饒益神宝、貞觀永宝、寛平大宝、延喜通宝、乾元大宝の十二種の銅銭を本朝(皇朝)十二銭と称し、これらは上代の古銭として珍重されているものである。

註 参考史料及び書目

通貨の話(富士銀行調査部資料保存室)、大日本貨幣史、三貨部(吉田賢輔述、本庄栄治郎本訂、朝陽会発行)大日本貨幣史、第八卷、補録、日本書紀、続日本紀、続日本後記、類聚国史、日本後記、日本逸史、拾芥抄、三代実録、類聚三代格、日本紀略、泉貨鑑、大日本史、等参照。

註 上述、本朝十二銭の実物は、大藏省旧造幣局が旧蔵し、その貨幣図は大日本貨幣史、本篇、三貨部の二八、二九、三〇、六九―七九及び一一―一三頁に所載。

二、中国渡來銭の流通と永楽銭、鑄銭及び乾坤通宝

本朝十二銭発行以後、院政・鎌倉時代を通じて、久しきにわたって、朝廷或は幕府に於て貨幣が鑄造せられた証拠資料は見当らない。

そのかわり此の頃から我国には中国の宋朝の銭貨が多く輸入せられ、品質が次第に粗悪になつてきた邦貨を凌駕して流通するようになってきた。法曹至要抄に「自今以後、永く宋朝の銭貨を停止す」と記し(實二)、それが建久四年(一一九三)七月四日の宣旨で爾後停止されることになつたのも、かゝる事実の一端を物語るものである。しかるに、その後のわが国は鎌倉・室町兩幕府時代を通じて、元、明など専ら中国の貨幣が国内に流通する時代を再現した。すなわち、建治三年(一二七七)、北条時宗は商人を元に派遣し金を贈つて銅銭に易えさせて大いにこれを輸入し(善隣国宝記)、ついで足利義満も応永八年(一四〇一)に黄金を明国王に贈り(康富記、室町記略)、同十年には明国船が銭を積んで相模湾に漂着したから、義満はこれを取つて国内に流通させた(国家金銀銭譜)。その後、さらに足利義教の永享六年(一四三四)六月には、明国王より銅銭三十万貫を贈られ(薩戒記、看聞御記、統皇朝史略)、また足利義政は寛正五年(一四六四)、文明七年(一四七五)、文

明十五年(一四八三)の三回にわたり、書を明国王に贈つて銅銭を求め(善隣国宝記)、その間、文明十年(一四七八)には銅銭五万文が明より届けられた(近藤守重筆記)。

この足利氏時代に明より輸入した中国貨幣が、世上やゝもすると邦貨と誤信されている永楽銭である。これは明朝の永楽九年に鑄造しはじめたもので、わが国へは応永年間から輸入され、慶長十三年(一六〇八)の永楽銭禁止令の出るまで約二百年間、さながら固有の邦貨の如く永楽銭万能時代を現出していた。したがつて永楽の年号は中国の年号であつて、足利氏時代は幕府が貨幣を鑄造したことはなかつたのである。

この永楽銭は関東で主として流通し、これに対して京畿では、鑄銭と称するやゝ品質粗悪な中国輸入銭が流通していた。よつてこれを京銭とも称していた。そして、この永楽銭と鑄銭との換算の比率は、慶長九年の法令では一對四とされていた。大日本貨幣史は、この両者の流通事情を次の如く説いている。

蓋し初メ此銭(永楽銭)ノ多ク本朝ニ通行セシハ、関東ニテ即チ関東人民皆ナ永楽銭ヲ好ミ用ルコトニナリタリシガ、其後関東数州北条カ封地ニテアリシトコロ、鑄ト称メルトコロノ銭ヲ永楽銭ト同價ニ通用セシユヘ、之ヲ嫌フモノ多ク、争論絶ヘサレハ、氏康ノ云ヒケルニ、銭ハ諸種アレトモ永楽銭ニ及フモノナシ。自今以後関東ニテハ永楽銭ヲ用ヒ、他銭ヲ廢セン。是レ一ニハ銭ノ善惡同日ノ論ニアラサルカタメ、二ニハ人民ノ争論ヲ止メンカタメ、三ニハ売買ノ暇ヲ費ヤサ、ランカタメナリ云々ト。乃チ其旨ヲ高札ニ書テ令シタリ。因テ関東数州皆ナ永楽銭ヲノミ用ヒ、鑄ヲハ選ヒ棄テシカハ、鑄ハ次第ニ其用ノ廢セシニヨリ京畿ノ方ニ遷リ往キ、永楽銭ノミ関東ニ留レリ。此トキヨリ鑄銭ヲ京銭トイヒシトカヤ。其後慶長九年、令アリテ世上一般永楽銭ヲ用ルコトニナリ、且ツ鑄モ棄ツヘキニアラストテ、永楽銭一ノ代リニ鑄四ヲ使フコトニナリタレトモ、銭ノ善惡ヲ争ヒ、売買ヲ妨ルコト多カリシカハ、慶長十三年、永楽銭ヲ禁スルノ令アリ。因テ終ニ永楽銭ノ通用ハ停廢シタリトイフ(三貨部、一〇三、一〇四頁所引)。

以上の如く、鎌倉・室町時代には全く邦貨の鑄造が停止されていたが、この間、たゞ一度、後醍醐天皇の建武元年(一二三三)乾元通宝なる銅銭の鑄造せられたことが史書に見えている。すなわち、大日本史に「是歲二月二十八日丙戌、詔シ

テ曰ク、国家ノ錢アル、尚シ。天平宝字ヨリ天徳ニ至ルマテ、改鑄十次。然ルニ近古外境ノ貨、民間ニ濫布セシヨリ、国錢行ハレス、甚タ彝典ニ違フ。因テ今新タニ官鑄ヲ命シ、以テ用ヲ濟ヒ民ニ便ニセントス。其文ヲ乾坤通宝トイフ。銅楮并用シテ、交易滞ル勿レ」と(大日本貨幣史所引、原註大日本史)。

けれど此の時の乾坤通宝の實物は今日まだ発見されていない。おそらく、建武中興は泰平の期間が甚だ短く、通貨の発行量も最少であつたから、従つて実物が見当たらないのか。尚、前掲大日本史の記事は「建武二年記」を引くとあり、建武中興の歴史的事業の性質から考へて、なほ武家政権時代に杜絶していた通貨の発行制度を王朝時代に還して復活したことは事實であろう。因に前文中「銅楮并用シテ、交易滞ル勿レ」とあり、この時、はじめて交鈔と稱する紙幣の発行されたことも、諸書の記述する所である。

以上を通観するに、上世以来中世の頃までは、(一)一般に通貨としては銅錢が主として民間で使用されていた。(二)之に反し古来、金銀の貴重なることは一般にもよく認識せられてはいたが、これらは主として仏具、玩器、馬鞍、甲冑、刀劍、衣服等の裝飾或は外国交際の儀礼物若しくは功勞者に対する賞牌などのために多くは活用せられそして和同開珍(銀錢)、開基勝宝(金錢)、或は天平元宝(銀錢)の如く、時には金・銀・錢貨の鑄造されたこともあつたが、その量は極く寥寥、到底民間日常の用には役立たなかつた。(三)しかるに鎌倉時代以後、殆んど銅錢の鑄造が廢止されるに到ると、民間流通の銅錢に缺乏を告げ、茲に中国渡來錢貨の輸入横行時代を來した。(四)その結果、わが国内では、永樂錢、鑄錢などの渡來錢を主として、乾坤通宝その他新鑄の邦貨など諸種の通貨が民間に使用されていたので、室町幕府は明応九年(一五〇〇)(資二)、永正五年(一五〇八)(資三)の再度にわたり、惡錢追放、錢を撰ぶことの禁令を發した(建武以來式目追加参照)。その意味は、中国渡來錢はすべて良質なる通貨とみなし、たゞ磨滅、破損したもの、或はわが国で鑄造した粗惡な邦貨は却つて惡錢として禁止してきたのである。(五)かくして室町時代以降も永樂錢・洪武錢・宣徳錢その他聖宋元宝・皇宋通宝・熙寧元宝・嘉祐元宝・宣徳通宝などの中国渡來の銅錢は、民間に於ける最も主要な通貨として広く使用され、織豊時代に入り外国貿易の熾んに

なるにつれて、銅錢のみでは取引の不便を感じるに至つて、天正前後から漸く再び金銀貨の登場を見るに至つたのである。

資一 錢貨、出挙以レ米、弁、時、利、事(法曹至要抄中、出挙条廿九)

建久四年七月四日、宣旨云、自今以後永從停止、宋朝、錢貨、事右左大臣宣奉勅云々、自非止、錢貨、之交、関者、争、得、定直、法和市、裁、仍、檢、非、違、便、并、京、職、自、今、以、後、永、從、停、止、者、ナリ。

(法曹至要抄)寛文二年、鴨飼石齋訓点、洛陽村上勘兵衛刊行本、及び瀧本誠一編、古代法制類集)

資二 商売輩以下撰錢事(建武以來式目追加)明応九年十月)

一 近年恣撰錢之段。太不レ可レ然。所詮於日本新撰料足者。堅可レ撰之。至根本渡唐錢(永徳・洪武・宣徳)等者。向後可レ取渡之。(但如自餘之錢可レ相交)若有違背之族者。速可レ被レ處ニ嚴科ニ矣。

松田丹後守

長秀

(群書類從四百一及び古代法制類集)

資三 定(建武以來式目追加)

一 セイセン(制錢)ノギ。京錢ウチヒラメヲノゾク。其外ノトタウ(渡唐)錢。エイラク(永樂)。コウフ(洪武)。セントク(宣徳)。

ワレ錢(但ワレトヲラサル錢)以下トリ合テ。百文ニ三十二錢。(ケリヤウ三分一可レ在レ之)於ニ向後トリワタスヘキ事。

一 アク錢売買儀。一切可レ停止ニ事。

右条々堅被制止。詔。若背此旨。族アラバ。權門勢家ノヒクワン(被官)ヲイワス。於ニ其身者處ニ嚴科。至ニ私宅者闕所ニヲコナナルヘキ由。所レ被ニ仰下ニ也。仍下知如レ件。

(諏訪)

沙弥信祐

(飯尾)

近江守三善朝臣貞運

一 撰錢事。近年令_レ超_レ過先規之條。為_レ世為人不可_レ不_レ誠。所_レ詮於_レ今古渡唐錢_二者。悉以可_レ取用_一之。次惡錢充買儀。停止事。被_レ定御法。被_レ打_二高札於洛中_一訖。可_レ令_レ存之由。被_レ仰出_一也。仍執達如_レ件。

永正五 八月七日

信 祐
貞 運

城州大山崎名主沙汰入中

撰州同前右京兆へ遇之 北堺庄名主沙汰入中、山門使節御中、青蓮院御門跡序務御房、興福寺衆徒御中、山門三院衆徒御中、大内左京大夫、右京兆代

一 撰錢事近年令_レ超_レ過先規_二條。被_レ定御法。被_レ打_二高札於洛中_一之上者。守_レ彼札。於_レ古今渡唐錢。可_レ取用_一之趣。堅可_レ被_レ相_レ融洛中被官人同分國中_レ所_レ々_二之由。所_レ被_レ仰下_一也。仍執達如_レ件。

永正五年八月七日

尾州代

沙 弥
近 江 守

(群書類從四〇一及び古代法制類集)

註 参考書目

大日本貨幣史、三貨部。同補錄卷三、年表。法曹至要抄。建武以來式目追加。古代法制類集。善隣國室記。康富記。室町記略。國家金銀錢譜。薩戒記。看聞御記。統皇朝史略。大日本史。群書類從。

三、信長・秀吉・家康の金銀貨の鑄造と天正・文祿・慶長の貨幣

金・銀貨幣及び銅銭が再びわが国でつくられるようになってきたのは、織・豊時代すなわち天正・文祿年間からである。織田信長が始めて大判金貨をつくったのは何年頃からか判然とはしないが、竹越与三郎氏の「日本経済史」(註一)に於ては、これを天正六年以前となし、又、大日本貨幣史(註二)に於ては、宝永年間に濃州関(現在の岐阜県関市)から発掘され

た無名大判金(三貨図彙所掲図)を織田氏の時の判金であるとなしている。さらに、太閤記によると天正十三年(一五八五)豊臣秀吉は金五千枚、銀三万枚を大名小名に与えたことを記し、又宝貨事略にも天正十六年前に大判丁銀のあつたことを伝えているから、いずれにしても信長時代にすでに大判の作られていたことは確かである。しかし、それ以前は黄金を多くは砂金にして之を袋に納め、これを秤量して銭に換えたもので、その換価は天正十二年(一五八四)に、金一匁代錢一貫四百五十八文と定められていた。信長公記に天正二年六月、信長が「兵糧代として黄金の皮袋二ツ、馬に付させ家康公へ被参云々」と記しているのは、この皮袋は猶砂金をさしたものであろう。ついで秀吉は天正十五年(一五八七)に天正通宝、銀錢及び銅錢の二種を鑄造し(泉彙、三貨図彙)、翌十六年には大判金ならびに小判金をつくり、この天正大判金の重量は約四十四匁、そして天正十七年に金一匁一分を代錢一貫四百四十四文と判定した。さらに文祿元年(一五九二)には、銀錢、銅錢二種の文祿通宝をつくり、家康はまた同年(一五九五)には駿河墨判小判金及び武蔵墨判小判金、額分判金をつくり、やがて慶長四年(一五九九)には一分判金を造るに至つた。つづいて織・豊二氏のをうけて、徳川家康も夙に金座を設け、また慶長六年(一六〇一)はじめて銀座を置き、金銀貨幣の改制を行い、その位を定めて鑄造した。いわゆる慶長大判金、慶長小判金、慶長駿河小判金、慶長一分判金、慶長丁銀、慶長豆板銀などがこれである。かくて、安土・桃山時代から江戸初期に至るまでには夥しき種類の金・銀貨幣が出現したのであるが、一般に金貨は鑄造資源たる金鉱が東国地方に多く存在していたから、東国に於てつくられたのに対し、西国に於ては銀山多く、従つて銀貨は多く西国で鑄造される所となつた。同時にそれは又、東国に於ては金目の制を生じ、西国に於ては銀目の制を長く存続させる結果ともなつたのである。いま当時の国内各地に於ける金銀貨幣鑄造の実状を見わたしてみると、まず東国に於ては天文十一年(一五四二)に発見された越後の佐渡の金(銀)山、一五三二年より三十四年間盛んに金を産出した甲斐、信濃の金山、今川氏、織田氏によつて開かれた駿河、尾張の金山、徳川氏以前より開掘されていた伊豆の金山、一五八三年頃に発掘された加賀の沢村山、能登の宝達山の金山、一五八九年に金森氏の発見した飛騨の大谷の金山、さらに一五九八年(慶長三年)に発見された陸中の白銀金山

(尾去沢金山)、小真木、五十枚の金山、その他、上総、下総、下野、陸奥、出羽諸国の金山等、相次いで金山が開発されるや、それは勢い東国各地で金貨の鑄造を推進することとなった。

かくして、織・豊時代から徳川初期に到るまでに鑄造せられた貨幣史上を飾る大判、小判を数えろと——武蔵小判、天正小判金、江戸座小判、駿河座一分判、甲州の古金大判をはじめとする百三十三種の金貨、尾張の那古屋小判、津島小判、駿河の今川永四貫小判、相模の大磯小判、小田原の菱小判、武蔵の辨定小判、上総の東金小判、下総の寿命小判、下野の足利小判、陸奥の秀衝小判、松島小判、出羽の舟山小判、赤西小判、越後の高田小判、謙信小判、加賀の牛舌小判、寿永小判、大平小判、正門小判——などがあり、その殆んどは東国に於て鑄造せられたものである。しかるに、家康に至つて、かような黄金の主産地である信州、甲斐、駿河、武蔵、相模、伊豆、上総、下総、上野、下野の東国の諸国を偶然掌握することとなるや江戸はやがて黄金の集積地となり、徳川氏の領内に産出する黄金と相合して、東国に於ては江戸を中心とする金本位の一国土を生じ、織豊時代から各地でつくられてきた、さまざまな鑄造金貨は、ついに徳川氏によつて、その品質、重量が統一せられ、秤量貨幣から計数貨幣へ急速な発展を示して、こゝに慶長六年の大判金、小判金、一分判金となつたのである。

これに対して、西国には銀鉱多く、まず一四四〇年(永享)の頃から周防の大内氏を富ませた石見銀山、足利氏の中季から山名氏の財源となつた生野銀山、一五五八年(天文十一年)に発見せられた岩代軽井沢の銀山、豊臣氏時代(天正前後)に最も多く銀を産出した摂津多田の銀山(就中、瓢箪間歩及び臺所間歩)など有名な銀山は関西に控えていた。したがつて豊臣氏時代から、かような西国の主要な銀山は西国領主の手中にあり、秀吉もこれら各地有数の銀山には一年の所得の幾分かを納付させて、以て豊臣氏政権の財政的基礎となしていた。左に掲げるものは、即ち秀吉が石見銀山に対して一年、銀三百枚を納付させていた文書である。

其方分国中出来之銀子山運上儀、不相易、奉行可被三申付旨、被三仰出候に、則為下代、林、柳沢、兩人申付、公用運上、不可有油断旨、尤候、就其、銀子参百枚到来、悦思召候、猶淺野彈正少弼、可申候也。

天正十九年卯月廿五日

関白朱印

羽柴安芸宰相との

かくの如くして、銀貨幣は西国及び関西に於て多くは鑄造せられ、足利末季から慶長に至るまでに関西で行われたものは——山城の小判銀、和泉の小判銀、多田の鉸銀、越前の旧小判銀、美作の二菊小判銀、一分銀、長門の萩判銀、丹波の鬼ヶ城切銀、但馬の一両小判銀、道津銀、小玉銀、南鐮銀、因幡の甚兵衛極印切銀、伯耆の常是印小玉銀、出雲の木瓜切銀、石見の挺銀、切銀、山口余極印切銀、筑前博多の御公用銀——など多くの種類があつた。したがつて、徳川氏初期に於ては、未だかような主要銀産地を形成する西国各地には、その勢力が十分に及ばず、かくして関西に於ては銀貨幣が専ら行われ、徳川氏もついに東国の金貨幣に統一することができず、大阪を中心とする銀本位の国土を生じたのである。三貨図彙は、これについて、「関東筋は金と錢とを以て交易融通し、銀を用ゆることは少なし。京都より西国筋は、銀を貴び、都て交易は銀を以つてする故に、諸品皆銀相庭立なり」と記している。かような理由から家康は、金・銀の両本位制をとらざるを得なかつたから、慶長六年に、上述のような西国各地の各種の銀貨幣を統一し、その品質・量目を一定して、幣制を改革し、ここにいわゆる慶長丁銀、慶長豆板銀をつくつたのである。

註一 日本経済史の第七卷二一八頁に曰く。

「徳川氏以前にありて、古金銀は、何時の世より通貨となりしやと云ふに、其事、極めて茫漠たりと雖も、足利氏の末葉に於て、端を発し織田氏に至りて、天正年中、黄金の大判、小判を造り云々」と。

又、同卷二二二頁に曰く。「判金、信長時代に行はる——然るに、天正六年には、己に、判金を生じたるが如く、信長は摂津の荒木村重を攻めし、中川瀬兵衛の功を賞して、黄金三十枚を与へ、其家臣三人に黄金六枚を与へ、高山右近が早く帰服したるを賞して、黄金二十枚、其家老二人に四枚を与ふ。

(中略)凡そ此等の政治上の大功を賞するに、黄金を以てし、或は政治の大恩を謝するに、黄金を以てしたるを見ては、黄金が其通貨とし

ての普通の購買力以上に、珍器異玩の性質を帯びたるを知るべし。」

註二 参考書目

大日本貨幣史・三貨部。同補録卷二・貨幣表。卷三年表。竹越与三郎著、日本經濟史・第四・第五・第七卷。信長公記。太閤記。台徳院御実記。吹塵録。金銀図録。三貨圖彙。泉貨鑑。宝貨事略。等参照。

註 無名大判金、天正大判金、天正菱大判金、太閤大判金、古大判金、大仏大判金、駿河所造銀判、駿河所造銀五兩判、駿河所造黄金五兩判、半兩判金、太閤式分判金、天正小判金、古丁銀、永楽金銭、永楽銀銭、文祿通宝（銀銭）、武藏墨判小判、駿河墨判小判、大阪疋分金、碓丸桐疋分判金、円疋分判金、慶長大判金、慶長小判金、慶長駿河小判金、慶長小判金、慶長疋分判金、慶長丁銀、慶長豆板銀等の図録については、木庄栄治郎編・大日本貨幣・本篇・三貨部（大正十四年四月・朝陽会発行）一二七頁—一九一頁を参照。

第二章 江戸時代の貨幣制度並に三貨の種類

一、金座・銀座・錢座の設置と江戸幕府の幣制の統一

(1) 金座の設置と慶長の法定金貨 家康が始めて江戸に入つたのは天正十八年（一五九〇）である。当時江戸の商人は砂金を鑄て、その金塊の斤量を計り、一兩、一分、一朱、上下などの文字を包紙に書いて商取引に受授していたという（慶長見聞集）。小田原の北条氏滅亡後、家康は相模、武蔵、伊豆、駿河を得て漸く天下の大侯として関東に政權を樹立するや、まず封内に貨幣制度を一定せんとした。そこで、さきに甲斐の武田氏が亡び、その故国に入つて整然たる貨幣制度を見、甲州の金座に学び、又京都の金座に模して、関東で金座を起し、金貨の鑄造を企図した。かくして、文祿四年（一五九五）秀吉の金座であつた後藤徳乗に謀り、その一族の後藤庄三郎を関東に聘して、大判を十分して小判を作つた。この時、江戸で作られたものが世に武蔵小判（武蔵墨判小判）、静岡で作られたものが駿河小判（駿河墨判小判）と呼ばれるものである。又、慶長四年（一五九九）には小判を四分して歩金（一分判金）を作つた。これらは京都の金座に於て久しく唱えられてきた計画を庄三郎

の献策に基いて実行したものである（宝貨事略・貨幣通考）。そして、これらの小判には鑄工、後藤庄三郎の称号—光次の名を鑄出させて、以てその小判の金質の保証責任者となした。かようにして、後藤氏は徳川氏の金座となり、金見役の官職に任ぜられ、徳川氏の政權の及ぶ所、彼が鑄造し鑑定する貨幣は法定貨幣となつたのである。尚この時、金座は貨幣の鑄造權を一手に掌握したわけではなく、諸侯もその圏内に於て金貨を鑄造することを許可され、金座はそれらの金貨の品質の善悪量目の輕重を鑑定し、後藤方の駿河並に江戸の金座で極印を打つて世間に通用させることにしたのである。これについて、柳營秘鑑には次の如く述べている。

「後藤庄三郎は、駿河にて金座を仕、光次小判を定め、京、江戸、佐渡にて金を吹たり、其外方々國々にも吹て、其吟味を駿河へ遣し、後藤庄三郎が判を取て、世上通行す、大法十二兩替定也。（中略）但十二兩替と云は、十二兩替のことならんか、然れば金小判、量目四匁八分なれば、代銀五十七匁六分なり。」

こゝに「双替」とは、地金又は判金に対する通用銀の量目の割合であつて、すなわち一兩小判の量目の十二倍が通用銀の量目、よつて江戸と大阪の金銀の比価が一对十二であることを示す。かようにして、文祿四年の家康の駿河、武蔵の墨書判の鑄造時代は、尚、前田、武田氏等の錢貨と同様に、その小判金は、その領内のみのもに過ぎなかつたが、前述の如く徳川氏は第一に、関東に於て豊富な金坑を開発すると共に、併せて豊臣氏の金を没収し諸侯の献金をあつめて、それらを領内に集積することに努め、第二には関ヶ原後徳川氏の政權を集中することに成功し、第三には後藤庄三郎を起用し、金座制を活用し、慶長六年には、幣制統一の第一期事業を完成するに至つたのである。しかも、その最初の成功を収めたものは、その大部分の資源を領内に掌握する金貨の鑄造權であつて、かくして慶長六年の大判金、小判金、及び一分判金は、始めての全国的な法定貨幣として又同時に計數貨幣として登場するに至つたものである。

(2) 銀座の創設と慶長の法定銀貨 江戸時代になつて、金に於ては逸早く大判、小判等の計數貨幣且つ法定貨幣の登場を見ることがなつたが、当時銀に於ては尚秤量貨幣として、銀鋳を灰吹にして精銀となし（灰吹銀）、それを扁平なる延銀となし

筋目を入れ必要に応じて筋目に従つて之を切断して使用し(切り遣)、或は銀塊を秤にかけ、その重量を計算して(量目遣)、貨幣として使用していた。こゝに於て、徳川氏は慶長六年六月、大津の代官、末吉勘兵衛利方を召し出し、その献策を入れて、伏見に銀座を創設し、末吉勘兵衛と後藤庄三郎にこれを管掌させ、堺の銀商、湯浅作右衛門を抜いて、その事に当らせた。

これより先、堺は夙に海外の貿易権を握り、多くの銀工や銀商が集り、すでに秀吉時代からこれらの銀商が常是即ち座の制度を認められ、南鐮座を組織し、これら常是の銀商たちは、いづれもみな銀塊を鑄造し、太子屋銀、釜屋銀、大黒屋銀など、自家の一定の章を刻し、以つてその銀質を保証し、かような銀商の私貨が久しく且つ広汎に流通していた。そこで家康は法定銀貨を鑄造するに際し、この常是の一团中から作右衛門を起用し、彼の従来の私貨の旧章であつた大黒の記章を法定銀に刻させ、且つ常是の字を記して流通させることとした。けれど尚、民間人はこの新法定銀貨の使用を躊躇したから、銀商たちは、この新鑄の法定銀に自家の極印を打つて之を保証し、かくて家康は漸くこれを使用させることを得た。これが江戸幕府の慶長六年新鑄の法定銀貨である。

けれど、すでに述べた如く、従前から西南諸国には銀山が多く存在し、銀鉱の採掘豊富にして、上方地方では銀が久しきにわたつて通貨の主体をなしていたから、幕府が新たに銀貨を鑄造しても、容易に銀商たちの従前からの流通の私貨を一掃することはできなかった。したがつて幕府も、「菊大黒の銀と常是吹き白かねと善悪之へだてなき様と被仰付一候間、いよいよへたてなく取やり仕るべし、されと銀子悪しく候は申上べし、しからずしてありきらひを仕るべからざるもの也」(三貨図彙)と命令して、法貨と私貨と同時に通用することを黙認するに至つた。かようにして、幕府発行の法定銀貨は、当初は信用が極めて貧弱で、その後漸次、銀商発行の私銀は回収されて幕府の銀貨に改鑄されたが、しかし依然として尚秤量貨幣として取引の用に供せられ、完全に計數貨幣としての役割を果し得なかつた。

(イ) 銀座の設置と錢貨の統一 信長も秀吉も、その幣制の改幣は殆んど金貨に止まり、錢貨には及ばなかつた。しかるに民

間の日常取引は主として錢を使用し、殊に東国に於ては銀缺乏のため、江戸幕府も錢貨の統一は金銀貨の改革よりも寧ろ急務であつた。当時民間の取引に於ては平安朝時代の古錢、中国よりの渡来錢(唐錢)、私鑄錢などが使用せられて、その品質・価格が多岐にわたり、複雑をきわめ、したがつて国民は錢の好悪によつて、その授受の際にしばしば拒否することがあり、これを「多らむ」と称した。故に幕府はこの複雑な錢貨の解決策として、慶長九年(一六〇四)従来より流通の永樂錢を法貨として指定し、他を排除しようとしたが、永樂錢の数量のみでは到底民間の要需を充すに到らなかつたから、再び鑄錢の通用をみると、前者と後者の割合を一對四となした。次いで、慶長十一年(一六〇六)に慶長通宝(銅錢)を新鑄し、惡錢の禁止を令し、下総の佐倉以東は、しかみ錢の通用をゆるした(資一)。さらに十三年には永樂錢の通用を停止したが、実は新鑄の慶長通宝の発行量少くて、到底旧錢を排除するに到らなかつたから、その停止は嚴格に法貨たる資格を奪つたわけではなく鑄錢と同等ならしめたに過ぎなかつた(資二)。次で十四年には、金・銀・銅すべての通貨にわたつて比價を定め、金一兩、銀五十目、錢四貫文となし(資三)、さらに元和二年(一六一六)には錢を「多らぶ」ことを嚴禁し(資四)、翌年(一六一七)には、元和通宝(銀錢・銅錢)をさらに新鑄したが、これ又、慶長通宝と同一の結果に終つた。爾來、元和四年に再び禁制外の錢を選ぶことを禁令し(資五)、寛永二年(一六二五)には重ねて元和四年の法令を繰返し(資六)、かくして幕府は累年、錢に関する法令を布告して、もし法令に背く者があれば或はその面に烙印するの嚴刑を以てし、或はその町中の住民に一律に罰金刑を課するなど、錢貨の統一には最も苦心してきたが、ついに寛永十三年(一六三五)六月、京都の大仏を鑄潰して、寛永通宝(銅錢)をつくり、同時に「新錢古錢売買の定」(資七)を、又同年十一月には「新錢古錢同時二取捌可致旨」(資八)を布告した。

これが江戸時代の代表的な錢貨である寛永通宝の最初の新鑄であり、爾來これは江戸末期まで同一の名称で二十数回繰返し鑄造されている。かようにして寛永十三年、幕府は江戸(芝の縄綱手)今の新銀座)及び近江の坂本に於て寛永通宝を鑄造し、さらに運搬不便な各地にも広くこれを普及させるため、翌年には、水戸、仙台、吉田(三河)、松本、高田、長門、備

前、豊後、中川内膳領内の九ヶ所に錢座を許可して鑄錢にあつた。

この新錢は、その良質にして美麗であつたこと、その數量の豊富であつたこと、新古併せて通用を許可したことの三点が成功して、民間取引の需要を始めて満足させるに至り、幕府の錢貨統一策はこゝに目的を達することを得た。

かくて、信長によつて着手せられ、秀吉に継承せられ、家康によつて完成せられた国内の貨幣制度の改革と統一は、(一)大判を十分して一兩の金小判をつくり、兩をもつて價格の單位となし、純粹の計數貨幣の制度を定めたこと、(二)銀貨幣の品位を一定して、その受授を便ならしめたこと、(三)錢貨統一の目的を果して日常小額取引の便を齎したこと、(四)金・銀・錢座の制を立て、法貨の制を確立し、私鑄を禁じたこと、(五)貨幣に關する法令を次第に整備し、金・銀・銅三貨の比價を定め、流通の円滑を図つたこと、の五点を主としてあげることができる。そして江戸幕府による、かような貨幣の統一に伴つて、各藩は孤立的な自給自足的な地方經濟から遽かに脱却して、國民經濟への態勢が促進されたことは云うまでもない。

資一 下総国佐倉より東錢取遣之定(徳川禁令考、公家諸法度)

定

下総国佐倉より東におみてしかみ錢取遣可仕但われ錢かけ錢新惡錢へ撰可申事

右依相望之如先規申付訖若此旨於違背之輩へ可処嚴科者也仍如件

慶長十一年七月廿三日

對馬守
大炊頭
備前守

資二 錢取引相場(徳川禁令考)

定

一 永樂壱貫文に徳四貫文充之積たるへし但向後永樂錢へ一切取扱ふへからず金銀總錢を以可取引事

一 金子壹兩ニ銀錢四貫文可取引事

一 銀錢銀につかふへからず但なまり錢われかたなし錢へいら錢此五錢之外へ無異儀可取引事

右条々若於相背へ可為曲事者也仍如件

慶長十三年十二月八日

備前
對馬
大炊頭

資三 金銀錢之相場(救令類纂)

定

一 金子壹兩ニ付永樂錢壹貫文たるへき事

一 金子壹兩ニ京錢可四貫文但なまり錢かたなし大われ新錢へいら錢此五錢之外は撰間敷事

一 金子壹兩ニ銀五拾目たるへき事

右之旨を以御年貢並諸商売共ニ取扱ふへき者也仍而所被定置如件

慶長十四年七月十九日

資四 諸大名江奉書(武家殿制録)

急度申入候御定之銀錢ニ而路次筋米大豆荒買不致ニ付往来之者迷惑仕之由ニ候就夫道筋御藏入之所ニ候得へ米大豆相渡らせ其ひた錢を御

藏江納申候間各も時之相場を以うらせ候而ひた錢を自分之藏江被納尤ニ候高札之案文別紙ニ遣之候領内堅申付可被相定候委細へ高室金兵

衛藤川庄次郎可演説候 謹言

元和二年五月十一日

伊丹喜之助
秋元但馬守
板倉内膳正
松平右衛門大夫
安藤對馬守
土井大炊頭

酒井備後守
本多上野介

悪銭多らひ札(武家殿制録)

定

- 一 大かけ
- 一 われ銭
- 一 かたなし
- 一 ころ銭
- 一 新悪銭
- 一 なまり銭

右六銭之外へ御藏えも納候間、えらふへからず、金子壹歩に壹貫文の売買たるへし、もし彼六銭のほか撰者並押てつかふものはあらへ、
糺明之上、其面に捺火印へき者也、仍所定置如件

元和二年五月十一日

右之文言を以諸大名江触遣ス

資五 銭之撰並兩替御定(御当家令条)

定

- 一 御法度之外の銭多り候もの於有之は、如御定火印を捺へき事。
- 一 最前御定のごとく、金子壹兩に四貫文の売買いたすへし、若御法度を背、高下之売買いたし候もの有之は、其売買之銭金、過料として
雙方より可出事。

右条々、相背罷於有之は、其町一町より過料として家一軒より百文宛可出之、並其所之代官過料として五貫文可出之、此旨堅可申付者也。

元和四年午二月十二日

銭売買之定並六銭之外不可撰事(徳川禁令考)

定

- 一 大かけ
- 一 われ銭
- 一 かたなし
- 一 ころ銭
- 一 なまり銭
- 一 新銭

此六銭之外撰へからず若あらふもの並押つかふ者於有之へ其面に火印おすへし然者其町え過料として於年寄五貫文其外町間より百文宛可
出事

一 金子壹兩に四貫文之うりかひたるへく自然御定を相背き高下之売買仕る者有之者其売買銭金を過料として雙方より出之事

附其時之過料

右為同前事

元和四年二月十八日

資六 銭売買之定並六銭之外不可撰事(御当家令条)

定

- 一 銭之売買、金壹一兩四貫文御定之上へ、勿論壹分に壹貫文たるへき事。
- 此旨を相背、高下之売買仕においてへ、御定之通、違背の方よりうりかふ銭金一倍可出事
- 一 大かけ
- 一 われ銭
- 一 かたなし
- 一 ころ銭
- 一 新銭
- 一 なまり銭

此六銭之外撰へからず、若撰候もの、又へ六銭を押てつかふ者あらへ、其面に火印を捺へき事

右、可相守此旨、若濫之輩於有之は、其在々所々代官、庄屋至、町中は年寄為過料五貫文、其外は家町軒より百文宛可出之、見出す者に
へ、右之過料不殘可被下之者也、仍好件

寛永二年八月廿七日

資七 新銭古銭売買之定(古今制度集)

定

一 寛永之新銭並古銭共ニ金子壹兩ニ銀四貫文勿論壹歩ニ壹貫文可為売買若致違背高下之於売買仕者自双方売買代壹倍為過意可出之其町之年寄式百疋其外家宅軒より拾疋宛過料可出之事

一 大かけ 一 われ銭 一 かたなし

一 ころ銭 一 なまり銭 一 新總銭

此外不可撰若右六銭を押而遣者有之ハ或ハ其所ニ三日晒し或十日可為罷舎其町之過料右同前事

一 新銭江戸並近江坂本ニ而被仰付候間兩所之至惡銭迄一切不可鋳出之若相違族有之者急度曲事ニ可被仰付之事

一 今度新銭被仰付之上者縦有來惡銭雖為或礼物散銭等にも不可取扱之事

一 御料私領共ニ年貢收納等にも此定之通不可相背之事
右之条々堅可相守者也

寛永十三年六月 日

資八 新銭古銭同時ニ取捌可致旨(古今制度集)

定

一 年貢並諸商買金壹之カタニ壹歩判四ツ不可取遣可取兩判但はしたには一步判取遣可仕之事

一 新銭古銭同事ニ取捌いたし候様ニ在々所々江可被申付者也

寛永十三年十一月廿六日

註 参考書目

慶長見聞集。宝貨事略。貨幣通考。抑當秘鑿。三貨函彙。駒井日記。教令類纂。御当家令条。武家殿制録。徳川禁令考。古今制度集。公儀御法度。東武実録。徳川実記。

二、金・銀・銭の三貨並行本位制と金目・銀目及び錢目

江戸幕府は、全国の貨幣を統一して、金・銀・銭の三貨を造つたことは以上に述べたが、その後、幣制には幾多の変遷が見られるが、江戸時代を通じて通貨はこの三種より成る。そして、この三者は殆んど独立した貨幣単位として、いわゆる並行本位制をとり、いずれかを本位貨幣となし、他を補助貨幣となすものでもなかつた。後に第三章で述べる如く、この三貨の外に当時尚、貨幣の代用物として国札と称する各藩の藩札、その他形類の如き信用証券も発行されたが、これらもすべて右の三貨のうちのいずれかの単位を以て表示せられたもので、かの米札と称せられた如きものも、表面に米の数量を表示しているが、やはり一定の率を以て換算せらるべき銀或は銭文を附記し、かくして始めて通用力を得たものである。

かようにして、江戸時代は三種の貨幣制度の共存を認めていたが、多くの著作に「江戸は金遣ひにして、大阪は銀遣ひなり」と述べ、守貞漫稿にまた「江戸金幣を専用とする風なる故、譬ば米価を唱ふるにも、京阪は一石の価、銀幾十目と云、江戸は金一兩に幾斗幾升と云」と云う如く、実状は江戸及び江戸を中心とする東国に於ては、多くの取引は金本位をとり、兩を以て呼び支払には小判その他の金貨を計数をもつて使用し、これに反し大阪の市場を中心とする関西諸国は銀目制度を採用し、取引に際して初めは一々銀を秤量して使用していたが、後には手形や国札の流通によつて、この秤量貨幣制の煩雜も除去されるに至つた。

金銀兩種の貨幣を、いずれをも本位とする金目銀目の古制は由来する所遠く、鎌倉中葉(永仁元年—一二九三年)の永仁御即位日記にその片鱗が認められ、室町時代(文明十六年—一四八四年)の大内氏壁書中の「金銀兩目御定法之事」(資一)なる法令にも、当時京都で金一、銀一の複本位制が採用されていたことが認められ、さらに天正頃の記録と推測される金銀図録所引の古文書(資二)に於ても戦国当時に於ても金一、銀十程の比価の複本位制が樹てられ、かくして我が国では慶長以後に至つて、漸く金目、銀目の制度が確立されるに至つたものと思われる。

そして慶長以来、明和・安永の頃までは、少くとも貨幣に金・銀・銅の三貨があり、これが国内に並行して流通し、大取引には主として金貨を用い、小取引には銀貨・銅貨を併せて使用し、日常の売買には殆んど錢貨を以てし、三貨の間に自ら職分の相違はあつたが、実際の流通上においては三貨はいずれも貨幣として独立の単位をもつて通用し、相互の間に本位貨としての区別はなかつた。即ち、銀貨及び銅貨も、実際上は今日云う補助貨幣の如き、別に支払額に最高制限を附せられたものではなく、三貨はいずれも、それ／＼独立の価格をもつた価値の尺度として、さらに又、交換の媒介としての機能を果たしていたのである。

かような三貨の並行本位制を認めていたことは、往々にして貨幣経済発達初期に見られる現象であつて、江戸時代に於ては、貨幣を未だ貨幣として独立した流通の手段と考へる所までは達せず、金・銀・銅の三貨はいずれも、それが含む貴金属の価格によつて成立し、且つ貴金属の市価によつて変動するものであつて、これが交換取引に使用されるのも、実際は三貨そのものが特定の商品と同等の有価物と認められて始めて交換に役立つたものである。

換言すれば、小判一枚が一兩に通用するのも、むしろ小判の中に含まれる黄金の一定量が一兩の価値を有するがためであつた。(資三)。だから三貨は、いずれもその中に含まれる金・銀・銅の純分のその時における価格によつて価値が決定するものであるから、互に独立した貨幣単位を持たざるを得なかつた。

かようにして、貨幣の称呼は、金目、銀目、銅目の三単位を生じた。金目については、金貨には兩、分、朱の三称呼があつた。そして、四朱を一分となし、四分を一兩となした。その由来は、金を秤に盛つて其の重量をかぞえて何兩と称し、ついで慶長年間に始めて小判をつくつた時、その総量及び純量には関係なく、これは小判一個の価格として、単なる一の名目単位として将又、計算の単位と化したものである。銀目とは、銀貨は匁を以て称呼とし、千匁を一貫となした。この匁は唐の開元錢一文の重量より転化したもので、江戸時代長く秤量貨幣であつた銀貨は、かゝる匁をもつて単位としたものである。錢目については、錢貨は始めから純然たる計數貨幣として個數制をとり、一個を一文とし、千文を一貫とした。後述の宝永

通宝(当十文)、明和真鍮錢(当四文)、天保通宝なども、一文錢の倍数を以て称呼としたものであるが、たゞこれらは實際は幕末頃までその法定比価を維持することはできなかつた。けれど一文錢は、その名目単位を維持し、個數と称呼とは常に合致していたのである。

したがつて、兩を以て呼ぶときは、小判その他の金貨を以て支払い、主として江戸を中心とする関東で行われ、匁を以て呼ぶときは銀を以て支払い、主として大阪を中心とする関西で行われ、文を呼ぶときは錢を以て支払い、これは全国的に使用されてきた。しかるに、かような並行本位制に対して、明和四年(一七六七)十二月、左掲の如き、金・銀兩本位制を施行するかの如き、江戸時代の貨幣制度上、重大な改革を齎す御觸書を出した。

明和四年十二月廿一日(憲法部類・徳川禁令考)

松平撰津守御渡

文字銀同位を以掛ケ目五匁ニ定リ候銀吹立被仰付候間有来丁銀小玉銀交可致通用旨去々四年相触候得共以来五匁銀之儀ハ銀相場ニ不拘金匁兩六拾目替之積を以金匁分銀三枚金匁兩拾式枚之積リ渡方請取方無滯可致通用候
右之趣國々江も可觸知者也

この法令中に、「金一分に銀三枚、金一兩に銀十二枚」なる文字がある。これは明和五匁銀の発行される迄は、銀貨の金貨に対する価値は、銀塊の金塊に対する市場の比価によつて決められ、時代により銀貨の改鑄によつて金貨に対する比価の下落した場合は、銀貨の匁数を増加して通用させていた。しかるに、この觸書によつて匁数の加減による調節を廃止し、金一兩は銀貨何枚という計數貨幣として切替えたものである。

次で、安永元年(一七七二)に幕府は、南鐮二朱銀を發行するに及んで、次の如き觸書を出し、いよ／＼金銀兩本位制を進展させたのである。

安永元年九月十日(水野出羽守殿御觸)

南鐮式朱判吹立ニ付御觸書

此度通用之ため吹拔候上銀南鐮と唱候銀を以式朱之歩判被仰付候間右歩判八ッを以金匁兩之積文銀並錢共時之相場之通無滯兩替可致事

- 一 右式歩銀兩替ニ付切實之儀是又金と同様相心得取遣可致事
 - 一 式朱銀包之儀ハ文字銀と違於銀座包いたし候間其通相心得可申事
- 右南鐮式朱銀之儀金と同様通用之ため被仰付候間無滞可致通用事
右之趣國々江も可触知者也

九 月

右之通可被相触候

(教令類纂・徳川禁令考)

すなわち、この時の法令に於て幕府は、銀貨もまた金貨と同じく、兩・分・朱の呼称を用い、南鐮二朱判の表には「以南鐮八片、換小判一兩」と極印を付し、これを計數貨幣として取扱ひ、南鐮八片の価値は小判一兩に同じであるとなしたのである。これは、わが国の近世の貨幣制度史上はじめて金銀複本位制を採用したものと見ることが出来る。

けれども、上述の金・銀・銭の三貨は、その通用の範圍を異にし、この複本位制も主として關東で用いられたのみで、大阪を中心とする關西の銀目制度を崩壊させることはできなかった。加うるに、これらの三貨には需要に消長があり、その交換はすべて両替商の手に委ねられ、しかも幕府は両替商が三貨の交換に際して一定の打歩を徴収することを認めていたから、事実上は三貨の比價が絶えず動揺し、各貨幣はそれ／＼の商品として、三種の貨幣が共存する並行本位制は、江戸時代を通じて永く存続していたものと見ることが出来る。

資一 金銀兩目御定法之事

こがねしろがねの兩目の事は、京都の大法として、いづれも、一兩四文半銭にて、二兩九文めたる処に、こがねをば、一兩五文めにうりかう事、そのいはれなし。ことに御分國中如此云々、代はたかくも、やすくも、その身その身の、はからいたるべし。兩目の事は、京都の法をまもるべし。若し此旨をそむくやからあらば、經上裁罪科あるべし。自然、又此法をやぶる輩を、聞いたさるゝ事あらば、たしかに糺明をとげそのとががれずは、重科にをこなはるべし。仍下知如件

文明十六年五月日

三河守 重幸

(日本經濟史・三一五頁)

資二

- 一、しろかね、事の外たかく候
- 一、金かねはやすく御入れ
- 一、米は一貫に八斗つゝ御座候
- 一、金かねは五十貫仕候
- 一、金かねに、しろかねは、四百二十め仕候
- 一、半の金一まい、しろかね四百二匁にて、かはり候
- 一、銀子是にてひきおこし八石五斗

註、この文書より大半一枚は銀四百二十目であるから、金一兩に銀四十二匁で、一兩の金四匁内外とすると、金一、銀十の比較となる。

資三 江戸時代の貨幣論としては、熊沢蕃山の「大学或問」、三浦梅園の「価値」、新井白石の「折たく柴の記」、荻生徂徠の「政談」、太宰春台の「經濟論」など卓越したものがあるが、竹越氏の「日本經濟史」に於ては、その學說の優劣は別として、貨幣の本質は所謂交換の媒介にあると同時に、貨幣は価値の尺度として秤らるるものと同一価値を有する必要があるとなす藩山の見解を以て、その時代の一般の貨幣觀を代表するものと云う。

三、金銀貨の改鑄とその種類

(4) 元禄の改鑄と新貨の種類

江戸幕府は、始めの頃は準備金も豊富に所有していたが、やがて元禄前に到るとそれも消尽し、加うるに財政も窮乏を告げてきた。さらに旧貨幣も時代と共に磨損し、鑑別の困難を増すにつれて、賈造の貨幣も横行するようになってきた。こゝに於て幕府は、金銀の産出額の減少により、貨幣の鑄造高に対する分一による収入の低下を嘆く金銀座の建議を容れ、且又

勘定奉行萩原重秀の言を用いて、元禄八年(一六九五)八月、「金銀吹直之儀御触書」(資一)を出し、金・銀貨の改鑄を行った。これが、元禄大判金、元禄小判金、元禄一分金、元禄丁銀、元禄豆板銀であり、世に元字金銀といわれるものである。ついで同年九月「金銀吹直に付通用並引替之儀御触書」(資二)を出し、この改鑄事業の終るまでは新旧両貨の通用を認めると共に新貨と交換する様に命じた。さらに翌九年七月には「古金銀引替並新金銀出来之上へ古金銀通用停止之旨」(資三)を布達すると共に、また賈造及び金銀貨の私鑄を嚴禁する触書(資四)を出した。この時の改鑄は江戸本郷靈岩寺の側に金座を新設し、勘定吟味役萩原重秀の監督の下に行われたもので、幕府はこれによつて四百七十万両前後の利益を獲得、以つて財政の不足を補填することができたが、しかし金銀の比価に激変をもたらし、銀価を騰貴させ、また金銀両貨の品質を劣悪にしたために、錢の価格を騰貴させる結果を招いた。かようにして金銀の改鑄によつて、却つて国内の經濟を混乱に陥れたから、旧貨との引替を幕府が布告しても、民衆は新貨を嫌つて、一向効果がなく、ために引替期を元禄十一年迄とする触書を出し(資五)、さらに十二年迄延期し(資六)、ついに引替並に旧貨の停止を無期延期する触書を元禄十一年には出さざるを得なかつた。かくて、元禄の改鑄事業は、「國家の制定する所、瓦石と雖も、また通行すべし」と称した萩原重秀の言を信じて断行したものはあるが、当時の貨幣は尚、万人の見所、実質貨幣たる点に存し、かように民衆の間に徐々に育成されてきた貨幣の実体を見誤り、幕府が一挙に商品としての貨幣たる貨幣中の貴金屬の価値を劣悪にしたことは、良質な旧貨との引替を至極困難なものとした。かくて慶長金銀を一とすれば、元禄金は六割五分、銀は八割の悪貨となしたため、金・銀貨の比価を動揺させ、さらに金貨に対する錢貨を騰貴させ、長らく安定していた經濟界を徒らに攪亂し、結局この貨幣政策は大失敗に終つたといふことができる。このため度重なる御触書を出しても、多年の慣習に基く經濟生活の実態を見誤つた一片の法令では、いかんともすることが出来なかつたのである。

さらに、元禄十年(一六九七)六月、幕府は式朱判金を鑄造した(國貨金錢譜・徳川実記)。そして同月「新金三而式朱判出来ニ付通用之儀御触書」(資七)を出した。いわゆる元禄式朱判金がこれで、宝永七年(一七一〇)までをその鑄造期間として、

これは同年二月停止令の出るまで通用した。

註 参考書目

徳川実記。三王外記。大成令。徳川禁令考。御当家令条。日本經濟史。

(四) 宝永の改鑄と新貨の種類

上述の如く、元禄改鑄の失策は、金貨を下落させ、銀貨及び錢貨を騰貴させて、それは江戸を中心とする東國の民衆の經濟生活に大打撃を与えることとなつた。したがつて幕府は法令によつて此の形勢を打破しようとなし、元禄十三年(一七〇〇)十一月、銀・錢の相場を定め「金銀錢兩替之覺」(資八)を以つて、御蔵元払によれば、金一両に銀は六十匁、錢は四貫文であるから世間もこれに準ずるように強制した。さらに同年十二月「銀子錢之通不自由之由ニ付御触書」(資九)を出し、銀・錢貨払底のおりから、これを江戸から他國へ出すことを禁じ、規定の値段よりこれを高値に売ることを禁じ、隱遁をする者は発覺次第、家主・五人組・名主まで連帶嚴罰をもつて望み、又同月、これまで銀本位であつた關西地方にも銀貨抑制のため金・銀貨の双方を使用することを触書をもつて強要(資一〇)、さらに十四年八月には、銀の買占をする者を告発した者には褒美を出す触書をし、十二月には「諸國一統金銀共に通用可致旨御触書」(資一一)を重ね、同月また「金一兩二銀八五拾八匁替錢ハ三貫九百文」以下の法定価格を命ずる「銀子並錢相場之儀御触書」を出し、つき／＼と法令雨のごとく、あらゆる手段をつくしたが、幕府の威令も關西には及ばず、従來金目を以て商売の標準としてきた關東に於てさえ、元禄の新金を受取ることを拒み銀貨をよるこぶものが続出して、銀錢貨の抑制にも一向効果がなかつた。

こゝに於て、幕府は金貨の強制通用命令を發することを廢して、宝永三年(一七〇六)、銀貨を下落させることを目的とし元禄銀の改鑄を企て、百分中、銀五十、銅五十の疎悪なる銀貨をつくつた。宝字丁銀(宝字銀或は二玉銀とも云ふ)、宝字豆板銀がこれである。それと共に触書をもつて「新錢吹立古銀と引替之事」(資一二)を命じた。結果は銀貨が急落して、諸物価が暴騰した。ついで、宝永七年(一七一〇)三月六日また銀貨を改鑄した。永字丁銀、永字豆板銀がこれであり、世に永

字銀と称する。四月二日重ねて銀貨を改鑄して三宝丁銀、三宝豆板銀をつくり、世にこれは三宝銀と呼ばれている。さらに同年四月十五日、さきの元禄改鑄金は雜分が多く破傷し易いというので、再び萩原重秀の建議を容れ、その雜分を取り除き形を小さくした乾字小判金及び乾字一分金をつくり、同時に改鑄の理由として「通用之新金を古金之位ニ吹直並式朱判停止」(資一三)を布告した。これは乾字の極印を表に附するため世に乾字金と称せられるものであるが、改鑄当時の民衆の不評にも係らず、間もなく金相場を騰貴させる所となつた。

註 参考目書

徳川禁令考。金銀図録。大日本貨幣史。日本経済史。

(イ) 正徳の改鑄と新貨の種類

宝永七年三月の銀四、銅六の永字銀(江戸で五八三六貫鑄造)、同年四月の銀三・一、銅六・八の三宝銀(京都で三七〇四八〇貫鑄造)に次いで、さらに幕府は正徳元年(一七一二)二月、銀二、銅八の宝字四つを刻した四宝丁銀、四宝豆板銀を京都で四十万二千八百八十貫鑄造した。これを世に四宝銀と称している。かような度重なる悪銀の増鑄は、幕府の財用の不足と勘定奉行萩原の奸策にもとづくもので(折焚く柴の記)、このために銀貨は次々と下落し、錢価は騰貴し、物価を暴騰させ、さらに純分の各々異なる元禄・宝永・永字・三宝・四宝の各種の通用銀貨が相錯綜して、しかも悪貨の増鑄に伴つて良貨が潜匿し、民衆を苦しめ経済界を混乱させるに至つたことは絶大なるものがあつた。

幕府もこゝに於て、囂々たる世論を等閑視することができず、五代將軍綱吉の死と共に、新政策の担当者として登場した新井白石の弾劾によつて、まず悪貨濫鑄の責任者萩原重秀一味を処罰し、正徳二年九月には一旦、新銀の鑄造を停止し、古銀・新銀共に使用せしめることを命令すると共に、また両替屋に対しても新古両銀の取引に際して暴利を漁ることを禁じて以て経済界の建直しを図つたが実際には一向効果がなかつた。そこで、金銀貨共に根本から改造して、以て一國経済の苦境を救うことを一方では考え、これより先、正徳二年二月「大

判を遠国江遣並両替屋之外大判取やり致間敷旨町触」(大成令・徳川禁令考)をもつて、江戸の両替屋に命じ、遠国へ大判金を送ることを禁じ、専ら江戸へ準備金を貯蔵することを企図していた。同時に慶長時代の如き良質の金・銀を再び鑄造して断然世に出すことを考え、正徳二年十月十八日には「金銀吹替二付被仰出書付被仰出之趣」(資一四)を布告し、又この良貨鑄造の実行方法については幕府は前例を破つて江戸の日本橋に高札を建て、天下に向つて良策を諮問する筈に出た。時には一部では宝鈔なる不換紙幣を發行し、古銀の回収を謀り、新銀に改鑄した際において、割引して兌換せよというような空論に近い意見も出たが、ついに堺の商人、谷長右衛門の実行方法を採択することとなり、新井白石の建議に基いて、正徳四年(一七一四)四月、諸般の準備を整え、金・銀貨を改鑄して慶長の制を復活した。かくて江戸で慶長金と同位同量の小判金、壹分判金を総額二万三千五百両をつくつた。その鑑別には大黒屋常是が当ることになつた。これは慶長の金貨に準拠したもので、しかもそれは又、文禄年間に武蔵でつくられた武蔵墨判小判に基くものであるといふので、武蔵小判金、武蔵壹分判金と呼んでいる。この年また江戸と京都において慶長銀と同位(銀八・銅二)の新銀貨をつくり出した。これは正徳四年より元文元年(一七三六)にかけて総額三十三万四千二百貫鑄造せられ、正徳四年から開始されたものであるが、通常は享保丁銀、享保豆板銀と称している。この改鑄に引続き、同年五月十一日、幕府は新井白石の案文にもとづく長文の「金銀吹替二付品々御書付」(資一五)なる新旧金銀貨の通用方についての定書を全国に布告した。そのうち、特に主要なる点を列挙すると、(1)旧来の金銀貨と新貨とを共に使用を認めたこと、(2)諸貨幣の比価を統一し割合遣というものを公認したこと。―即ち従来から世間では歩金歩銀の制というものがあつたが、慶長金銀貨と元禄・宝永の金銀及び新金銀とは品質に差等があつたから、慶長金、新金はその使用価値に於て、元禄金、宝永金の十割増、慶長銀、新銀は、永字銀、三宝銀、四宝銀など宝永七年以降の通用銀の十割増、元禄銀は同様通用銀の六割増、宝永銀は同様通用銀の三割増と定めた。(3)物の価格、年貢その他上納の金銀、借金銀等、すべて此の統一された比価による割合遣をもつてすること、(4)江戸、京都、大阪に引替所を設置し、新古貨の引換を行い、新金銀の發行に伴つて漸次旧貨を回収し、その通用停止の手段を取つたこと、などである。

けれど、この公定の割合遣の方法は民衆には、容易に徹底せず、又、新古貨幣の引換も遅々として捗らなかつたから、幕府は正徳四年八月には「武士方金銀引替等無滞可申付旨御触書」、同年十一月には、「新金銀通用滞候由ニ付御触書」、(正徳年中金銀吹替覚書)を出して督促し、刑罰をもつて或は威嚇し、さらに、正徳五年四月には「新金銀通用ニ付品々御触書」なる「覚」を連続四回(大成令)発して督促と訓令にこれ努めた。これらの法令で幕府は両替屋、錢屋、各種の間屋に区域を定めて仲間組合を作らせ各組合に一人の月行事を置き、組合に集つた元禄以来の金銀を一ヶ所に集めてこれを引替所に納めさせ、以て月々一定量の引換を強制する方策を講じた。かようにして、元禄金も漸く回収することができたので、同五年十二月の「覚」(資一六)によつて、その通用は享保二年(来々年丁酉十二月)限とせられ、また同じ年の十二月、江戸の両替屋に法令を発して、元禄以来の貨幣を地方に送ることを厳禁した。

註 参考書目

正徳年中金銀吹替覚書。大成令。徳川禁令考。大日本貨幣史。日本經濟史第五卷・第七卷。折焚く柴の記。

(ハ) 享保の改鑄及び新貨の種類

享保元年(一七一六)、吉宗が紀州家より入つて將軍職を継ぐや、白石は退けられたが、前代の正徳幣制改革の後をうけて小判金及び壱分判金を総額八二八万貫改鑄した。世にこれを享保小判、享保壱分判と呼んでいる。次いで同二年八月「乾字通用年限」(資一七)を布告して、向う三ヶ年限りとなし、翌三年閏十月には「新金銀を以当十一月より通用可仕覚」(資一八)及び「新金銀引替之法」(資一九)を發布して新旧金銀の通用方法を示した。その要領は(1)取引の価格はすべて新金銀を以て標準となし、(2)元禄金、乾字金及び元禄銀、宝字銀、永字銀(中銀)、三寶銀、四寶銀等のこれまで通用の金銀は、それ〴〵所定の増合遣を認め、(3)かつ元禄金の引換期間は翌四年まで、その他の通用金銀は享保七年までに限つたことである。かようにして、享保六年(一七二一)四月には、さらに新旧貨の交換を全国に布告して督促するため「乾字金並元禄銀宝永銀等引替之儀御触書」(資二〇)を発し、ついで八年正月には「金銀引替之儀期限候分ハ潰シ金銀ニ成候事」(資二一)なる

御触書を発し、廃止になつた金銀貨は、それ〴〵金座銀座に差出して、定法通り潰し金銀の割合をもつて売渡すことを命じた。さらに享保十年(一七二五)三月には大判金の改鑄を企て、同年十月には「大判之儀古來之位ニ吹直之事」なる布令(資二二)を発し、新鑄の大判金は十二月朔日より通用することに定めると共に、同日限り元禄大判の通用を一切停止し、その所有者は後藤庄三郎方へ差し出して、潰し金の割合で小判と交換すべきことを命じた。この時の改鑄の大判が即ち享保大判金と呼ばれるもので、一枚の法定価格は七両式分、なおこの時通用停止となつた元禄大判金は四両式分余に法定されて潰し金として回収された。

こゝに於て先の正徳四年に開始された金銀貨の改鑄統一の大事業も享保十年を以て一段落を告げ、国内の諸物価も一定の標準に整理されて、幣制の混乱、多年の金・銀・銭の三貨の比価の動揺、物価の動揺等も一応安定させることが出来た。

註 参考書目

大日本貨幣史、貨幣金銀銘書、徳川実記、国家金銀錢譜、日本經濟史

(ニ) 元文の改鑄と元文・明和・安永の新貨の種類

しかるに、正徳・享保の幣制改革は大成功の如くに一応は思われたが、實際は当時の經濟事情に即しない点が多々あり、いくばくもなく悪現象をもたらす結果となつてきた。即ち(1)打続く泰平に基く国内人口の増加と漸次貨幣經濟に入らうとする自然の傾向から、貨幣の需要が年々増加してきた実情を忘れて、単に通貨の品質を改良し、貨幣単位を引上げ、その数量を減じたことは、民衆に思いがけない甚しい不便をますこととなつた。(2)同時に、かような品質改良による通貨の収縮は、近年の幕府の殖産奨励と、農耕の進歩による豊作に伴つて、ますます米価を下落させ、就中、最大の地主たる幕府及び諸侯、並びにその収入の大部分を実物經濟たる米穀に依存する武士階級にとつては、この米価の下落は、その財政及び日常生活上に甚大な困難をもたらすこととなつた。こゝに於て幕府は元文元年(一七三六)、大阪町奉行所に堂島米間屋、市中両替商等を招集し、対策を諮問した所、この米価下落の原因は貨幣の数量の少いたためであり、したがつて金銀の品質を改悪

にしても、その数量を多くするのが米価を正常に立直すための上策であるとなす一兩替商の答申に基いて、金銀貨の改鑄に乗り出した。そして同年五月「金銀吹替之儀被仰出」(資二二)なる布告を発したが、その第一条に「世上金銀不足に付通用不自由之由相聞候付而此度金銀被吹改候事」とあり、これが元文改鑄の動機であり、これはすでに荻生徂徠等の唱えていた(政談)いわゆる貨幣数量説を採用したものに外ならない。この元文の新貨は即ち、元文小判金、元文一分判金、元文丁銀、元文豆板銀であつて、その品質は従来の金銀貨に比して五・六割に低下した。したがつて幕府は同年六月十九日に又法令を發し、相場は新貨で立てること、新貨が少いたため当分新旧両貨の割合遣いを許可すること、さらに古貨借等の返却は、新旧同価であるとなす建前から、新貨幣で返却すればよいとした。これは当時債務者の地位に立つ諸侯や武士階級の債務を新金銀によつて決済し、以て武士階級を救はんとする意図から出たものである。(資二四)。かくして、元文元年五月から、兩替商に命じて金銀を取集め、一定の引替費用を徴収して、金銀引替所で引替を行わせ(資二五)、同年五月より十一月までには数回この引替に関する触書を諸国に申渡し、翌二年三月には、さらに「金銀割合遣ひ相止増歩相減候事」の触書を以てこれを促進し(資二六)、三年八月の触書(資二七)では、古金銀との引替の際の増歩即ち割合遣を禁止し、単に新旧貨とも名目価格による交換のみを認めたと、実際上はその引替の完了も早急には遠国諸国にまでは徹底して奏効せず、延享元年(一七四四)にも法令上再び割合遣を認めて引替に努力した。

越えて明和二年(一七六五)九月より安永元年(一七七二)まで、純分、銀四・六、銅五・四の五匁銀貨なるものを鑄造し、これを世上通用の丁銀、小玉銀と共に使用すべきことを令し(資二八)、さらに同四年(一七六七)十二月には、すでに述べた如く、この五匁銀(五匁銀)を銀の相場に関係なく「金老分銀三枚金老兩拾式枚」という換算率を法定した。さらに安永元年(一七七二)九月には、これも前に述べた如く「南鑲式朱判吹立三付御触書」を出し、南鑲二朱判なる銀貨を鑄造し、その八個を以て金老兩に相当するものとなし、翌年六月には、この新銀貨が諸国に滞りなく通用する様に命じ、さらに十一月には、この南鑲式朱判と金貨とを区別することを禁令し、また翌三年八月には、これを京・阪の関西にも流通するよ

うに布告し(憲法部類)、爾來安永八年正月、天明八年四月、寛政二年九月等、幕府は再三法令を以てその流通に努力した(教令類纂・天明集録)。

そして、(1)明和年間までは、銀貨に丁銀、豆板銀があつたが、その重量は不定で、主として秤量貨幣として通用していたが、(2)明和二年の五匁銀、安永元年の南鑲銀とが鑄造によつて、それ／＼一個の重量が一定せられ、茲にはじめての計數貨幣が出現したこと、(3)さらに安永二年以来式朱銀貨と金貨との区別を廃し、その法定比価を決め、以て金銀兩本位制を全国的に実施しようとしたことは、すでに述べた如く江戸時代を通じての幣制の一大改革であつた。

註 参考書目

天明集録、教令類纂、憲法部類、政談、徳川禁令考、大日本貨幣史、日本經濟史

(4) 文政の改鑄と貨幣の種類

元文の改鑄より数十年を経て、文化・文政の時代に入ると、幕府は又財政の窮乏に乗じて、老中・水野忠成が銀座改役・後藤三右衛門の建築に基いて、益納即ち改鑄による利益を専ら目的として、熾んに新金銀貨を發行した。即ち文政元年(一八一八)四月の触書(資二九)で、これより文政十一年(一八二八)にかけて、まず二分判金貨を二九八万六千兩新鑄した。これは元文金(文字金)よりも金の純量一割三分劣るもので、これによつて幕府は三十万兩の利益を得たという。世にこれを真字二分判と呼んでいる(貨幣金銀銘書)。この改鑄と同時に文化十五年四月及び文政元年五月、触書(資三〇)で、この真字二分判の發行趣旨を弁明して、元文金の發行以来、年月を経過し損傷磨滅甚しく流通に支障を來したためと述べているが、同年十二月の触書にも旧貨との引換はずべて新鑄二歩判に限定すると聲明している如く(資三一)、実際はこの損傷を理由に改鑄による益分を食ふための手段に外ならなかつた。

これに次いで文政二年(一八一九年)からは、又小判金貨及び一分判金貨の改鑄を開始し、同年六月の触書(資三二)で、さきの二分判金と同様の發行趣旨をうたつたが、実際はこの小判金も一分判金も真字二分判とまさしく純量は同等のもので、

これも改鑄の利益によつて財政の窮乏を救うために過ぎなかつた。世にこれを文政金或は草字小判及び一分判若しくは草文小判及び一分判と呼んでいる。この金貨の改鑄によつて、にはかに金貨の価値が下落し、遂に銀が騰貴しそれに伴つて再び米価の暴落時代を来すや、文政三年六月の触書(資三三)で、前同様の発行趣旨を掲げて幕府は又銀貨の改鑄を企て、七月より布達して新旧の引替を開始した。この新銀貨を草文銀或は新文字銀と呼び、その銀の純量は元文銀の七割八分即ち百分中三六を含有するに過ぎなかつた。

さらに、文政七年(一八二四)二月の触書(資三四)を以つて、南鑲二朱銀をも改鑄し、その重量を低下し、以つて改鑄益金を企図して新旧貨の交換を開始した。これを文政二朱銀若しくは小南鑲と呼んでいる。この年又、何等発行の趣旨を明示しない触書(資三五)を發して、未曾有の劣悪な金貨なる文政一朱金を新鑄發行した。これは金貨というよりは、むしろ鍍金に近く、金の含有量は千分中僅に一二三という全くの名目貨幣に近いものであつた。

次いで文政十一年(一八二八)十一月には、さらに先の真字二歩判金を改悪して草文二分判金をつくつた。この時の触書(資三六)には新鑄・改鑄の文字を用いないで、これまで世間流通の二歩判金の不足を補うための吹増(増鑄)であると称し、さらに翌十二年七月の触書(資三七)では、これをこれまでのものは金座の極印は真字を用いて来たが、今後は小判金、一分判金と同じくすべて二歩判の極印を草字をもつて統一するための吹増であると言つた。けれども事實は真字二歩判に比し純金量五割六分という改悪である所から、やはり改鑄による収益が目的であつた。これは文政十一年より天保三年にかけて鑄造せられ、草字二分判金又は草文二分判と呼ばれている。さらに、これと前後して南鑲一朱銀を新鑄し、文政十二年六月の触書(資三八)をもつて、七月十日より通用を開始した。これを文政一朱銀又は古一朱銀とも呼んでいる。越えて天保三年(一八三二)十月には新に又、二朱判金を鑄造し、同時に触書(資三九)を以て、その通用を命ずると共に西国・中国の諸領主に対して、領内の民衆に対して旧貨との引替を徹底させる様に指令した。これを天保二朱金又は古二朱金と呼んでいる。以上、文化の末年から天保三年まで、老中・水野忠成によつて金銀貨の改鑄事業の行われること前後十六年、この文政の

改鑄を要約すると、(1)この間、改鑄または新鑄によつて貨幣は前後八回変化し、この期に世上通用していた金銀貨の種類は、金貨には享保改鑄の大判をはじめとして、文政二年の小判、一分判、文政七年の一朱金、文政十一年の草文二分判、天保三年の二朱金の五種類があり、また準金貨としては、文政七年の南鑲二朱判、同十二年の南鑲一朱判の二種があり、銀には文政三年の丁銀、豆板銀(新文字銀)があり、さらに元文金銀は文政八年二月を以つて通用を停止し、その後も度々触書を以つて引替を督励したが、その実績は遅々としてあがらず、ために引替残りの文字金銀、南鑲二朱判、真字二分判もかなり民間には存在し、かように多種の金銀貨が雑然と混用せられ、(2)その間に品位量目の統一もなく、貨幣制度の紊乱はその極に達した。(3)しかも、かような粗悪なる金銀の濫鑄の原因は、(4)専ら幕府の改鑄による利益を得ようとする目的から出たものであり、(5)さらに、これにまつわる金座役人等幕吏の利欲に基くものであることは「天明録」、「貨幣通考」をはじめ、梅園の「仙原」、宣長の「玉くしげ」、秋成の「雨月物語」の異口同音に指摘する所であるが、(6)一方では、民衆がかような悪貨を受け容れたのは、当時錢質が著しく下落し、銀目による風も次第に廃れ、いわゆる文化文政の黄金時代となつて、小額の取引にも歩、朱の名目による金極めの風が益々熾んとなり、草文金その他種々の小金貨の通用を却つて便利となした所にも、原因があつた。

註 参考書目

天明録、貨幣通考、仙原、玉くしげ、雨月物語、御触書天保集成、貨幣金銀銘書、大日本貨幣史、日本經濟史

(H) 天保の改鑄と新貨の種類

天保五年に水野忠邦が老中に就任した。当時社会の風潮は放逸・遊惰にながれ、幕政も弛緩の極に達していた。そこで、新老中は時勢の革新に乗り出し、その政策の一環として幣制の改革を取り上げた。かくて、天保八年(一八三七)七月の御触書(資四〇)を以て金貨の品質改良を宣言し、五兩判金貨を新鑄し、さらに重量一兩について五分を減じた小判及び一分判金を改鑄した。かようにして、従来の雑然たる諸通貨を整理して、一朱、二分等を廃し、五兩判、小判、分判を本位となし、

二朱金を補助貨として貨幣を統一しようとしたが、全般的に見て文政金よりも品質は多少善くなつたが、その重量は減じたから、却つて文政金よりも純分量に於て劣る結果となり、改悪になつたといふことができる。これらの金貨を天保五兩判、天保小判金、天保一分判金と称し、また保字の極印を背面に附しているために保字金とも云つてゐる。かようにして、天保十一年の触書を以て、慶長金・享保金は百兩につき保字金百九十兩、元字金百兩につき百三十兩、乾字金は百兩につき百兩の補償率を決定し、十三年を以て文政金は全面的に通用を停止することにした。けれど、改鑄及び引替は幕府の財政上の収益が主目的であつたことは、天保三年より十三年までの十一年間の益納が七百五十五万八千余兩であつたことから察せられる。

又、この金貨改鑄と同時に、天保八年十月の触書(資四一)をもつて、一分銀貨を新鑄し、この銀貨四個をもつて金一兩に相当するものとなし、二朱銀との引替を命じて、その通用停止を予告すると共に、丁銀・豆板銀等の通用銀を改鑄した。この一分銀は文政南鑄二朱銀・一朱銀よりも純分の品質遙かに劣り、また丁銀は草文銀よりも劣悪なものである。これを古一分銀、天保丁銀、天保豆板銀と称してゐる。

次いで、天保九年六月の触書を以て、大判金貨は享保の改鑄以来、久しく鑄造が杜絶え、その数量が減少してゐるからといふので、この年からはじめて万延元年まで増鑄した。これを天保大判金又は吹増大判金と称してゐる。さらに、翌天保十年十二月の触書に於ては、さきに改鑄した丁銀、豆板銀等の通用銀は、尚数量不足であるといふので、今後、尅朱銀の鑄造を停止し、この通用銀を増鑄することにした。そして、以後年々この天保新鑄の銀貨と古金銀貨との引替を触書を以て繰返し全国の民衆に呼び掛ける所があつた。

(イ) 幕末の改鑄と新貨の種類

幕府は末期において、財政いよ／＼窮乏し、専ら益納を目的として、さらに一段と粗悪なる貨幣を鑄造するようになってきた。

即ち、嘉永六年(一八五三)十二月には、触書をもつて、南鑄上銀で一朱銀貨を鑄造し、この銀貨十六個をもつて金一兩に當てることにした。これを嘉永一朱銀或は新一朱銀と云い、また安政元年より通用することに定めたから安政一朱銀とも呼んでゐる。次いで安政三年(一八五六)六月の御触書で、新たに二分判金貨を鑄造し、この金貨二個を以て金一兩に當てることにした。これを安政二分判金と呼んでゐる。さらに、安政六年(一八五九)五月には、触書を以て、従来の一分銀貨、一朱銀貨と相並んで通用させるため、新たに二朱銀貨を鑄造し、この銀貨八個をもつて金一兩に當てることにした。これを安政大形二朱銀或は新二朱銀と呼んでゐる。同時に又、小判金、一分判金を改鑄し、同じく触書を以て、天保の所謂保字小判及び保字一分判は価を増して、一兩一分及び一朱一分の割合で、これと交換することにした。これを世に安政小判金、安政一分判金或は背面に正字の極印を附するため正字金とも呼んでゐる。この頃から我国は又、長崎を経由して外国貿易の影響を受けるようになり、従つて外国通貨による取引も行われるようになってきた。したがつて、これら外国の金銀貨幣は、その重量を計つて、わが国の金銀貨と比較して、そのまゝ通用することを認める触書を出した。

それと共に、又同年八月には触書を以て、外国銀貨と同一品位の一分銀貨を鑄造した。これを安政一分銀或は新一分銀と呼んでゐる。

越えて万延元年(一八六〇)閏三月には、御触書を以て大判金を改鑄し、一個二十五兩の新大判金を鑄造し、さらに同年四月の御触書に於て、新小判金、新壹分判金、新二朱判金、新二朱金を改鑄してつくつた。

かようにして、元禄以来、金銀貨の改鑄せられること約八回、その間には品質、重量、大小、さまざまの金銀貨が流通して、以て明治維新に及んだのである。

註 参考書目

徳川実記、三王外記、国貨金銀錢譜、大日本貨幣史、日本経済史、金銀図録、折葵く柴の記、大成令、徳川禁令考、政談、貨幣金銀銘書、御触書天保集成、天明錢、貨幣通考、備原、玉くしげ、雨月物語

資一 元祿八亥年八月七日、金銀吹直之儀御觸書（大成令、徳川禁令考）

覚

- 一金銀極印古ク成候付可吹直旨被仰出之且又近年山より出候金銀も多く無之世間之金銀も次第に減し可申ニ付金銀之位直シ世間之金銀多ク成候為メ此度被仰付候事
 - 一金銀吹直シ候ニ付世間人々所持之金銀公儀江御取上ケ被成にてハ無之候公儀之金銀先吹直させ候上ニ而世間江可出之至其時諸事可申渡事
- 右為心得先達而申間候以上

八月七日

資二 元祿八年九月、金銀吹直ニ付通用並引替之儀御觸書（御当家令条）

覚

- 今度金銀吹直被仰付吹直り候金銀段々世間江可相渡之間有来金銀と新金銀と同事ニ相心得古金銀不殘吹直候迄ハ新金銀と入交遣方請取渡兩替共ニ無滞用可申候上納金銀も右可為同前事
 - 新金銀金座銀座より出之世間之古金銀と可引替候其節金銀共ニ員數を増可相渡候事
 - 金銀町人手前より引替ニ成候間武家方其外之金銀ハ勝手次第町人江相對ニ而相渡引替可申事
- 附 古金銀貯置不申段々引替可申事
- 右条々國々所々に至ても可存此旨者也

九月 日

資三 元祿九子年七月九日、古金銀引替並新金銀出来之上ハ古金銀通用停止之旨（徳川禁令考）

覚

吹直し金銀段々出来寄候間誰人によらず所持之古金銀兩替屋方江聞合無油断新金銀と引替可被申候吹直し新金銀出来之上ハ古金銀通用可為

停止候間可被存其旨候次はいふき銀も吹直し候間同前可被心得候以上

七月九日

資四 元祿九年九月、外場所ニ而金銀吹直並似せ金銀拵間惣旨御觸書（徳川禁令考）

覚

- 今度本郷ニ而金銀吹直シ候場所之外一切金銀吹直シ申間敷候自然脇にて吹直シ候者在之數又ははにせ金銀拵候もの有之ハ早速可訴出縦同類たりといふとも其咎をゆるし急度御褒美被下其上あたをなさるやうに可申付之若隠置後日に外よりあらはるゝにおいては諸親類並所之者迄可為曲事者也

七月 月

資五 元祿十五年四月廿七日、古金銀引替之儀御觸書（日本経済史。徳川禁令考）

- 金銀吹直に付古金銀と新金銀と、弥、替可申候御料は御代官、私領は地頭より申付遠国に至る迄、古金銀不殘候様引替させ可申旨尤も金銀之儀者来寅三月迄は吟今之通新金銀と一樣に用ひて其以後は古金銀通用相止め新金銀計可存其旨候、若滞儀有之候はば、金銀吹直し候場所迄可申出候以上

資六 元祿十一年寅正月、古金銀を新金銀と引替年延之儀御觸書（徳川禁令考）

覚

古金銀を新金銀と引替儀當三月を限候様ニと去四月相触候处于今古金銀相残有之之由ニ処遠国渡海抔有之所ハ通路不自由ニ而引替相残儀も可有之間来卯三月を限不殘引替候様ニ御料ハ代官私領ハ地頭より其所々江申越古金銀不殘引替候様ニ可被申付候若差支儀於有之ハ荻原近江守江可被相違候此上ニも古金銀残置候ハ、可為越度候以上

正月 月

資七 元祿十年六月、新金ニ而式朱判出来ニ付通用之儀御觸書（徳川禁令考）

覚

今度新金ニ而式朱判出来世間ニ相渡候通用自由之ために候國々所々迄其旨を存商売請取方渡方無滞式朱判を用可申候式朱判ハ壹分判半

分つつもりたるへき事

- 一 大判小判等分判勿論有来通用可仕候事
- 一 前々相触候通似せ金銀仕者在之へ訴人に出へし縦同類たりという其科を免シ急度御褒美被下あたをなさる様ニ可申付候
- 一 惣而金銀之細工仕候者其所ニ而心を付少も疑敷儀を及見聞候へ、早速可申出隠置外よりあらはるゝにおいては本人へ不及申諸親類其所之者迄可為曲事者也

六 月

資八 元祿十三年辰年十一月八日、金銀錢兩替之覚(徳川禁令考)

覚

- 一 銀子之儀御藏元払金子壹兩ニ六拾目替之積候間世間准之金子壹兩ニ銀六拾目替積可相心得候乍去兩替屋共差引利潤可有之候間当年より来年十二用迄金子壹兩ニ銀五拾八匁より高直ニ仕間敷事
- 一 錢之儀も御藏元払金子壹兩ニ四貫文替之積ニ候間世間准之金子壹兩ニ錢四貫文替之積可相心得候是又兩替屋共差引利潤可有之候間当年より来年十二月迄金子壹兩ニ錢三貫九匁より高直ニ仕間敷候事

資九 元祿十三年十二月、銀子錢之通不自由之由ニ付御触書(徳川禁令考)

覚

- 一 銀子錢度々相触候得共今以払底之由前々より相触候通他国江一切遣申間敷事
 - 一 銀子錢兩替相対を御定之直段より高直ニ売候由相聞候間左様之儀堅仕間敷事
 - 一 銀子錢之通用不自由ニ成候儀難心得候間、売買仕間敷候事
- 右之趣可相守候若相背においてハ急度御仕置可申付候惣而何様之訳ニ而銀子払底に成候哉及見及聞次第可申出苦隠置脇より相知候へ、其所之家主五人組名主迄可為曲事者也

十二月

資一〇 元祿十三年十二月、御触書(日本経済史)

覚

- 一 京都は銀遣ひに致来候得共向後江戸之通り金銀同前に遣ひ可申候、然る上は六十目より五十八匁迄之内其時之相庭を以て銀子代り金子を相渡候共平に異儀に及ひ申間敷事。
 - 附 他国之者と通用候共右可為同前事。
 - 一 金通用之儀最前度々相触候得共先約之通取やり不致候之由聞へ不届に候当地之者は不レ及申從令他国之者にても右之趣銀を以て金相渡に若し違背之者有レ之候は、早々可申来候事
 - 一 当年五畿内近江、丹波、播磨御藏入御物成三步一銀納十歩一豆代共に金一兩六十目替之積り金納成共銀納に成共百姓勝手次第に相納候
- 管御代官中御藏納めも右之通被三仰付候金銀取やり之儀最前申触候通り相守無滞通用可仕候事
- 元祿十三年十二月

資一一 元祿十四年十二月、諸国一統金銀共に通用可致旨御触書(徳川禁令考)

覚

西国中国其外上方筋ハ商売物銀遣ニ而金を遣候儀不自由之旨相聞候向後諸国一統ニ金銀共ニ無滞通用可仕候当分つかいなれ不申内商売等差つかへさる様ニ御料ハ御代官私領ハ地頭より入念可被申付候以上

十二月

資一二 宝永三戌年六月六日、新錢吹立古銀と引替之事(徳川禁令考)

覚

- 一 近年銀払底之由其開有之通用不自由相見候付而銀吹直被仰付候吹直候銀段々世間江可相渡候条有来錢と新銀と同事相心得不殘吹直候迄ハ古銀新銀入交遣方請取渡兩替共無滞可致通用候上納銀も可為同前候事
- 一 新銀令出来銀座より出之世間之古銀と可引替候其節銀之員数を増可相渡候間兩替屋其外何商売ニ而も勝手次第役所江持參引替可申候事

一 銀引替之儀町人手前より引替ニ成間武家方其外相對ニ而町人江渡之引替可申候事

附 古銀貯置不申段々引替可申候事

右之趣至国々所々迄可存此旨者也

六 月

實一三 宝永七寅年四月、通用之新金を古金之位ニ吹直並式朱判停止(徳川禁令考)

覚

一 先年新金吹直有之勉金之位悪敷折損しも出来通用不自由之事候依之今度古金之位ニ吹直被仰付候然共金之位宜敷直候ニ付而ハ金子之數も減し候間世間之金子も増候様ニ今度小判形判共ニ少々小形ニ被吹直候事

一 式朱判ハ向後相止候間所持之分引替可申事

一 新金出来次第段々世間江可出之候間只今迄之金と新金と取交大小之構なく通用可仕候尤兩替之儀ハ只今迄之金子可為同前事

一 先年吹替より以前之古金所持之者共勝手次第新金と取交通用可仕候於然ハ諸色商売之代ニ相渡候者新金形兩之相場ニ古金ハ拾匁増之積

請扱可仕候但後藤方又ハ兩替屋方ニ而引替候時分ハ其余之歩銀増候儀ハ相對次第可仕事

一 只今迄之金子取集後藤方江持參引替候時分ハ後藤方より金高ニ応じ難用之歩銀増可相渡事

一 金子ハ町人手前より引替ニ成候間武家方其外之金子勝手次第町人江相渡引替可申候

一 大判ハ有來通ニ而用之小判と差引之儀前々之積リニ兩替可仕事 以上

四 月

實十四 正徳二辰十月十八日、金銀吹替ニ付被仰出御書付(御当家令条)

上古以來我國にて金銀を生し候事其數すくなく天下の財用とはしく候ひし事共ハ世ノ人伝承たる所にて候然るに東照宮御治世の始慶長七年に及びて天運の時至り候故か神徳の感しいたされ候故歟天下の宝山一時に開け始めて金銀の生し出候事我國の始よりこのかたにまた其例を聞かずこれよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候のみにあらず我國の外よりも金銀を求むべきために渡來候国々其數多くこれによりて

又我國の資用もゆたかに事足り候て今日に至り候皆是東照宮の神恩にあらずと申へからず寛永中我國に渡來候事を禁せられ候国々多しといへとも今に至りて年々渡來候所も其數すくなくならず候を以て我國の金銀ハ萬國の宝にすくれ候事世の人又推知へき所ニ而候然るに又慶長より以來或ハ異國の中に流れ入或ハ火災の度々焼失或ハ神社仏閣衣服器財のために費し用ひし所凡九拾余年の間我國の金銀大半を減し候故に天下の財用相通し候事其始に及び難くこれによりて元祿年中金銀の法をあらため造られ我國通用之金銀又其數を倍し候然共其金銀の品は東照宮の定置れし所には大きに及はず候ニよりて工商の類あらたに造出され候金銀の価を賤し各其利を失ふへからざる事を謀り諸物之価を増し加へて商売し候に及びて諸物の価は年々に貴く金銀の価ハ年々に賤くなり來りて終には公私貴賤の難儀にハ至りぬ異朝にしてハ古より其宝貨の品高下同しからざる事共にて就中中古以來ハ宝鈔とて紙を以金銀にかへ候て天下に通用せしめ候事今に至るのよし相聞え候元祿以來の金銀たとひ其品ハ下り候とも異朝の宝鈔ニハくらふへからず然ハ我國の四民各その家業を相伝て其財用を相通し候事東照宮より以來代々の国恩ニより候所を存候はんには金銀の価もさのみハ賤します諸物の価もさのみは貴はすして今日の難儀ニも及はしむへからず然共財を重んじ私を争ひ候事ハ工商の類の習ひに候上ハあなかちに咎へからず只偏に其余公私貴賤の煩となり候事今更是非を論するに及へからずすへて此等の事とも久しく知召され候御事に候を以御代の始より常に懸られ候所ハ金銀の品元のことくに諸物の価も平らかにいかにもして天下の煩をのそかるへき御本意ニ候へとも凡そ物一度やふれ候後ものことくなし返し難き事ハ定ることには中にも今日金銀の品を元のことくなし返し難き事尤以難き事に候若然るへきいはれもなく今の金銀を以ものとことくなし返し難き事ハ定ることには中にも今日金銀來り候金銀ハ俄に其數の半を減し天下の人各その家財の半を失ひ又工商の類の利を謀候心はものとことくに候はゞ諸物の価は其半を減して商売し候事も有へからず然らば金銀の數は今迄の半を減し諸物の価貴く候事ハ今迄のことくに候へんには公私貴賤の難儀只今よりは猶甚敷に至候へき歟此等の儀ニよりて卒尔の御沙汰にも及び難く候うちに新金の事或ハ火にあひ候而ハ流れ失ひ或ハものにふれ候てハ折損し其宝を失ひ候輩有之由開召及はれやむことを得られず先其品をもとのことくに改め造るへき由被仰出候其形の少しく候事ハ不可然候得共金銀の法もとのことくなし返し難き候迄ハ天下に通用し候金の數其半を減すへき事尤以不可然事ニ有之候故ニ候ひき然るに又新銀の法次第に其品下り候て去年之冬に至りて銀にて通用し候国々貴賤の難儀ニ及び候由開召され殘に不可然事に思召され候を以新銀を造出し候事は停止せられ候此上ハ猶更ニ金銀のしなものとことくなし返し難き事日々御心を尽され候但天下の宝は天下と共に宝とすへき物に候上ハ思召に

一 銀引替之儀町人手前より引替ニ成間武家方其外相對ニ而町人江渡之引替可申候事
附 古銀貯置不申段々引替可申候事
右之趣至國々所々迄可存此旨者也
六 月

資一三 宝永七寅年四月、通用之新金を古金之位ニ吹直並式朱判停止（徳川禁令考）

覚

- 一 先年新金吹直有之処金之位惡敷折損しも出米通用不自由之事候依之今度古金之位ニ吹直被仰付候然共金之位宜敷直候ニ付而ハ金子之數も減し候間世間之金子も増候様ニ今度小判形歩判共ニ少々小形ニ被吹直候事
- 一 式朱判ハ向後相止候間所持之分引替可申事
- 一 新金出来次第段々世間江可出之候間只今迄之金と新金と取交大小之構なく通用可仕候尤兩替之儀ハ只今迄之金子可為同前事
- 一 先年吹替より以前之古金所持之者共勝手次第新金と取交通用可仕候於然ハ諸色商売之代ニ相渡候者新金尅兩之相場ニ古金ハ拾匁増之積請込可仕候但後藤方又ハ兩替屋方ニ而引替候時分ハ其余之歩銀増候儀ハ相對次第可仕事
- 一 只今迄之金子取集後藤方江持参引替候時分ハ後藤方より金高ニ応じ難用之歩銀増可相渡事
- 一 金子ハ町人手前より引替ニ成候間武家方其外之金子勝手次第町人江相渡引替可申候
- 一 大判ハ有来通ニ而用之小判と差引之儀前々之積リニ兩替可仕事 以上

四 月

資十四 正徳二辰十月十八日、金銀映替ニ付被仰出御書付（御当家令条）

上古以来我国にて金銀を生し候事其數すくなく天下の財用とはしく候ひし事共ハ世ノ人伝承たる所にて候然るに東照宮御治世の始慶長七年に及びて天運の時至り候故か神徳の感したされ候故敷天下の宝山一時に開け始めて金銀の生し出候事我国の始よりこのかたにまた其例を聞かずこれよりして公私貴賤の財用ゆたかに事足り候のみにあらず我国の外よりも金銀を求むべきために渡来候國々其數多くこれによりて

又我國の資用もゆたかに事足り候て今日に至り候皆是東照宮の神恩にあらずとハ申へからず寛永中我国に渡来候事を禁せられ候國々多しといへとも今に至りて年々渡来候所も其數すくなくならず候を以て我國の金銀ハ萬國の宝にすくれ候事世の人又推知へき所ニ而候然るに又慶長より以来或ハ異國の中に流れ入或ハ火災の度々焼失或ハ神社仏閣衣服器財のために費し用ひし所凡九拾余年の間我國の金銀大半を減し候故に天下の財用相通し候事其始に及び難くこれによりて元祿年中金銀の法をあらため造られ我國通用之金銀又其數を倍し候然共其金銀の品は東照宮の定置れし所に大きに及はず候ニよりて工商の類あらたに造出され候金銀の価を賤し各其利を失ふへからざる事を謀り諸物の価を増し加へて商売し候に及びて諸物の価は年々に貴く金銀の価ハ年々に賤くなり来りて終には公私貴賤の難儀にハ至りぬ異朝にしてハ古より其宝貨の品高下同しからざる事共にて就中中古以来ハ宝鈔とて紙を以金銀にかへ候て天下に通用せしめ候事今に至るのよし相聞え候元祿以来の金銀たとひ其品ハ下り候とも異朝の宝鈔ニハくらふへからず然ハ我國の四民各その家業を相伝て其財用を相通し候事東照宮より以来代々の国恩ニより候所を存候はんには金銀の価もさのみハ賤しす諸物の価もさのみハ貴はすして今日の難儀ニも及はしむへからず然共財を重んじ私を争ひ候事ハ工商の類の習ひに候上ハあなかに咎へからず只偏に其余公私貴賤の煩となり候事今更是非を論ずるに及へからずすへて此等の事とも久しく知召され候御事に候を以御代の始より常に御心に懸られ候所ハ金銀の品元のことくに諸物の価も平らかにいかにもして天下の煩をのそかるへき御本意ニ候へとも凡そ物一度やふれ候後もとのことになし返し難き事ハ定ることには中にも今日金銀の品を元のことくなし返され候事尤以難き事に候若然るへきいはれもなく今の金銀を以もとのことになし返し難き事ハ定ることには中にも今日金銀の品を元のことくなし返され候迄ハ天下の人各その家財の半を失ひ又工商の類の利を謀候心はもとのことには候はゞ諸物の価は其半を減して商売し候事も有へからず然らば金銀の數は今迄の半を減し諸物の価貴く候事ハ今迄のことには候へんにハ公私貴賤の難儀只今よりは猶甚敷に至候へき敷此等の儀ニよりて卒尔の御沙汰にも及び難く候うち新金の事或ハ火にあひ候而ハ流れ失ひ或ハものにふれ候てハ折損し其宝を失ひ候輩有之由開召及はれやむことを得られず先其品をもとのことくに改め造るへき由被仰出候其形の少しく候事ハ不可然候得共金銀の法もとのことくなし返され候迄ハ天下に通用し候金の數其半を減すへき事尤以不可然事ニ有之候故ニ候ひき然るに又新銀の法次第に其品下り候て去年之冬に至りて銀にて通用し候國々貴賤の難儀ニ及び候由開召され候に不可然事に思召され候を以新銀を造出し候事は停止せられ候此上ハ猶更ニ金銀のしなものとことくなし返さるへき事日々御心を尽され候但天下の宝は天下と共に宝とすへき物に候上ハ思召に

まかせて御決定遊はされ難き御事ニ候。今日金銀の品をもとの如くになし返され其品の半を減し候とも慶長以前の代々にくらへ候へど天下の財用猶ゆたかなるへき事ハ万々倍し候へし然る上ハ天下の貴賤相共ニ存し候所我國の金銀ハ万国にすぐれ候て万代の後迄の宝とすへき事に候へたとひ各其財宝の半を失ひ候共其品を元のことに返し返され候へど縦其利を失ひ候とも諸物の価ハ其半を減して商売仕るへき事に候と存候へど年来の御本意のことくすみやかに金銀の品をもとのことに返し返され天下の煩をのそかれ候へし若天下の貴賤の存する所も今日の通用の金銀其数の半を減しられん事も不可然御事と存工商の類も其利の半を失ひ候はん事はかなふへからすと存候ニおいてハ天下の人と共に其時を御待合せ可在之候只いつれの道々も金銀の事ハ我國万代迄のために東照宮定置れし法のことくになし返さるへき御本意ニ候間天下の貴賤よろしく此旨を存すべき由被仰出候者也

十月十一日

資十五 正徳四年五月、金銀吹替ニ付品々御書付(徳川禁令考)

覚

慶長年中定置れ候金銀の法元禄年中ニ至而始而其品を改められ宝永の初ふたゞひ銀の品を改められ候より此方諸物之価も年々ニ高直ニなり来世の難儀ニ及び候ニよりて先御代御治世の始より金銀の品慶長の法の如くになし返さるへきよし御本意ニ候といえとも近世以来諸国山々より出来候金銀の數古来のことくに無之候を以たやすく其御沙汰等及はれず候処に就中元禄の金ハ折損し候につきて其通用難儀候由を聞召及はれまつ其御沙汰在之候其後ニ至りて宝永の銀も其通用難儀候事御聽ニ達し其故を尋ね極められ候ニ及び世に通行し候処之銀次第に其品宜からざるものとも出来り候事相知れ早速ニ銀吹出し候事を停止せられ其事の由来を御礼明の上其御沙汰あるへき御旨に候処ニ既ニ御不例日々に重らせられ候ニ付て去々年辰十月十一日ニ御書付を以思召之程を被仰出候これによりて当御代ニ至り候より此方世の人の申沙汰ニ候事共をも尋きはめられ各僉議の上を以て金銀之品慶長の法のことくになし返さるへき事に誠定せられ候其通用之法引替の定等の事はつまひらかに別紙ニ相見へ候ことくに候今度此沙汰ニおいてハ前御代の御旨によられ天下後代迄のためを以の御事ニ候上ハ貴賤貧富を撰はず皆々御定の旨を相守り其功の終るへき所をよろしく覚悟あるへき事ニ候若一身の利潤をはかり候ために何事によらず其通用相滞候事とも仕出し候ニおいては前御代の御旨当御代の御沙汰を違犯候のみにあらず天下後代迄の罪人たるへきものに候へハ急度其罪を糺され候て嚴科に行

はるへき事ニ候是又其旨を相心得へき者也

今度被仰付候金銀の品慶長御定之ことくになし返され候事ハ去々年辰十月十一日前御代被仰出候御旨によられ天下後代迄のために御沙汰候上ハ公儀御費用の事等は論するにたらず候雖然近世以来諸国山々より出来り候所の金銀むかしのことくに無之候を以元禄以来の金銀等ことくしく皆相改り候迄は多くの年月を経へき事ニ候こゝを以其功終り候迄の間金銀通用の法を定められ候条々

一 今度被仰出候新金銀並慶長以来元禄七年迄の古金銀へいふに及はず元禄宝永の金銀皆々是を通用すへし但元禄宝永等の金銀の事公儀の御定ニおいてハ慶長の法のことくに金幣兩を以銀六拾匁に相当せられ候といへとも内々においてハ歩金歩銀等をくはへ候て通用し来り候事ハ其品々の高下同しからざる故に候然る上ハこれより後も元禄以来品々の金銀を以慶長の法の金銀と其品を同じく通用の事ハ有へからず候これによりて慶長以来只今通用の金銀にいたるまでおのゝ其品の高下によりて割合の次第を定められいづれの金銀にても割合ニ随ひて皆々通用し候法を定められ候其割合の次第ハ別紙ニ相見へ候事

一 何事によらず物のあたひを定候事ハ只今通用し候金積り銀積りを以て其直段をたて候て其金銀の事ハ有合候に随ひいづれの金銀にても割合の定を以て新古の撰ひなく通用すへき事

附 借金銀の事は又此例に准すへき事

一 御料所御年貢の金銀納を始てすへて上納の金銀等は又只今通用候金積銀積を以勘定し其金銀の事ハ有合候に随ひいづれにても割合の定を以通用あるへし公儀御用の代金代銀として被下候所も割合の定を以ていづれの金銀ニ而も用ひらるへく候世上において上下通用の法皆々此例に准すへき事

一 大判之事は元禄年中あらためられ候所も慶長の大判に引くらへ候に其品大に下り候ニもあらず折れ損し候事もなく候ニよりて宝永七年只今通用の金を被仰付時此御沙汰にへ及はれず候今度ニおいても小判幣分等相改り候以後ニ御沙汰あるへく候其間公儀より被下候所も献上の所も其外私に用ひ候所も皆々只今通用し来り候大判を以通用あるへき事

一 公儀江献上之銀並被下候銀之事は又只今通用之銀積りを用ひ其銀の事ハ只今通用し来り候銀ニ而も又ハ割合の定を以今度被仰付候新銀を用ひ候とも新古の撰なく通用あるへし幣枚式枚の馬代等ニ至ても時に准すへき事

一、今度被仰付候新金新銀を以元祿以来品々の金銀ニ引替候事ハ年を経へき事ニ候よりて諸国在々所々の手審次第に連々ニ引替候ために江戸京大坂三ヶ所ニおゐて引替所を定置れ引替候ものと相對し割合の定のごとく其事の煩なく引替へく候由を相定られ候事
附若用事ニ就て今度の新銀を以只今迄通用の金銀ニ引替たきもの候ニおいては是又割合の定を以其望次第引替候様ニ相定られ候事
今度被仰付候金銀の事ハ慶長年中より元祿七年迄の間通用し候古金古銀と其品相同しく候上ハ元祿七年以前の古金銀ハ引替候に及はず今度の新金銀と相まじえ候て永く通用有へき事
右条々今度被仰付候金銀世上あまねく流布し候迄の間ハ公私貴賤共によろしく遵行あるへきもの也

新古金銀割合之次第

一、慶長の古金ハ只今通用の金ニ拾割増シ右慶長の古金世上、往古金と称するも幣兩ニハ只今通用之金式兩を用ゆへし今度被仰付候新金銀ハすなはち此古金と其品同じ候故ニ其割増も又これに同じ
附 唯今通用之金と元祿の金とハその品ニ高下ありといへとも其形の大小あるをもて此二品ハ其差別なく一様ニ用ゆへし但し只今通用之金と元祿金とを引替候例元祿金百兩につきて歩金として只今通用之金式兩式歩金を増し加へ来り候処ニ若其法を改められ候ハ、元祿金を所持し候者のために不可然ニよりて自今以後も引替所ニ於いて此二品の金を引替候にハ歩金の法は只今迄のごとくなるへき由を定られ候

一、慶長の古銀は只今通用の銀ニ拾割増右慶長の古銀世上、往古銀と称するもの幣貫目には只今通用の銀式貫目を用ゆへし今度被仰付候新銀ハ則古銀と其品同じ候故に其割増も又是に同じ
但只今通用の銀凡宝永七年以来出来る所の品々世上、中銀三宝四宝等と称するもの其差別なく一様に用ゆへし
一、元祿の銀ハ只今通用の銀に六割増右元祿銀世上、元字銀と称するもの幣貫目には只今通用の銀幣貫六百目を用ゆへし
一、宝永始の銀は世上、宝字銀と称するもの幣貫目にハ只今通用の銀幣貫三百目を用ゆへし
一、此割合次第は別紙の定書に相見へ候こと今度被仰付候新金新銀世にあまねく流布し候迄の間ハ新古銀を撰はす皆々通用あるへきために定らるゝ所にて就中只今通用の銀の事は慶長の古銀に引くらへ候ニ其品大きに同じからず候へハ其品に應し候而割増を定められ候

て公儀御費用ニも及はずして慶長御定の品のごとくになし返さるへき事ニ候得共世のために於いては其損失あるへき事に候を以わづかに拾割まし法の法に定められ候て其不足の所におゐては公儀御費用を以償はれ候所にて候これ則前御代の御旨によられ天下後代迄のために御沙汰有之事ニ候条よろしく其旨を相心得候て此定を相守へき者也

諸国商人兩替し候輩に可申渡事

元祿宝永以来金銀の品改り候度々ニ其通用相滞つゐには世の難儀ニ至り候事兩替致し候商人等みたりに金銀の品を高下し過分之利倍を求め候より事起るの由ニ候今度金銀の品皆々慶長の古法のごとくになし返され候といへとも元祿以来の金銀悉皆相改り候迄は其年数久しかるへきによりて其間金銀通用割増等の法を定められ候凡金銀錢等の兩替を以て家業とし候上ハ其時に應し候て相当の相場ハあるへき事勿論ニ候若是より後に至りて兩替の上につきて世上の金銀通用之事相さまたけ候事仕り出候者有之におゐてハ其ものを急度嚴科に行はれ其由を以て訴出候ものニおゐてハ彼犯罪の者之家財を以てよろしく褒美の御沙汰あるへく候者也

五月

資十六 正徳五年十二月(大成令)

覺

一、新金銀追日通行し候に就て只今ニ至てハ世上ニ相残る所の元祿金其数を減し候依之元祿金通用之事ハ来々年丁酉十二月を限りとしその明年戊戌正月よりハ世上之通用一切に停止たるへき事
一、元祿金之通用停止之後に至ても或ハ遠国末々の輩いまた替尽スに及はず候もの有之候ハ、引替所においてハ新金ニ引替候事ハ制外たるへし雖然すてに通用停止之上ハ引替之歩金を加へ候事ハあるへからざる事
一、小形之金通用之限りも此後程なく御沙汰可有之候間元祿金ハ言に不及小形金引替之事も其心得あるへき事
右今度御沙汰有之候元祿以来銀之事も此旨に准して新銀に引替通用し最初被仰出候御書付之趣に違犯なく新金銀慶長金銀之通聊も難渋之事有へからざる者也

十二月 日

資十七 享保二四年八月乾字金通用年限(憲法部類)

覺

- 一、新金出来候ニ随ひ乾字金も段々引替候付世上に相残候員数追日減少候依之乾字金通用之事当四年より来ル亥年迄三ヶ年を限り翌子年より世上之通用一切可為停止事
- 一、乾字金通用年数終り停止之後に至りても或ハ遺国末々にていまた引替相残り候も有之候ハ引替可申事

右之趣国々所々ニ至迄可存此旨者也

資十八 享保三戌年閏十月(憲法部類)

新金銀を以当十一月より通用可仕覺

- 一、金吹直被仰付段々出来によつて最前相触候通来亥年を限乾字金通用停止ニ候依之向後諸色相對を以直段相極候事ハ格別献上被下金又ハ給金借金払殘金等都而前々より定来り候員数にて通用候儀左之通被仰出候事
- 但乾字金にて何兩と申取やり候へ共当戌十一月より新金にて何兩と申取やり可仕候尤乾字金通用有之内ハ新金之代りに乾字金引替之法を以遺候儀ハ勝手次第之事

- 一、金ハ正味之有目に吹直され足金ニ不及候故右之ごとく出来候共銀ハ正味不足多有之によつて灰吹銀にて足銀被仰付候処近年山々により出候銀の出方にては式拾ヶ年余ニ而も成就計かたく候依之金之通向後銀之有目にて吹直被仰付候員数ニ随ひ通用候儀是亦左之通被仰出候事

附 通用銀にて何枚何貫目と申取やり候得共当戌十一月より新銀にて何枚何貫目と申取やり可仕候通用銀之通用有之内ハ新銀之代りニ通用銀引替之法を以遺候儀ハ勝手次第ニ候

- 一、乾字金引替ハ当戌年より来ル寅年迄五ヶ年ニ限るへし元祿金引替ハ来亥年ニ可限事

資十九 新金銀引替之法(憲法部類)

- 一、乾字金元祿金と新金と引替之儀只今迄之通相違無之候
- 一、慶長之古銀並新銀拾貫目ニ付元祿銀ハ式割半増拾式貫五百目を以代之

但元祿銀ハ正味之割合無相違故只今迄之割合

- 一、宝永銀ハ六割増拾六貫目を以代之
- 一、中銀ハ拾五割増拾式貫目を以代之
- 一、三寶銀ハ拾五割増拾式貫目を以代之
- 一、四宝銀ハ三拾割増四拾貫目を以代之

右之割合を以当戌十一月より来ル寅年迄五ヶ年ニ限り急度可引替事

- 一、年貢並小物成諸運上之類員数を定元祿九子年以前より納来候金銀ハ新金銀ニ而も只今迄之員数相納へし子年より納来候品ニ而も古来之格を以納候分ハ新金銀にて員数差別なく可相納事
- 一、元祿九子年より以来請負にて直段相極候類此以後も右員数を可用分ハ當時之直段積を以極直し可申事
- 一、年貢並小物成諸運上諸色共ニ元祿九子年より又当戌閏十月迄其時々之直段積を以相極候品々納殘直り又ハ諸色代物払殘り之類ハ乾字金百兩之所ハ新金五拾兩通用銀拾貫目之所ハ新銀式貫五百目可遣之事
- 一、献上並被下金銀古来より格式有之付新金銀にて差別無之世上祝儀取かハし或ハ礼物等遣候儀可准之事
- 一、借金銀ハ元祿九子年以前借用之返済殘リハ新金銀ニ而も其員数可返之子年以來之借用ハ金百兩之所江新金五拾兩銀拾貫目之所江新銀式貫五百目可相返之事
- 一、給金銀ハ元祿九子年前後ハ差別無之新金銀にても只今迄之員数たるへし然共相對を以召抱候わたり奉公人之類ハ近來之給金銀員数を不可用猶亦相對次第たるへき事

附 元祿九子年以來金銀位懸鋪成つゝきかね候子細を以別段ニ金銀遺候類ハ元高新金銀にて遣候上ハ増金銀ハ相止可申事

- 一、合力等入用之積りを以相極候ハ元祿九子年以前相極候ハ元祿九子年以前相極候分ハ新金銀にても其員数たるへし尤子年以來相極候品ハ半

減たるへき事

右之通堅司相守此外之儀ハ書面之趣ニ可准且亦割合改リ候ハ宝永以来之銀計之事ニ候得ハ新金銀錢兩替或ハ売買の直段等ニ付紛教手たて仕
におゐてハ急度御會議之上可被勉勵料者也

閏十月

資二〇 享保六五年四月乾字金並元祿銀宝永銀等引替之儀御觸書（大成令）

覺

乾字金通用之儀去々亥年限にて去子年以来ハ一切通用無之害候処今以通用候筋も有之由相聞候遠国末々之者心得違候故右之通候賦此上堅通
用不仕急度引替可申候引替之儀も来寅年限之事ニ候条是又其旨を存無油断引替可申候事

一、元祿銀宝永銀中銀三ツ宝四ツ宝銀之事亦最前被仰出候通来寅年限引替可申候卯年よりハ一切通用御停止之儀ニ候条是以遠国末々迄其旨
心得来寅極月を限急度引替可申候事

右之趣江戸京大坂其外所々町場ハ其所々奉行国々在々御料ハ御代官私領ハ領主地頭より念を入可被申付候若此上書面之趣違犯之事有之にお
いてハ可為曲事者也

四月

資二一 享保八卯年正月（大成令）

金銀引替儀期限過候分ハ潰シ金銀ニ成候事

一、乾字金並元祿以来品々之銀引替之儀去寅年限リニ付当卯年より潰シ金銀ニ成候間未遠国末々ニ引替残候も有之候ハ金ハ金座銀ハ銀座
江差出金銀座定法之通潰金銀之割合を以壳渡シ可申候元祿金替残所持之者も有之ハ是又右同前たるへき事

正月

資二二 享保十巳年十月大判之儀古来之位ニ吹直之事（大成令）

覺

一、大判之儀元祿年中吹直有之古来之大判より位劣候付而此度右吹直以前之大判之位に吹改被仰付之当十一月より兩替屋江相渡候間歇上並
被下物其外之通用にハ十二月朔日より可用之候事

但巻枚ハ金七兩式分ノ積リたるへく候兩替之者共買入候節右分量不相減様ニ致壳出し候時分歩銀多取へからず候此旨於令違犯ハ會議
之上可為曲事候事

一、只今迄通用候元祿大判ハ当十二月朔日より一切通用停止之事

一、元祿大判ハ当十二月より潰金に成候条所持之面々ハ後藤庄三郎方江差越之潰金之割合を以小判と可引替候尤貯置へからざる事
但潰金之分ハ巻枚に付小判四兩式分余積たるへき事

右之趣国々所々に至迄急度可相守者也

十月

資二三 元文元年辰年五月、金銀吹替之儀被仰出（大成令）

覺

一、世上金銀不足ニ付通用不自由之由相聞候付而此度金銀被吹改候事

一、此度吹改候金銀相渡候儀慶長金新金ハ百兩之代リ百兩乾字金ハ式百兩代ニ百兩慶長銀新銀ハ拾貫目之代リ拾貫目引替可相渡候間右引替
之格を以書面之金銀無差別取交諸取方渡方兩替共ニ無滞通用可致候尤上納金銀も可為同前事

一、吹改候金銀より増歩差出可引替候員數之儀ハ引替金百兩ニ付増歩金六拾五兩ツ、引替銀拾貫目ニ付増歩銀五貫目ツ、可相渡候事

一、引替候金銀町人より引替候替ニ候条武家其外共ニ勝手次第町人江相對ニ申付可引替候事

一、引替ニ可差出金銀之儀員數相知れ候事候間貯置不申段々引替可申候若貯置不引替もの相知レ候ハ、吟味之上急度可申付候事
附 右引替に不出銀ハ只今迄之通潰銀之積リ可相心得候

右条々国々所々に而可存此旨者也

資二四 元文元年六月十九日（日本經濟史）

一、金銀吹替に付取交之儀慶長金、新金一兩の処、文字金にても、一兩乾金は二兩に付文字金一兩、慶長銀、新銀十貫目之所へ、文字銀十貫目取遣之積り、先達御触有之候、当十五日より引替も初り候に付、米並に諸色直段文金銀之積りを以て、直段上げ相場可相立候、然る処、文字金銀、所持不申候に付、可致難儀候、依之暫く二三ヶ月の内割合にて取遣可致候

一、借金掛り虎掛け合力筋、給金年貢小物成等は先達而御触之通割合は不相成候

資二五 元文元年五月金銀引替之儀ニ付品々御触書（憲法部類）

此度金銀引替之儀来月十五日より金銀座ニ而引替候間可得其意候

一、右引替之儀為替兩替之もの共取集金銀座江差出引替候間右之者共方江申付金銀引替可申候
 一、右為替之もの共金銀引替候節為諸入用金幣兩ニ付銀幣分宛銀百目ニ付銀幣分五厘宛之積を以高に成金銀主方より請取等候若右之高より多く請取候歟又ハ無謂引替為滞候へ、勝手次第外町人又ハ直ニ成とも金銀座江差出引替可申候
 但金ハ百兩銀ハ拾貫目以上可致持參候為替之者方ニ而引替させ候員數ハ勝手次第たるへき事

金銀取集候右為替ハ

- 駿河町 泉屋三右衛門
- 本兩替町 中川清三郎
- 同所 海保半兵衛
- 同所 谷勘左衛門
- 本町式丁目 富山与惣兵衛
- 同所四丁目 竹川彦左衛門
- 長谷川町 荒木伊右衛門
- 三井次郎右衛門
- 鞍河町 三井三郎助

以上 三井元之助

五月

資二六 元文二巳年三月金銀割合遣ひ相止増歩相減候事（大成令）

文字金銀出来方少ク候故当分割合ニ而通用候得共段々文字金銀出来候付金通銀共ニ割合ニ而通用候儀当年中を限来午正月より割合通用相止先達而相触候通慶長新金者百兩之代り文字金百兩乾字金式百兩之代り文字金百兩慶長銀新銀ハ拾貫目之代り文字銀拾貫目之積り請取方渡方兩替ともに通用可致候午正月より割合遣仕もの於有之ハ急度可申付候事

一、金銀引替ニ付増歩之儀当十二月迄ハ只今迄之通相渡来午正月より引替金百兩ニ付増歩三拾兩引替銀拾貫目ニ付増歩式貫目宛可相渡候間此節より随分精出し金銀共引替可申付候事

右条々国々所々ニ而此旨可存候

資二七 元文三年八月（大成令）

古金銀割合遣ひ致間敷旨御触書

古金銀を以割合通用当五月朔日より停止之旨相触候処今以遠國ハ勿論江戸京大坂ニも割合遣致し候もの有之由相聞候向後古金銀割合通用堅致間敷尤古金幣兩ハ文字金幣兩古銀百目ハ文字銀百目ニ而通用可致候若此以後古金銀を以割合通用致し候もの於有之ハ吟味之上急度可申付事

右之通御料私領共滞無之様ニ可被相触候 以上

資二八 明和二酉年九月四日（憲法部類）

五文銀吹立之儀御触書

松平撰津守殿御渡

此度文字銀同位を以掛ケ目五匁ニ相定リ候銀吹立被仰付候間有来丁銀小玉銀取交渡方請取方無滞可致通用候
右之趣国々江も可触知者也

資二九 文政元寅年四月十六日(徳川禁令考)

式歩判金吹立ニ付御触書

堀田撰津守殿御渡

此度世上通用之ため式歩判金新規吹立被仰付候間右歩判ニツを以金尾兩之積リ尤銀錢共兩替小判歩判同様之割合ニ相心得取交無滞可致通用候

右之趣国々江も可触知者也

四月

右之趣可被相触候

資三〇 文政元寅年五月(天保御触書集成)

大目付之

此度世上通用之ため吹立被仰付候式歩判金之儀来月十日より通用可致候、尤先達て相触候通、小判歩判之取交、無差別取引為致候条通用差滞申間敷候事

一、小判金之儀年久鋪相成、自然と取金等多く、世上難儀之趣相聞候付、追て及沙汰候迄は、五分以上之切レ金ハ勿論、其以下之取金ニても無差別、小判式歩判歩判式朱判取交、無代にて引替可遣候間、武家在町共所持之ものハ、来月十日より後藤三右衛門役所を初、別紙名前之者方々早々差出引替可申候、尤五分以下之取金通用方においては、是迄之通ニ候間、心得違致間敷候事

一、式歩判切實之儀歩判同様ニ相心得不相当之儀致間敷旨、兩替屋ともへ申付候間、其旨可相心得候事

五月

右之趣、可被触候

資三一 文政元寅年十二月(御触書天保集成)

三奉行え

取金引替方之儀、先達て相触候上、小判式歩判歩判式朱判取交、無代にて引替遣候処、以来小判歩判式朱判ハ不相渡皆式歩判を以是迄之通無代にて取金引替可遣間、右之趣相心得、後藤三右衛門役所を始、本兩替屋三井次郎右衛門、泉屋吉次郎、竹原屋文右衛門、播磨屋新右衛門、升屋源四郎、殿村屋佐五平且三谷三九郎方々取金差出、引替可申候

十二月

右之趣可被相触候

資三二 文政二卯年六月(御触書天保集成)

大目付え

世上通用之ため、去寅年式分判金吹立被仰付、且ハ小判取金多、難儀之趣に付、追々引替させ候得共、今以取金有之、畢竟元文之度吹替之限ニて、此上年を經候ニ随ひ、弥取金も多く相成、際限も無之儀、世上之難儀たるへく候、依之後年迄取之憂無之ため、此度小判金は迄之目方を以、厚めに吹直し被仰付候、歩判之儀も年久敷相成、座方之極印分り兼候も有之ニ付、是亦同様吹直させ候間、兩替等は迄之通ニ相心得、無滞可致通用候、尤右引替日限等之儀は、追て可及沙汰候

六月

右之趣可被相触候

資三三 文政三辰年六月(御触書天保集成)

御勘定奉行え

金銀之儀、元文之度吹替之限ニて、小判歩判は先達て吹直し被仰付候処、銀之儀も年を經候ニ付、折銀焼銀鍍銀又は極印相分兼候も有之候間、此度吹直し被仰付候、兩替等は迄之通相心得、無滞可致通用候、尤右引替日限等之儀は、追て可及沙汰候

右之趣、国々え可触知者也

六月

右之通、可被相触候

資三四 文政七申年二月(御触書天保集成)

大目付え

金銀之儀、先達て吹直被仰付候得共、式朱判之儀其假被差置候処、年来相立候分ニは、手摺等ニて極印文字も消、相分兼紛敷見候式朱判も有之趣相聞、此度吹直被仰付候、然ル処式朱判目方重キ故、平日持運ニも嵩張り、粗難儀之旨相聞、其上遠国え遣候ニは猶更之儀、依之此度は巻枚ニ付目方七分充相減、吹直申付候間、両替等は迄通相心得、無滞可致通用候、尤右引替日限等之儀は、追て可及沙汰候

右之趣、国々えも可触知者也

二月

右之通、可被相触候

資三五 文政七申年五月(御触書天保集成)

大目付え

此度世上通用之ため、巻朱之歩判金新規吹立被仰付候間、右歩判十六を以金巻両之積、尤銀錢共両替小判式歩判巻歩判式朱判同様之潮合ニ相心得、取交、無滞可致通用候

右之趣、国々えも可触知者也

五月

右之通可被相触候

資三六 文政十一子年十一月(御触書天保集成)

三 奉行え

式歩判金之儀、世上通用不足之由相聞候間、此度吹増被仰付候、然ル処是迄之式歩判は金座極印之文之字真字ニ候処、此度より小判巻歩判同様草字ニ相直し候等候間、其旨相心得、是迄之式歩判と無差別取引致し、通用差滞申間敷候

十一月

資三七 文政十二丑年七月(御触書天保集成)

大目付え

式歩判金通用不足之由ニ付、去子年より追々吹増被仰付候、然ル処右吹増之分は先達て相触候通、小判巻分判同様金座極印之文字草字ニ相直し、是迄之式歩判取交、通用致し候得共後年ニ至り、極印同様ニては紛敷儀も可有之ニ付、今度不殘草字ニ相直候等候間、真字極印之式分判所持之者は、江戸、京、大坂其外在々ニて、当時吹直金引替御用動居候ものとも之内え差出、引替可申候、尤引替相済候迄は、是迄之通真字之式歩判取交、無滞可致通用事

一、右引替金之儀、草字之式歩判は勿論、小判巻歩判巻朱判等を以引替可遣候、燒式分判ニても、真字之極印相分候分は、差出次第無代ニて引替可遣候条、其旨相心得、早々引替候様可致事

七月

資三八 文政十二丑年六月(御触書天保集成)

町奉行え

此度世上通用之為メ、南鑲上銀を以巻朱之歩判吹立被仰付候間、右歩判拾六を以金巻両之積、尤銀錢共両替式朱判同様之割合相心得、是迄之巻朱判ニ取交、可致通用候、右南鑲巻朱銀之儀、金と同様通用之為メ被仰付候間、無滞可致通用候

右之趣、国々えも可触知もの也

六月

右之通可被相触候

資三九 天保三辰年十月(御触書天保集成)

御勘定奉行え

此度世上通用之ため、式朱之歩判金吹立被 仰付候間、右歩判八ツを以金幣兩之積、尤銀錢共兩替小判式分判幣歩判朱判同様之割合

相心得、是迄之式朱銀ニ取交、無滞可致通用候

右之趣、因々えも可触知者也

十月

右之通可被相触候

資四〇 天保八酉年七月(御触書天保集成)

大目付え

世上通用金、慶長以來度々吹替ニ付ては、自然金位古今異同有之儀は勿論之事ニ候間、兼て悉最上之位ニ吹改之御趣意も有之候得共、

不容易儀ニ付、此度慶長金位之通新規判金吹立、幣枚ニ付金五兩通用之積り被仰出候間、銀錢とも兩替小判幣歩判式朱金同様之割合ニ

相心得、無滞可致通用候

一、右五兩判吹立並小判幣歩判をも位を上げ、吹立被仰付候、右ニ付ては、金子之負數も相減し候間、世上通融金相増候ため、小判幣歩判

をも幣兩ニ付五分目方を減し、吹替被 仰付候條、兩替是迄之通相心得、無滞可致通用候、尤引替日限等之儀は、追て可及沙汰候

一、式朱金通用方之儀は是迄之通相心得、且式歩判之儀も幣朱金同様、追て通用停止可被仰出候間、兼て其旨可相心得候

右之趣、因々えも可触知もの也

七月

右之通可被相触候

資四一 天保八年十月触書(日本經濟史第十卷)

世上行用之為此度位最上之銀を以新規一分銀吹立被仰付候間右一分銀四ツを以金一兩之積尤銀錢共兩替二朱銀、一朱銀同前之割合に

相心得無滞可致通用候。通用銀之儀此度吹直被仰出候條兩替等是迄之通相心得無滞可致通用候尤引替日限等之儀は、追而

可及沙汰候。

二朱銀一朱銀通用方之儀は、是迄之通相心得且二朱銀之儀は、無程通用停止可被仰出候間兼而其旨可相心得候。

四、錢貨の改鑄とその種類

寛永通宝の種類 寛永通宝は、寛永三年及び十三年に第一、二回が新鑄されて以来、錢貨の不足、品質の改良、改悪に伴つて、歴代繰り返し鑄造され、したがって江戸時代を通じて、これには品質、形状に幾多の種類と相違が見られる。これが民間の經濟取引・物価の変動に影響を及ぼす点も又少くなかつた。今、順次その発行年を列挙して見ると次の如くである。

即ち、第三回は明暦二年(一六五六)に江戸に於て三十万貫文、駿河に於て二十万貫の銅錢が鑄られた(近藤守重筆記)。第四回は、寛文八年(一六六八)より京都の大仏の銅像を潰し、天和三年(一六八三)まで新銅錢が鑄造された(經濟録・三貨圖彙)、いわゆる文錢と呼ばれるもので、一説に文の字のあるのは紅伊国屋文左衛門が亀井戸錢座をつくつたものだという。第五回は元禄四年(一六九二)に銅錢をつくつた(寛永錢譜)。第六回は元禄十二年銅錢をつくつた(寛永錢譜)。これは累年錢貨不足のため、勘定奉行萩原重秀の言を入れて鑄造されたものといわれるが、銅料不足のため薄悪で幕府当局者の間でも問題とされたもの、これに江戸錢、萩原錢の二種がある。第七回は、宝永五年(一七〇八)に銅錢をつくつた(宝永錢譜)。この年又、京都の商人、長崎屋の請を容れて、京都七条村で宝永通宝なる銅錢をつくつた。これは小銀貨の缺乏を救い同時に錢價の騰貴を抑制するため、当十文の大錢として鑄造されたものであるが、實際は十文の価値のないものを法令の威力で通用力を強制したから(資一)、民間の取引から排斥せられ、幕府も翌六年大錢の停止令を出し(資二)、また享保九年(一七二四)には、一個七文の割引で買上げ回収せざるを得なかつた。第八回は、正徳四年(一七一四)、寛永通宝の銅錢をつくつ

た(寛永錢譜)。第九回は、享保十一年(一七二六)に京都並に江戸に於て銅錢をつくつた(寛永錢譜)。第十回は、同十三年(一七二八)に摂津、陸奥、佐渡に於て銅錢をつくり、就中陸奥の鑄錢は石巻に於て六ヶ年間に四十万貫文を鑄たという(近藤守重筆記)。第十一回は、元文元年(一七三六)に銅錢並に鉄錢をつくつた。この時の鑄錢は、この年から深川十萬坪で年額十萬貫文を五ヶ年間、本所小梅村で年額十五萬貫文を七ヶ年間、山城鳥羽横大路で年額五萬貫文を十ヶ年間つくつた(近藤守重筆記)。第十二回は、元文二年(一七三七)から銅錢並に鉄錢をつくつた。この時の銅錢は亀井戸村で毎日百五十貫文を、出羽の秋田銅山で十ヶ年間年額十萬貫文を、又、紀伊名草郡宇都村、中島村では熊野銅をもつて年額八萬貫文を八ヶ年間鑄造した。尚この兩村では鉄錢もつくつたという(近藤守重筆記)。第十三回は元文三年(一七三八年)に銅錢並に鉄錢をつくつた。この時の銅錢は摂津国上中島村で年額十萬貫を十ヶ年間鑄造した。第十四回は、翌元年四月に銅錢及び鉄錢をつくつた(寛永錢譜・和錢考)。この時の銅錢は深井平野新田で年額三萬貫文を三ヶ年間、本所押上村で年額三萬貫文乃至七萬貫を三ヶ年間、仙台の石巻で年額七萬貫文を三ヶ年半鑄造した(近藤守重筆記)。第十五回は、寛保元年(一七四二)に銅錢をつくつた。この時は摂津の高津で年額二十萬貫文をつくり、世に元字錢といわれるものである(錢貨上包書)。第十六回は、同二年に銅錢をつくつた。これは下野国の足尾銅山で年額四萬貫文を五ヶ年間つくつたもので、世に足字錢といわれるものである(和錢考・近藤守重筆記)。第十七回は、明和二年(一七六五)に江戸及び長崎に於て銅錢をつくつた(寛永錢譜)。第十八回は、明和四年に伏見西浜に於て鉄錢をつくつた。第十九回は、明和五年(一七六八)に鉄錢をつくり、又この年、当四錢の真鍮錢をつくつた。世にこれを四文錢という(太平年表)。そして、五月に「真鍮錢吹立三付御触書」(資二)を諸國に令した。第二十回は、明和六年に、第二十一回は明和七年に、いずれも鉄錢をつくつた(寛永錢譜)。第二十二回は、天明四年(一七八四)に仙台の石巻で銅錢及び鉄錢をつくつた(寛永錢譜)。尚この年十一月、五ヶ年を限つて松平陸奥守領分限通用の仙台通宝をつくつたことを許した(資三)。第二十三回は、文政四年(一八二二)に真鍮錢をつくつた。天明八年(一七八八)十一月、幕府は真鍮錢の鑄造停止令を出したが、近年遠國に於ては真鍮錢の不足を告げることを聞き(國貨令)、「真鍮錢吹増之事」の觸書

(資四)をこの年十一月出した。第二十四回は、天保六年(一八三五)に鑄造した。これは鉄錢である。遠國に於て錢不足の土地があるから、この鉄錢は錢増加のために作つたという(國貨令)。この年、又、銅の当百錢を鑄造した(貨幣吹立覺書)。これを天保通宝又は天保當百錢と呼んでいる。第二十五回は、安政四年(一八五七)に、真鍮錢、銅錢、鉄錢の三種を作つた(昇平宝鑑)。尚、この年の五月には、箱館に於て箱館通宝なる鉄錢を鑄した。これは箱館、蝦夷、松前に於てのみ通用を許されたものである(國貨令・徳川禁令考)(資五)。第二十六回は、万延元年(一八六〇)に鉄錢を鑄造した。世にこれを精鉄錢(太平年表)といひ、此錢一文をもつて他錢四文に当てた(國貨令・徳川禁令考)(資六)。最後に第二十七回には、文久三年(一八六三)に文久永宝なる当四文の銅錢を鑄造した(徳川禁令考)(資七)。

以上の寛永通宝は、その鑄造年代、場所、材料等に基いて一般に又、寛永水戸錢(寛永三年・常陸国水戸)、寛永水戸後鑄錢(寛永十三年・水戸)、寛永淺草錢(寛永十三年・明暦年間、武蔵国江戸淺草)、寛永奈良錢(寛永十三年、大和国奈良)、寛永坂本錢(寛永十三年・近江国坂本)、寛文龜井戸錢(寛文八年・天和三年、武蔵国龜井戸村)、正徳相川錢(正徳四・五年佐渡国相川)、享保深川錢(享保十一年・十七年、武蔵国江戸深川十萬坪)、元文字津及中島錢(元文元年、紀伊国宇津及中島)、元文寂光寺錢(元文二年、下野国日光、寂光寺)、元文深川錢(元文四年、武蔵国江戸深川)、寛保一之瀬錢(寛保二年、紀伊国一之瀬)、延享鳥取錢(延享元年、因幡国鳥取)、天明相川錢(天明元年、佐渡国相川)、石巻鉄錢(年末詳、陸奥国仙台石巻)、八戸藩十字鉄錢(文政天保間、陸奥国北九戸郡葛巻村)、安政淺草錢(安政六年・慶応六年、武蔵国江戸淺草)、安政水戸鉄錢(安政年間、常陸国水戸)、万延盛岡鉄錢(万延年間、陸奥国盛岡)、慶応水戸錢(慶応二年、水戸)、慶応伊勢錢(慶応二年、伊勢国津)、慶応山形錢(慶応年間、出羽国山形)、及び寛保高津錢(寛保元年・延享二年、摂津国大坂高津新地)、明和長崎錢(明和二年、肥後国長崎)、などと呼ばれている(新撰寛永錢譜その他)。

かように、錢貨の鑄造されること、前後二十七回、(1)その多くは銅錢をもつてしたが、時には、(2)真鍮錢、(3)鉄錢(4)鉄錢のこともあつた。そして幕府は祖法を守り、約三百年間、寛永通宝の名称をもつて概ね一貫したが、宝永通宝、天保

通宝、文久永宝なる別名の錢貨を發行したことも三回ある。しかも、これらの錢貨は幕府が専ら發行權を握っていたが、時には遠国諸国の錢貨の不足を解消するために、仙台通宝、箱館通宝、土佐通宝など、領内限りの通用の錢貨の鑄造をみとめたこともある。尚伊勢国に於ても正用钱たる寛永通宝(前述の慶応伊勢錢)を鑄造したことがあり、それは背面の波型の上部にイの字を入れたものであり、筆者も所蔵しているが、その鑄造の詳細な実状については、未だ記録の徴すべきものが見当たらないが、現在の津市栗真(旧栗真村)に錢座を設けて鑄造されたものと伝えられている。

上述の如く、度重なる錢貨の鑄造は、年々その国内流通量の不足によるものであることは言うまでもないが、それが又、金・銀貨との比価の動揺、及び物価の騰落に重大な影響を及ぼした。そして、これらの錢貨、就中、寛永通宝は江戸時代を通じて民衆の日常生活と最も密接な関係をもつたものであり、このことは独り江戸及び幕府直轄地の民衆に限らず、わが県内旧諸藩の武士や農民や商人の経済生活をなす上にも頗る身近な手段となつていたものであることは言うまでもない。

註 参考書目

寛永錢譜、新撰寛永錢譜、三貨図彙、經濟録、近藤守重筆記、和錢考、錢貨上包書、憲法部類、徳川実記、教令類纂、国貨令、徳川禁令考、貨幣吹立覚書、昇平宝鑑、寛永錢考(泉苑—佐野英山連載)

資一 大钱通用ニ付御触書(寛永五子年自閏正月至十二月)

覚

一、今度京都錢座に而大錢出来候世間通用自由のために候間諸国何方によらず死買請取方渡方無滞只今迄之新錢にましへ通用可申候但大錢幣錢ハ只今迄之拾錢に相あたり候積ニ候事

一、只今迄之新錢相場金壹兩ニ付錢三貫九百文より四貫文迄之積ニ定それより高下無之様ニ相守大錢をさしましへ通用可仕候事

附 大錢当四月より通用可仕候事

一、大錢外ニ而似せ拵候者於有之へ曲事たるへき事 以上

閏 正月

覚

一、大錢之儀先達而相触候通相心得金銀小錢同前ニ弥無滞可致通用事

一、御料私領共ニ年貢收納等にも大錢差交候之様御料者御代官私領者其所之地頭可申渡事

右之通弥可相守者也

九 月

覚

一、大錢通用之儀最前も相触候処今以通用滞候由相聞候向後兩替屋並錢屋共手前ニ而通用相滞候へ、可為越度候惣而一統ニ大錢致通用候之様ニ町中不殘急度可相触候事

一、兩替屋並錢屋方ニ而通用滞候へ、其段可訴出候事 以上

十二 月

大錢通用相止候事(寛永六丑年正月)

大錢通用之儀差支候儀共有之下々迷惑仕候由被聞召候依之向後大錢可相止旨被 仰出候只今迄御藏より相渡り候大錢者連々引替可被相触候

正 月

資二 真鍮錢吹立ニ付御触書(明和五子年五月朔日)

真鍮錢吹立ニ付御触書

松平撰津守殿御渡

世上為通用於銀座真鍮錢吹方被仰出候ニ付右真鍮錢幣文ニ而並錢四文之代り相用国々ニ至る迄無差支様可有通用者也

右之通可被相触候

資三 松平陸奥守領分限通用鑄錢之儀ニ付御触書(天明四辰年十一月)

松平陸奥守領分ニ限り通用之鑄銭形を撫角文字ハ仙臺通宝と致し右領内ニおゐて当辰より五ヶ年之間鑄銭有之候右者陸奥守領分ニ限り通用之管ニ候若心得違外々ニ而通用致し候もの有之候ハ、御料者最寄御代官陣屋私領之分ハ公事方御勘定奉行月番宅は可訴出候隠し置外より於相知者吟味之上急度可申付候

右之趣御料者御代官私領ハ領主地頭より可被相触候

十一月

右之通可被相触候

寶四 真鑰銭吹増之事(天明八年十一月)

出羽守殿御渡 三奉行江

真鑰銭吹立方先年被差止候処遠国之内ニハ、また抵底之場所も有之趣ニ付猶又此度吹増被仰付候間於國々も亦無支可致通用候

十一月

右之趣可相触候

寶五 箱館ニおゐて鉄銭鑄立之事(安政四巳年閏五月四日)

伊勢守殿御渡

此度箱館表ニ於て鉄銭鑄立被仰付文字ハ箱館通宝と相記し箱館蝦夷松前限り此節より通用之管ニ候尤右三ヶ所之外通用難相成ハ勿論之事ニ付心得違之もの無之様可致候右之趣御料ハ御代官私領ハ領主地頭より可被相触候

寶六 精鉄銭吹立ニ付御触書(萬延元年)

紀伊守殿御渡 御勘定奉行江

世上通用之為於銀座精鉄銭吹方被仰付候ニ付右精鉄銭文ニ而並四文之代り相用ひ来ル十七日より在来之真鑰銭取交通用可致而替等百文銭

真鑰銭文同様相心得可申候

右之通相心得國々ニ至迄無差支様可令通用もの也

右之通御料私領寺社領共不洩様可被相触候寺社之分も可為前々之通候並町人諸職人等も可為同前候

十一月

真鑰銭抵底之趣相聞候ニ付此度精鉄を以四文銭吹立是迄之真鑰銭と取交通用可致旨相触置候処兎角真鑰銭抵底之趣ニ有之右者全固持いたし候儀と相聞不埒之事ニ候此上右鉢之もの於有之ハ吟味之上嚴重可沙汰候心得違無之様可致候

右之通御料者御代官私領者領主地頭より不洩様可被触もの也

右之通可被相触候

十二月

寶七 銅四文銭吹立ニ付御触書(文久三年二月十日)

周防守殿御渡 御勘定奉行江

此度世上通用之ため銅四文銭吹方被仰付候間右四文銭文ツ、代りニ相用國々ニ至迄在来通用銭ニ取交無差支可令通用もの也

右之通可被相触候

道中奉行江

此度吹立被仰付候銅四文銭通用滞無之ため見本として相廻候間宿々ニおゐて役人共ハ勿論金銭取扱候もの為心得見置候様可致候右之趣東海道中山道日光道中甲州道中奥州道中御料私領とも不漏様早々可被相触候

附記、伊勢「鳩目銭」

これは通用銭ではなく、散米の代りとした一種の賽銭であり、伊勢神宮及びその近辺の宇治及び山田あたりでのみ通用したものである。今から約四百年程前から世に現れ、元禄九年板の「和漢古今宝圖鑑」寛政五年板の「和漢泉貨」には、これを伊勢宮銭と称しており、寛政時代には、すでに其の発行が停止されていた様である。通用銭一文と此の銭十個と交換されたもので、鳩目銭とは、恰も指輪のようなこの銭貨の形状から呼称されてきたものである。

(泉苑所載、小林一峯氏、伊勢「鳩目銭」考、参照)

第三章 紙幣 (特に三重県に於ける藩札及び私札)

紙幣の発生は、金・銀・銭貨幣の発生よりも遅れる。これは世界各国とも共通の現象である。それは額面価値と素材価値との間に開きがあるから、強固な信用又は権力の裏付がなくては発生、発達し得なかつたからである。しかし、一面では貨幣量の不足を補う必要があつたこと、又、携帯に便利なこと、などがその発達を促したことも考へられる。

わが国の紙幣の起源としては、後醍醐天皇の時代に「交鈔」と称する兌換券を発行して貨幣の不足を補い、その後、足利時代にも三四回紙幣を発行したことを諸書に伝えているが、(名賀郡史・飯南郡史・河芸郡史―同一著者である)筆者はまだ信憑すべき資料に接しない。或は元和年間に丁銀の切使いが禁止されたので、その半端になつた銀価の引替手形として、自然的に発生したものだと言ふものもある(通貨の話)。けれど、確実なる資料に基く紙幣の始りは、元和より遡り、慶長年間に伊勢山田発行の、いわゆる「山田羽書」がわが国最古のものとしてせられてゐる。

紙幣の種類には、町・村・寺社或は個人または団体が其の経済力を背景として発行した私札と、諸侯が其の封内に於て製造発行した藩札とがあり、又これらの紙幣と引替らるべき貨幣或は産物の種類によつて、金札・銀札・銭札・米札・酒札などの區別がある。

以下、三重県内に於て通用または発行された紙幣につき、藩札と私札とに大別して記述する。

一、諸藩の藩札

総説 徳川幕府の中央集権的な封建制度は諸侯の勢力を畏縮させ、特にその幣制の統一、貨幣発行権の独占、その他の施政による経済的な制圧は各藩の領内の自治経済を破壊に導こうとした。茲に於て諸侯の中には三貨の発行権は幕府の独占する所であるから、その国用の不足を充すために、各封内に於て、その草高並に産物を保証に、これが引換準備に当て、幕府

の許可を得て藩札を製造発行する所が現れ出した。

その最初の藩札を発行したものは越前の福井藩で、寛文元年(一六六一)幕府の許可を得て、銀百目札、銀五十目札、銀二十目札、銀十目札、銀五目札、銀三目札、銀二目札、銀一目札、銀五分札の九種の銀札、総計六万四千六百二十七貫九百目を発行した(通貨の話、大日本貨幣史 藩札部)。その後、元禄年間になつて、大和の柳生藩が元禄十年(一六九七)に、上野の前橋藩が同十三年(一七〇〇)に、備中の庭瀬藩が同十四年(一七〇一)に、安芸の広島藩が同十五年(一七〇二)に、丹波の篠山藩が同十六年(一七〇三)に、各種の銀札、銭札、米札を発行した。これらの藩札は、この発行に際し原則として幕府の許可を得ることを要したが、許可なくして発行した藩もあり、その発行方法は、藩の札奉行の下に領内の信用ある有力者を札元として発行引換に当らせたものが多いが、しかしこれらは殆んどが不換紙幣であつた。

幕府は宝永四年(一七〇四)十月、一旦これら金・銀・銭札の使用禁止令(資一)を出したが、密かに発行する者が多く、したがつて享保十五年(一七三〇)六月の触書(資二・三)で、従来からこれらの藩札を使用してきた所は、幕府の勘定奉行へ申告して使用することを認め、また禄高に応じて藩札の使用年限を定め、二十万石以上は二十五ヶ年間、二十万石以下は十ヶ年間とし、期限後尚使用したい場合には勘定奉行の許可を得ることとした。かくて、徳川中期に於ては二四八藩のうち二一七藩が藩内限りの札を発行した。これらの藩札には金札、銀札、銭札の三種が使用されてきたが、このうち、金札は宝暦五年(一七五五)四月の書付(資四)を以て、それ以後使用を禁止され、さらに宝暦九年(一七五九)八月の書付(資五)で、爾後新規の土地では藩札の使用が認められないこととなり、越えて安永三年九月の触書(資六)では、久しく藩札の使用が中絶していた領内でも使用が禁止されることとなつた。天保七年(一八三六)十二月の書付(資七)では、さらに上述の各法令を再確認すると共に、金札、銭札の使用を再停止し、銀札、米札も願済のもののはかは厳禁するようにした。かようにして、藩札は各領内の金融経済の上に幾多の変遷消長をもつてきたが、慶応三年(一八六七)八月の触書(資八)に見られる如く、兵庫の開港貿易に伴つて、幕府自らが金貨の不足から金札を発行したこともある。

かくして藩札は寛文以来、明治四年（一八七一）七月十四日の廢藩令の時まで各藩内を流通し、同時にこれらは総て中央政府の負債となつて、新紙幣と交換せられて終局を告げた。尚これらの藩札の大部分は楮、三極、雁皮などの紙質を使い、木版のかなり細密な図案に、兌換金額を指定し、発行責任者の捺印をなし、さらに隠し文字、透し入りなど、その偽造防止には相当苦心して製造されたものである。また幕府も銀札の贗造者には極刑に処する方針をとつていた（徳川禁令考後聚）。要するに、藩札は諸藩及び旗本の領地・知行所に於て、原則として幕府の許可を得て発行した楮幣であつて、その多くは財政窮乏の結果、一時財用の救済策として発行した不換性のものである。その通用区域も原則として各領内に限られていたが信用ある大藩発行のものは實際上その附近隣藩の領内にも流通していた。殊に伊勢国は小藩分立して采地が犬牙錯綜していたため、大藩のものは流通区域も広く、その発行量も多く、今日でも尚実物を多く存するが、小藩のものは采地狭小で流通不便であつたため比較的早く消滅して、残存するものは稀である。左に県内関係の旧藩札について、分説略述してみよう。（尚、藩札の実物については、孤野藩札、長島藩札、新宮藩札を除いて、他は筆者も一通り蒐集して見たが、以下の各藩札についての説明は、それらを参考としたものである。）

資一 宝永四亥年十月、金銀錢札遣ひ停止之事

一、金銀錢札遣之所々も有之候而札遣無之所通用之ため不宜候条向後札遣停止之事候間其所々江申遣之相違候日より五十日を限り相止可被申候事（大成令、徳川禁令考）

資二 享保十五戌年、金銀錢札遣之儀ニ付御書付

金銀錢札遣有之所々先年札遣相止候得共向後へ前々札遣仕來候所へ勝手次第ニ可仕候但札遣致候へ、御勘定奉行江可被達候

右之趣可被相触候 以上

戊 六 月

（御勝手方御定書、徳川禁令考）

資三 享保十五戌年、金銀錢札遣年限之事

前々より仕來候所ニ而金銀錢札遣儀式十萬石以上廿五年式拾萬石以下へ十五年之間たるへ候年教滿候而も猶亦札遣仕度儀も候へ、其節ニ至リ御勘定奉行江可承旨挨拶可被致事

六 月

（大成令、徳川禁令考）

資四 宝歴五亥年四月、金銀札遣之儀ニ付御書付

御勘定奉行江

金度松平加賀守領分金銀札遣之儀相願候得共金札遣へ致無用銀札遣之儀へ可為伺之通旨相違候依之向後金札遣之儀へ都而難成候間可被得其意候

一、奥平大膳大夫領分金銀札遣之儀へ去申年相済候事ニ候間年季之内へ其俣通用為致年季明候へ、金札遣年延相願候共難成候間其趣ニ可被相心得候

（教令類纂、徳川禁令考）

資五 宝暦九卯年八月十二日、金銀札之儀享保以後願濟之外向後新規之場所へ難成旨御書付

金銀札遣儀宝永年中相止候処前々札遣來候所へ勝手次第可仕旨享保十五年相違候其後新規之場所も銀札遣願相済候儀有之候得共新規之分も段々相増候旨へ類例も多く相成後々差支候儀も可有之間前々より札遣致來場所並享保十五年以後新規相願濟候分へ格別右之外向後新規之場所札遣儀へ難成候間可被得其意候

一、金銀札遣之儀へ前々通用致來候分へ格別向後願難成事

但當時通用致來候分へ年季之内へ只今迄之通たるへき事

（憲法部類）

資六 安永三年九月二日、中絶之分へ銀札遣難相成旨御觸書

銀札遣之儀中絶之分も願候得へ相済候得共向後へ前々銀札遣いたし候場所ニ而も中絶之分へ銀札遣難相成候間可被得其意候

九月

右之通可被相触候

(教令類纂、天明集録)

資七 天保七申年十二月廿四日、願濟之外札遣難相成旨御書付

御勘定奉行江

銀札遣之儀前々より札遣いたし來候場所並享保十五年以後新規相願濟候分ハ格別右之外向後新規之場所札遣之儀ハ難成金錢札遣之儀ハ前々通用いたし來候分も向後願難成旨宝曆九年相触猶又前々銀札遣候場所ニ而も中絶之分ハ銀札遣難相成旨安永三年相触米札遣之儀も前々仕來ニ而何有之引続年季等を以相濟居候分ハ格別譬古來右之例有之候共中絶之分ハ札遣之儀難相成旨寛政十年相触候処近年累ニ相成願濟之外領主地頭限り銀札等差出又ハ米札酒札など紛敷名目を以札遣いたし候場所も有之趣相聞如何之事情前々相触候通金錢札遣難成儀ハ勿論銀札米札共願濟之分ハ格別其餘札遣之儀ハ難相成事ニ付心得違無之様可致候若此上不束之儀相聞候ハ、急度御沙汰可有之条兼而其旨可存候

右之通可被相触候

十二月

右之趣相触候間可被得貴意候

資八 慶応三卯年八月十九日、金札通用ニ付御触書

美濃守殿御渡

此度兵庫御開港商社御取開相成候ニ付而ハ融通之ため此節より金札当分之内通用被仰出候ニ付都而通用金銀同様相心得御年貢其外諸上納物ニ相用候而も不苦候間五畿内近国とも無差支通用可致候尤右札正金ニ引替之儀ハ商社会所並商社頭取其外御用違共方ニおゐて引替候答ニ有之右引替ニ付而之歩割減等一切無之候間不取締之儀無之様正路に取引可致候事

註 参考書目

通貨の話、名賀郡史、飯南郡史、河芸郡史、宇治山田市史、大日本貨幣史、藩札部、徳川禁令考後聚、憲法部類、大成令、徳川禁令考、教令類纂、天明集録

(1) 菰野藩札

享保年間幕府の許可を得て発行したものに、銀札(二匁五分、一匁五分、一匁、五分、三分)の五種がある。さらに、天保年間幕府の許可を得て銭札に改めて発行した銭札(二貫文、一貫文、五百文、百文、四十八文)の六種がある。両者いづれも今日では片影さえ止めず、その実物は何人にも知られていない。

尚、明治二年版籍奉還後、大阪で製造させ菰野藩主税局で発行した(二貫文、一貫文、二百文、百文、四十八文)六種、金札(二分、一朱)二種があり、この両者は兌換紙幣であつて、発行後菰野町東町に藩札引換所を設置して引換に應じた。

この他、同藩では、米一斗六升(代永二百五十六)新貨引替価格二十五銭、米八斗(代永百二十五文)新貨十二銭五厘、米一升(代永十五文六分)新貨一銭六厘の三種の米札を総額四十二万六千四百一十一枚(永価一万九千二百六十八貫九百二十一文九分)を発行した。以上の藩札は菰野藩の管轄地であつた伊勢国三重郡の大部分及び飛地たる近江国栗太郡の一部で使用されたものである。

菰野藩札として、今日たまたま発見されるものは左掲の米札及び明治二年発行の銭札であり、後者は天保年間の銭札を再発行したものである。尚これらの藩札は新紙幣と引替後、明治六年十一月七日、四日市三瀧川原に於て民衆の眼前で焼却されたと伝えられる。

米札 (表)

(宝船の絵)		菰野藩主税局				米 札	
養成群生	米 壹 斗 六 升	菰野藩主税局		米 壹 斗 六 升		以此札四札	
奉順天徳					国産会 所		
					金 幣 兩 可 渡 也		

(裏)

銭札 (表)

申	商家日用	古	与当百銭
大黒天の絵	四拾八文預	野	商栄講組
子	町中資銭	引替相渡	

(裏)

(三方に鯛を 供えたる絵)		諸品	万屋源右衛門 柳屋弥右衛門
手形	引替所惣代	日野屋五兵衛 木屋由藏	

註 参考書目

大日本貨幣史・藩札部(大正十四年六月二十日、朝陽会発行本庄栄治郎校訂) 藩札図録(大正十年九月五日発行、佐野英山編輯) 孤野町史

(2) 鳥羽藩札

これは享保十五年の藩札発行許可令の出る前にすでに発行されたものであつて、享保十一年(一七二六)に幕府の許可をうけて銀札一種(一匁札)総額五百六十三万六千六百三十三匁(銀価五千六百三十匁十六匁)を製造発行した。鳥羽城主初代稻垣昭賢の時から城下町鳥羽で製造せられたもので、その采地であつた志摩国の答志郡、英虞郡及び伊勢国飛地の度会郡・飯野郡・多気郡の一部で通用した。明治四年七月の新貨との引替に際しては、この銀一匁札は一銭三厘に当てられた。

今日残存する鳥羽藩札には、図案・記載文字等の異つた左記のA・Bの二様式のものがあり、Aの様式が最初のものである。

A (表)

(農業收穫の絵)	鳳示干第	(宝船に鶴の絵)	以此札六拾四枚
志匁銀	胃示索係	万代不易	金壹兩可渡也

(裏)

(朝日に大黒の絵)	(繪)	役所改印	巻物の絵	龍の絵	鳥羽引替所印	龍の絵
-----------	-----	------	------	-----	--------	-----

B (表)

(能楽の絵)	銀壹匁	(宝船の絵)	此手形以六拾四匁
		万代不易	金壹兩相渡可申候

(裏)

(朝日に大黒の絵)	刷字文	(鶴と亀の絵)	龍の絵	鳥羽引替所印	龍の絵
-----------	-----	---------	-----	--------	-----

註参考書目

大日本貨幣史藩札部、藩札図録、鳥羽誌

(3) 神戸藩札

これは享保十五年「金銀銭札遺之儀ニ付御書付」に基いて、翌十六年(一七三一)幕府の許可を受けて発行したもので、銀札三種(銀一匁一米一升代、銀五分一米五合札、銀三分一米三合代)があり、総額二百八十七万二千二百五十五枚(銀価二千七百五十匁二百九十七匁六分)を発行した。はじめ飛地の河内国錦部郡長野村で製造使用されていたもので、後に文久二年から神戸に送つて通用されるようになった。主として神戸藩の管轄地であつた伊勢国河曲郡の大部分と、鈴鹿郡、三重郡の一部及び河内国飛地の錦部郡で使用されていた。これらの銀札は藩の大納戸役が発行の責任に當つていたので、明治四年七月十四日の新貨との引替に際して、米一升代一匁札は新貨一銭六厘、米五合代銀五分札は八厘、米三合代銀三分札は五厘に当てられた。

「藩札図録」には、上述の神戸藩札の他に尙、飛地札として一匁・五分・三分の三種の銀札があつたように伝えているが、かゝる別個のものがあつた訳ではなく、河州長野で製造されたから誤認したのではないかと思う。今日比較的残存している神戸藩札としては、左の如き一匁銀札が見られる。

(表)

享保	神戶米手形	百姓日用	以此札六拾四匁	如日月之明	(動物の絵)
(稲穂の絵)	銀壹匁	河州長野引替会所	(孔雀の絵)	銀壹もんめ	
辛亥	其源不匱	金匁兩可相渡也	如四時之信		

(裏)

註参考書目

大日本貨幣史・藩札部、藩札図録、河芸郡史、神戸平原地方郷土史後篇。

(4) 津藩札・久居藩札

津藩の藩札は、安永三年の御触書に基いて、翌四年(一七七五)始めて幕府の許可を受けて発行されたもので、これには津において製造せられたもの四種、伊賀・大和兩國の飛地に於て製造せられたもの七種、さらに文化十一年(一八一四)発行の銀札四種、金札一種、明治発行の錢札三種などがある。

津に於て製造されたものは、一匁札、五分札、三分札、二分札の銀札四種で総額四千二百五十五万四千五百四十四枚(銀価として四万二千三十二貫二千二百五十五匁)であり、この中には銀一匁札に「六十匁を以て壹兩となす」ものと「六十四匁を以て壹兩となす」ものと各々価位の異なる二様式のものがあり、さらに銀五分札に於ても二様式があり、従つてこれらは明治四年七月の新貨との引換に際して、一匁札に於ては一錢六匁、他は一錢五匁であり、五分札は一匁八匁他は七匁、三分札は四匁二分札は三匁として各々換算せられた。

伊賀・大和兩國の飛地に於て製造されたものについては、一匁札(価位一錢式百文)、一匁札(錢百二十四文)、三分札(錢三十六文)、二分札(錢二十四文)の四種の銀札と、一貫二百文札(二様式)がある、六百文札(二様式)、百文札の三種の錢札が

あり、その発行枚数は詳でないが、錢価として三百四十九万三千百貫八百二十四文に達した。これらの銀札、錢札はそれぞれ明治四年の新貨との引換には、銀二匁札は一錢六匁、一匁札は一錢、三分札は三匁、二分札は二匁、錢一貫二百文札は九錢六匁、六百文札は四錢八匁、百文札は八匁、さらに別様式の錢一貫二百文札は十錢、六百文札は五錢、百文札は八匁として換算せられた。さらに文化十一年発行の銀札には、一匁札、五分札、三分札、二分札の四種があり、明治発行の錢札には、一貫二百文札、六百文札、百文札の三種がある。これらの銀札、錢札は今日比較的多く残存する実物について考えると、津藩の飛地、大和国添上郡古市村に於て製造されたものが最も多い。尚、津藩に於ては、文化年間に割引、通し番号入りの一兩の金札を発行したこともあるが、これは藩の公用に主として使用せられ、一般には広く通用しなかつたものと思われる。

上述の津藩札は、その管轄に属する伊勢国の安濃郡、菟芸郡、一志郡の大部分と鈴鹿郡、河曲郡、三重郡、多気郡の一部及び伊賀国の阿拝・山田・伊賀・名張の四郡並びに山城国飛地の相楽郡、大和国飛地の添上郡、山辺郡、十市郡、式上郡、下総国飛地の香取郡に通用したものであるが、実際上は桑名藩、長島藩、神戸藩、菰野藩、龜山藩と相互に藩札を交換して伊勢国一帯に流通していた。

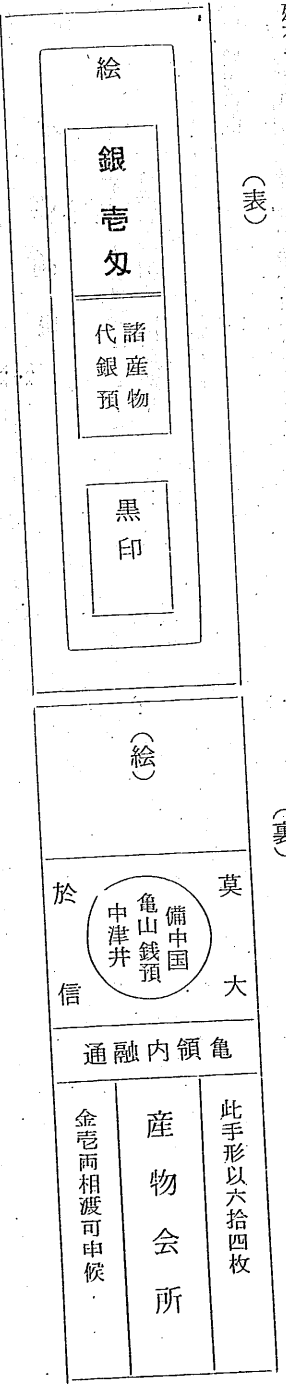
久居藩に於ては特別に藩札を発行せず、宗藩の津藩札を用い、その管轄に属する伊勢国の一志、安濃、菟芸、鈴鹿、河曲三重郡の一部、山城国飛地の相楽郡、大和国飛地の添上、山辺、広瀬、十市郡の一部で津藩の銀札、錢札が通用していた。津藩札は同種のものについても、その文字、図案について見ると多様なものがあるが、現に比較的枚多く残存するものとしては次の如きものがある。

(表)

安永	天之所助者順	以此札六拾四匁	(七福神の絵)	銀壹もんめ	(日の出に宝船の絵)
(朱印)	銀壹匁	大和古市銀札会所			
乙未	人之所助者信	金匁兩可渡也			

(裏)

たもので、この銀札は亀山藩六万石の管轄地たる伊勢国の鈴鹿郡の大部分、三重郡、河曲郡の一部及び備中国の飛地たる阿賀郡、上房郡の一部で通用し、又、伊勢国諸藩の藩札とも交換されて他領でもかなり使用された。明治四年の新貨との引替に際しては、銀一匁札は一錢四厘、五分札は七厘、三分札は四厘、二分札は一厘に当てられた。残存する亀山の「匁」銀札は凡そ左の如くである。

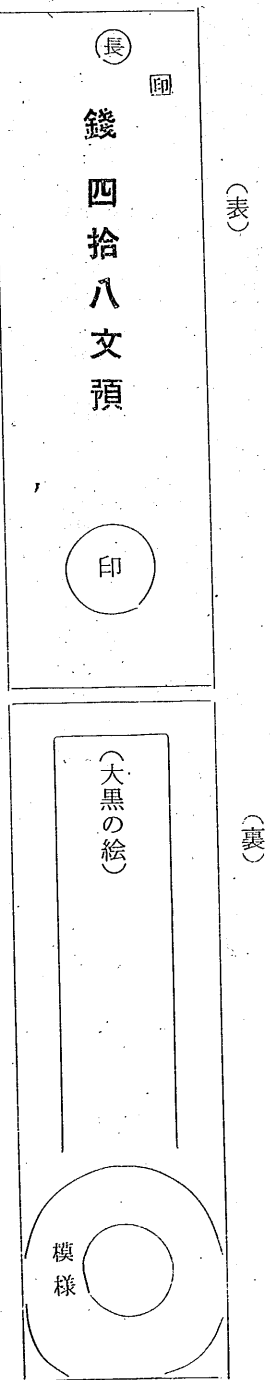


註 参考書目

大日本貨幣史・藩札部、藩札図録

(6) 長島藩札

長島藩は、元治元年（一八六四）始めて幕府の許可を受けて、錢札三種（四十八文札、二十四文札、十二文札）、その総額三百五十四万枚（錢価九万四千四百貫文）を製造発行した。これは、その管轄地たる伊勢国桑名郡で通用し、明治四年七月の新貨との引換に際しては、この錢札は四十八文札は四厘、二十四文札は二厘、十二文札は一厘に当てられた。その残存する錢札の一例を示すと次の如くである。



註 参考書目

大日本貨幣史・藩札部、藩札図録

(7) 桑名藩札

桑名藩には、幕府よりの許可年月不明の金札一種（米六斗、金壹兩分）と錢札五種（四十八文札、三十二文札、二十四文札、十六文札、十二文札）とが通用し、さらに慶応元年（一八六五）幕府から許可を受けて製造発行した銀札一種（一匁札）がある。金札、錢札は早く廃止せられて専ら銀札のみが使用せられ、これは総計三百六十六万七千二百枚（銀価三千六百六十七貫二百目）発行、明治四年七月十四日の新貨との引換の際は、銀一匁札一枚は一錢三厘に当てられた。主として其の管轄地伊勢国桑名郡、員弁郡、朝明郡で使用されたが、また他の藩札とも交換されて通用した。残存する桑名藩札には、左の如き金札、銀札、錢札があり、そのうち金札は「甲寅」とあるから寛政六年（一七九四）発行とも考えられるが、むしろ安政元年の発行と推定される。

金札 (表)

大黒の絵	
分兩	金
鼠の絵	米六斗
(模様)	
引替所	

(裏)

甲	御蔵役所	引替時刻
(鶴の絵)	(模様)	
寅	名	朱印
		差支無之

銀札 (表)

模	朱印	龍の絵
龍の絵	銀	龍の絵
龍の絵	吉	
龍の絵	匁	
桑名蔵所		
以此札六拾四枚	米札会所	金匁両可相渡也

(裏)

孔雀の絵	米一升	国保千民
亀の朱印	預	銀吉もんめ
		民保千信
		(朱印)
		宝船の絵

銭札 (表)

朱印
錢 貳拾四文預

(裏)

二	一
四	
五	

註 参考書目
大日本貨幣史・藩札部、藩札図録

(8) 忍藩札

忍藩は藩主松平下総守、武蔵国埼玉郡忍に居城をもち、高十四万二千四百三十六石である。本藩忍に於ても四種の銀札(二十目札、十五匁札、七匁五分札、三匁七分五厘札)、を製造発行していたが、伊勢国の飛地に於ても、播州の飛地で製造された銀札一種(一匁札)、総計三百七十四万七千二百七十五枚(銀貨三千七百四十七貫二百七十五匁)を発行した。その通用範囲は伊勢国飛地である三重郡の小杉村他十四ヶ村、朝明郡の大矢知村他三十三ヶ村、員弁郡の赤尾村他十九ヶ村で、この銀一匁札は明治四年七月の新貨との引替に際し、一枚一錢五厘で四日市交換所に於て新紙幣と交換された。尚、忍藩は播磨国飛地に於ても、銀札(十匁札、一匁札、三分札、二分札)、四種、銭札(十匁札、一匁札、三分札、二分札、二貫五百文札、五百文札、四十八文札)七種を製造発行したが、残存する伊勢国飛地通用の銀一匁札は次の如くである。

(表)

(絵)	勢州通用	銀吉匁	模様	以此札六十四匁	忍米札引替会所	金匁両可相渡也
(大鼓の絵)	播州忍預札	(文字)	銀吉匁	(文字)	米預切手	万代不易
		(文字)		(絵)		(文字)

(裏)

註 参考書目

大日本貨幣史・藩札部、藩札図録、孤野町史。

(9) 和歌山藩札(松坂札)

和歌山藩では、文政初年から勢州領内で使用すべき藩札の製造発行を幕府に願っていたが、銀札の通用が一時中絶していたという理由で許可にならなかったのを、すでに神領(山田・宇治両羽書)、藤堂和泉守領(津藩札)の銀札も、夥しく当藩

勢州領内に通用し、旅人の往来も多く、当藩に銀札の発行許可がないのは甚しく不便であるという理由を以て、再び願出、文政五年から向う十年間、藩札の製造発行を許された。その時の関係文書は別記の如く、南紀徳川史に収録されている(資一)かくして発行されたものが、松坂羽書と称せられるものである。その発行の組織を考えると、まず和歌山の本藩に勘定奉行を置いて藩財政の取締りに当らせ、その配下に御仕入役所と呼ばれるものを置いて、領内各地方財政及び金融の元締となした。この御仕入役所は司農府とも称せられ、伊勢松坂地方では中世以降、蒲生氏の時代から存続していた質商の発達したもので、これが後に藩設立の金融機関となつたものであり、地方農工商民の救済、勸業、公共事業等のための融資、預金、貸付等をはじめ、藩札の製造、発行についても監督に當つていたのである。そして、この御仕入役所が松坂に設置されると藩主より派遣の上役人の下に書役二三名が置かれ、その下に富裕な地方商人から登用せられた手代が数名置かれ、実際はこの手代が藩札発行についての財源方を担当していたのである。かようにして、和歌山藩で勢州領内の松坂に御仕入役所を設け、その監督の下に文政五年から藩札の発行を開始したのであるが、その発行の直接の責任は同地方屈指の富豪に命じて、その事に当らせた。三井組、御為替組と称せられるものがこれである。そのうち、三井組は三井一家、すなわち三井八郎右衛門、三井宗十郎、三井則右衛門の三家が組合をつくり、御為替組は長谷川治郎兵衛、小津清左衛門、長井嘉左衛門、殿村佐五兵衛、坂田五郎兵衛の五家が連合して組織したものである。

かくして発行した和歌山藩札(松坂羽書)は、その後年限が切れると、別記の文書の如く(資二)、再び幕府に発行許可願を提出して、次回は天保三年(一八三二)から又継続発行した。この天保の松坂羽書に於ては、従来の発行責任者たる三井組及び御為替組の名称を廃して、これを銀札会所と改め、その各々の羽書に発行引請者たる三井組又は御為替組の朱判を押捺することとした。その後も十年毎に継続発行願を提出して、以て明治維新に及んだのである。大日本貨幣史・藩札部に拠るとかようにして伊勢国飛地に於て製造された松坂羽書は銀札四種(一匁札、五分札、三分札、二分札)、その総計は千六百一十一万九千七百八十八枚、銀価にして一万六千貫目、これらは主として勢州領内用として発行せられたもので、伊勢国飛地たる

多気郡・度会郡・飯高郡の大部分及び飯野郡・一志郡・安芸郡・三重郡・河曲郡の一部で使用することを目的としたものであるが、実際は松坂羽書の信用は頗る高く、勢州一帯はもとより、紀州和歌山及び京・阪に至るまで些少の割引もなく、歓迎されて流通した。

したがって、明治四年七月の新紙幣との価格換算に際して、これらの銀札は一匁札は一錢五厘、五分札は七厘、三分札は四厘、二分札は三厘に当てられ、又、翌五年二月これらの銀札が度会県に引継がれ新政府発行の鉄錢と引換えられるに際し津領及び戸羽領等発行の藩札が一匁銀札が鉄錢九十文乃至九六文位と引換えられたのに対し、松坂羽書は山田羽書と相並んで鉄錢百文と交換されたと伝えられる。尚、こゝに云う松坂羽書は発行当初から私札ではなく、和歌山藩札であつたことは「明治三年五月四日大蔵省より松坂書に三井組、御為替との印判有之右は三井の書に候哉和歌山藩の書に有之哉との尋に對し右の通告通出す」という、別記の如き「松坂銀札印判之件答」(資三)なる文書に拠つて明かである。

和歌山藩では、さらに天保六年(一八三五)幕府の許可を受けて、紀州領内分として銀札三種(一匁札、三分札、二分札)その総計六千二百四十二万五千五百枚、銀価にして五万九千三百八十九貫五百目を製造発行した。又、維新後、錢札六種(十貫文札、五貫文札、一貫文札、百文札、三三三文札、二四文札)その総計五百九十八貫三千三百七十七枚、その錢価にして千百三十三万三千六百六十貫文を発行した。これらの銀札・錢札はその通用価値に於て松坂羽書よりも劣り、明治四年七月の新貨との換算率に於ては、銀一匁札は三厘、三分札二枚は二厘、二分札二枚は一厘、又錢十貫文札は八十錢、五貫文札は四十錢、一貫文札は八錢、百文札は八厘、三三三文札は三厘、二四文札は二厘に当てられた。これは今日の三重県に属する旧紀州領の牟婁郡をはじめ、紀伊国の和歌山藩領たる伊都、那賀、名草、海部、有田、日高の諸郡及び大和国飛地の吉野郡の一部で主として通用させるために発行されたものである。

残存する松坂羽書には、紙形はいずれも長さ五寸四分の同一のものであるが、紙の色に、白・青・茶・黄など数種のもの見られる。このうち文政発行のものとは天保以降発行のものとは、上述の如く、前者は三井組、御為替組、後者は銀札会所と発行所名を異にしている。又、これ

らは偽造・変造を防止するために、大黒神、仙人、松、竹、梅、稲穂、海産宝物、雞雌雄など度々模様替をなし、又、龍、万歳、武士、鷹景色、船、武器、伊勢海老、獸具、稲に雀など各種の朱印を使用して図案はとりどりである。左にそのうちの二三の例を示。

御為替組、文政発行札 (表)

(田植の絵)	銀 壹 匁	馬の絵	此札銀子与 万代不易 引替可申候
(大黒神の絵)	松坂 羽書 総中	紀量入 為出藏元 の崩判	御為替組 長谷川次郎兵衛 小津清左衛門 坂田五郎兵衛 殿村佐五平

三井組、文政発行札 (表)

(仙人の絵)	銀 壹 匁	(絵)	此札銀子与 万代不易 引替可申候
(大黒神の絵)	松坂 羽書 総中	紀量入 為出藏元 の崩判	三井組 三井八郎右衛門 三井宗十郎 三井則右衛門

銀札会所、天保発行札 (表)

(稲に雀の絵)	銀 壹 匁	(絵の老海勢伊)	此札銀子与 万代不易 引替可申候
(大黒神の絵)	松坂 羽書 総中	紀量入 為出藏元 の崩判	(三井組朱印) 銀札会所

(表)

(松の絵)	(朱印) 伍 分 預	雞の絵	此羽書以六拾四匁 万代不易 金壹兩相渡可申候
-------	---------------	-----	------------------------------

(裏)

(大黒神の絵)	松坂 羽書 総中	紀量入 為出藏元 の崩判	(御為替組朱印) 銀札会所
---------	----------------	--------------------	------------------

註 参考書目
大日本貨幣史・藩札部、藩札図録、南紀徳川史、飯南郡史。
資一 (南紀徳川史)

紀伊殿勢州領分にて銀札相用被申度申達候処中絶の義に付難被及御沙汰被仰聞候然る処同所儀は他領入会の場合にて就中神領藤堂和泉守領分差狭年中旅人夥敷致通行候処山田表にては先年より銀札相用猶又和泉守領分にも前々より相用候処近年相改め山田表同様の銀札に相成候由に付両所の銀札領分にも専致通用候に付收納向へも粗石銀札取交候趣にて收納未払代紀州へ取寄候にも差支就ては家中宛行の地も為一統敷難儀候品にも有之甚便利不宜候付右銀札遺領分通用差留可申と存候得共左候ては下々並旅人に至迄決て難儀致すべく大等の差支も有之紀伊殿にも勢州領分にては銀札相用候へば万端都合も宜候付再応被申達候右は新規の儀にも無御座候間当午より十ヶ年間相用候様致度被存候宜御評議御座候様被致度此段申達旨被申付越候

申添の積に可差出書付

紀伊殿手向の儀兼て御承知被成下候通近年非常の儀打続き候付繰合甚六ヶ敷此上無擲出箇も差見へ必至と差支可申付拜借被相願度候へ共公辺御世話に相成候儀彼是心配被致候別紙被申達候銀札遣の儀相済候得ば融通に相成候儀も有之万端都合宜御座候間何卒被申達候通宜御評議御座候様仕度候

指図上ヶ紙

格別の訳を以て当年より十ヶ年の間銀札遣御願の通被成候様可申越候
資二

(南紀徳川史)

紀伊殿勢州領分の儀は他領入金の場所付従前々隣領山田表並藤堂和泉守領分にては専銀札通用候付御願分にては銀札為相用度との儀去年
午年委細申違候処彼是屢々御取扱有之従同年十ヶ年の間札遣相願候通相落其節より為相用候処至極便利宜万端都合能致大慶候儀御座候然
る処当卯年にて年限に相成候へ共前段の通都合宜融通有之此節通用差留候様に相成候ては領分の者共及難渋候間何卒辰年より来丑まで十ヶ
年の間は迄通銀札相用候様被致度尙又被相願候宜御評議御座候様願入被存候此段申達候様被申付候

指図上ヶ紙

来辰年より来丑年迄十ヶ年の間尙又銀札遣御願の通り被成候様可申上候

資三 松坂銀札印判之件答(南紀徳川史)

当藩管内勢州松坂に於て従前より通用為致来候紙幣(紙幣と公文書に記するは之が始め)に三井組御為替組等の印判有有之候に付今度其筋
町人共の内へ御尋ねに相成候処右は全く名目を当藩へ貸し候までにて内実右の名前町人共の紙幣には無御座候旨御答申上候付其相違之無哉
との儀去る四日御尋の趣奉拝承右紙幣の儀は文政五年旧幕府より許可を得製造仕管内出入町人共の名を印し三井組、御為替組等の板印を
居へ候へ共製造に付ては少しも町人共関係無之則紀伊藏元と申文字の丸印を居へ有之候尤も御一新後聊も増製仕候儀には無之既に当藩管内
通用の楮幣高御取調の節御届申上候現数の内に籠り有之其節も申上置候通追々錢札引替裁断仕候筈に御座候御尋に付此段御答申上候 以上

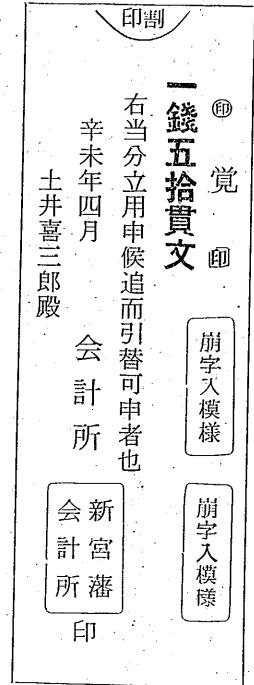
和歌山 筒井浜兵衛
公用人 津田兵弥

(10) 新宮藩机

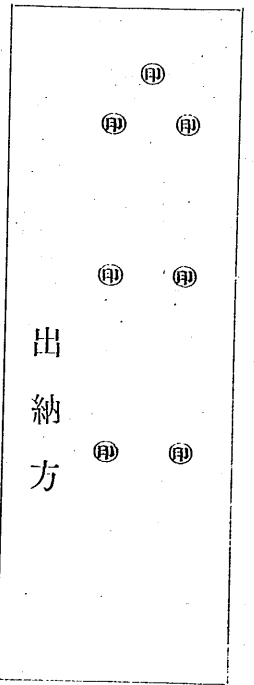
新宮藩は、維新後製造した七種の錢札(五十貫文札、十貫文札、五貫文札、二貫文札、一貫文札、五百文札、三百文札)を
総計十一万七千五百三十八枚、その錢価二十七万九千二百七十五貫文を發行した。明治四年これらの錢札は、新貨に換算さ

れるに際し、五十貫文札は四円、十貫文札は八十錢、五貫文札は四十錢、二貫文札は十六錢、一貫文札は八錢、五百文札は
四錢、三百文札は二錢四厘に当てられた。これらの錢札は三重県内の旧紀州領たる牟婁郡の一部に通用したことは言うまで
もない。
残存する新宮藩札の一例を示すと次の如くである。

(表)



(裏)



註 参考書目
大日本貨幣史、藩札部。

(11) 銀札、錢札及び羽書に関する御触書

(安濃郡長谷場村庄屋、永谷家の旧記の中に左の旧記が存するから、附記しておく。但、虫喰文字不明な箇所は□を用いる。) 御当家從來之銀札並新規錢札其外当國所々羽書始終之一件
津六拾匁銀札之儀九拾五ヶ年以前安永四乙未年公儀へ願落之上大和古市にて銀札会所御永定則金壹匁に付銀札六拾枚引換これを本札と云。
又五拾六ヶ年以前、文化十一甲戌年津六拾四匁札是又御領分大和古市にて銀札会所□則此札六拾四枚を以金壹匁引換これを新札又は六
四札と云ら。
△当春新々錢札通用被仰出左の通

見返し
町年寄共
大庄屋共

此度御領内銭札通用之儀其筋江御願相済候に付自今御発行相成候間此段町郷中に不洩触可申達事

三月朔日

△六月十九日 御奉行所より御書付を以御達先般触達之銭札追々相通候に付津伊予町勝島万助、万町服部伝八、分部町中島久右衛門、右之者共に引替方申付候間無滞取計可致旨同日大庄屋所より廻文。銭札三種、百文札、六百文札、式貫四百文札

△九月八日 大庄屋所より廻文、銭相場之儀金苞匁に付銭拾貫文替に通用被仰出候、就而は銭札百文之代六拾匁札に而は六分に相当り候を五分ならでは取引致不申趣相聞如何之儀哉爾来急度取締いたし候段、苦心得違之者有之節は嚴重に可仰付旨。

△十月十七日 民政主事より御書付を以御達、通用便利の爲御発行に相成銭札取引之儀、下々方に而は私に相場を相定、朝廷より被仰出之相場と「兩様」？之取引いたす者有之趣、且往々銭札不便利杯と申唱候趣甚以如何之事に候、向後御定之相場を以無滞通用可致旨、右大庄屋所より十一月十二日に廻文。

△翌午年九月廿三日、治民局御書付を以御達、京撰之間金苞匁に付銭時之相場を以通用候様先達より被仰出□□□□□□□□□□自然押移り商人共不得止節へ他藩商人より□□□□取引いたし候段相達候へ共銭札之儀は是迄之通拾貫文に可渡通用旨右大庄屋所より同廿六日廻文。

△銀札之儀、明治三年二月廿九日御□所□大庄屋所より廻文、此方□銀札銭札通用相察儀無之□六拾匁札不通用取沙汰いたし候者有之哉此頃町方は損失を□□引換に來り候者有之由、右は全先般松坂銭札朱印無之分、二月十五日迄引替に候出□御達に相成候□杯と聞違斯損失を厭引替に出候事と被察候、尤御城内は勿論近村之処にては取感筋有札候間、□□得共遠隔之所に而は不通用□相成杯と申触□□取感引換に出候様にては不□候間此段無□度申聞□□相達可申高々仰下候段廻文。

松坂札並和歌山銭札之事

(苞匁札之分、明治六年旧□六月八日限引換通用停止)

紀州御領当國飯高郡松坂六拾匁銀札之儀は四拾元年以前文政六政六癸未年初癸之事□右札之癸未之記有之当取引は文政之末より木綿屋

共右札を持來り木綿を買入候に付当辺其頃より専ら通用取引いたし申候事。

△当巳年八月廿日 民政主事より御書付を以御達此度和歌山藩におゐて銭札摺出し同藩内通用いたし候付自然当御支配下分相通候は、無滞可致流通候、尤右銭札松坂羽書会所□金銭之内を以引換に可相成者全市末々迄可有布告旨右大庄屋所より八月廿三日廻文。

△十一月廿七日 民政主事御書付を以御達、松坂出張所より其支配下に布告之趣は松坂羽書会所金銭之内を以引換候等先達而相触有之今度百文札之外大札之此節取調□□有之に付追而及沙汰候迄左之分は松坂羽書会所に而不引替尤收納筋にても不受取管に候間此段小前に迄早々可相触旨如斯に候へ共是迄相廻り所持いたし候分は当月廿八日迄羽書会所より差出候は、引換可申事

銭苞匁文札、同五貫文札、同拾貫文

右当藩内に相廻し候分は来月廿日迄
松坂本町於羽書会所為引替可申候条所持之者は同日迄ニ指出候様可申達旨申來候に付写寫通遣候条郷中末々之者迄可申聞旨同筋大庄屋所より廻文。

△翌午年二月付にて民政主事御書付を以御達、和歌山藩百文銭札勢地より相廻し候分は朱印相加右印無之分は松坂引替所におゐて不取計管に候間朱印無之分此節当藩内は相廻し居候は、来る十五日迄は此表羽書会所江引替に罷出候段和歌山藩松坂出張所より申來候に付郷村末々迄可申聞旨、右大庄屋所より二月八日廻文に而村役人で取集損失無之様不□所持可致旨廻文。

△同年四月廿三日布告、右銭札向後通用停止候間是迄所持之分は来る廿七日迄に引換候様松坂出張所より申來候旨、同廿四日大庄屋所より廻文。

右無廻所難出來候は、来月八日迄に委細之儀可申出右相廻候は、取上不申候段、同廿五日御達。

山田羽書並同所四匁札之事

(苞匁札之分明治六年旧□六月八日限停止引換)

△山田羽書はいつの頃より相始り候儀故当辺に而は文政度之末、天保之初の頃より稀に通用いたし候へ共右は山田さんぼう会所之札に而七年目、相改り候札不甚□分□申候事。

辛未七月

大政官

津御県庁より御添書付

別紙通被仰出候に付従来製造之紙幣追而御引換に可相成候乍然藩県紙幣は素より立相場無之事故兼而相違之通金幣に付古札は六拾匁新札は六拾四匁之割にて御引換可相成管之条方一心得違之者有之候而は不都合之事に候末々迄□違之儀無之様可致之事。但これは旧県より被仰出(明治五申年八月大藏省より引替手續、十三条御布告、活版第二号に繰入る)。

△明治五申年正月旧県より御渡辛未十二月附大政官御布告旧藩製造之紙幣当□七月十四日之立相場を以追而御引換可相成旨被、仰出候処今般旧銅貨之品位新貨に比較被相定候に付而は各種紙幣之儀も同様新貨相当之定位に相定候に付大藏省より相違候条此旨兼而可相心得旨。
△同年十一月十八日三重県参事より布告当年貢納□代金上納之儀旧藩札を以上納に相成分は当二月公布之通旧県之管下限発行之札を以可相納旨。

右に付旧十二月十六日(新は明治六年一月十四日)戸長より廻文貢米石代金納期差迫り候に付藩札上納之向は枚数を以納置追而御指定之上勘定相定可申旨。

△明治六酉年旧三月朔日(新は三月廿八日)三重県参事布告今般藩札比較表御下渡無之然る上上納期限も迫候に付今般限從前之備之通六拾枚六拾四枚を以匁匁といたし貢納に相定候条来る四月十日迄(旧ノ三月十四日也)無延滞上納可致、但亀山孤野長島札は比較表の通銭札の他は辛未十二月御布達の通たるへき旨

△同年新四月十三日(旧三月十七日)比較表を以三重県の布達元津藩管内通用

旧 六拾匁札幣枚	新貨匁銭六厘	匁貫式白文銭幣枚	九銭六厘
旧 六拾四匁札幣枚	同 匁銭五厘	同 匁銭	四銭八厘
旧 五分札 匁枚	但新古共 同 七厘	同 匁銭	八厘

旧 三分枚 匁枚 但新計り 同 四厘
旧 式分札 匁枚 但新計り 同 三厘

外に神戸桑名共布達各其所下に記

△同年新七月十二日(旧六月十八日)忍県管内伊勢国通用銀札匁枚、新貨匁銭五厘

△同十五日(旧六月廿一日)三重県より布達度会県管下通用銀札山田松坂鳥羽三ヶ所の分山田大近古町羽書引換所松坂新町元夜宅ニ於而引換ニ相成候由所持の者来る三十一日迄(旧六月十八日)両所能出引換可申大銀札通用の儀は本文同日限に差止ニ相成候条此旨可相心得旨
右に付当大区年番戸長より同新七月廿五日差出す(旧曆六月二日也)前段御布告之処新貨比較御捺印済の分は三十一日以後通用不苦候哉御司令押印済の紙幣度会県下限交通の儀と相心得可申旨。

△同年新九月五日(旧七月十四日)県より布達元津藩札は他向より夥多に候間同所より取懸らせ津大門町大宝院に引換所相設候条来る十日より(旧七月十九日)十月十五日(旧八月廿四日)迄に同所に指出交換可致旨尤成丈手廻し指出す播。

△同八日(旧七月十七)布達從前幣札全員高辻?に三分通り引換の上比較公印を押公私共無差支流通可致は勿論の処右を一概に引換と相心得申候は一般露止と相成様申唱向も有之哉に相聞以ての外の事より右無印の分たりともいまだ引換日限不相通の分は是迄の通上納不苦旨
△同十四日(旧七月廿三日)布達、旧津藩札本月十日より交換相成候に付彼是浮説を唱え衆人を疑惑せしめ流通を妨射利を謀る者有之哉に相聞候右津藩札は多数の儀に付宛前之交換に相成候而外藩札は兼て及布達候通追て交換相成候条浮説に取惑され無疑念取引流通可致旨。

△同年新十月四日(旧八月十三日)県より布達来る十二日(旧八月廿一日)より亀山桑名孤野忍神戸右五ヶ所札来る三十一日(旧九月十一日)迄引換猶又来る廿日(旧八月廿九日)より長島札来る三十一日(旧九月十一日)迄引換捺印之旨。

△同廿三日(旧九月三日)交換懸り分布達、元津県伊賀国通用銭札交換の儀同国上野本町菊輪茂十郎宛において取扱之旨。

△同年新十一月十四日(旧九月廿五日)□□より布達、旧藩之紙幣引換之儀、伊賀の分は来る十五日限(旧九月廿二日)外藩之分は去る十日(旧九月廿一日)限引換相止候間兼而被相定候に付最早銭札は無之筈に候へ共万一右引換日限中不得止事有之終に今日に至り猶所持致

候者は其趣戸長に申出実事取札無□□向は金高札員明細取調引換方当庁紙幣交換懸り江可申出旨。
△明治七戊辰新四月五日(旧二月十九日)布達旧藩之紙幣来る十五日より廿一日迄日数六日之内引換之旨。

右之残り同年秋不殘引替

右銀札之儀当辺にては文政之末迄津札少々は有之候へ共大体は正金銀に致引換、天保之初より次第に相増、同中項に至り金銀と紙幣半分づゝ流通、明治に至り大政官札出来の上は金貨は彼何金之式分判□□□□当年より紙幣のみにて金銀の姿を見ず、去ながら金札発行の際に至りては右国札なくば国民の自由□□に差支江□□其便を得たり。

上述の如く、幕末・維新までに三重県内で製造、発行及び通用されていた藩札は、菰野藩札、鳥羽藩札、神戸藩札、津藩札(久居藩札)、亀山藩札、長島藩札、桑名藩札、忍藩札、勢州松坂札(和歌山藩札)及び新宮藩札の十藩數十種類に及んだ。これらは概ね享保十五年以後の幕府の法令に基いて、幕府の許可をうけて発行されたもので、原則として領内限り通用を認められたものであるが、実際上は民衆の経済活動範囲の拡大に伴つて、伊勢国に於ては、津・桑名・長島・神戸・菰野・亀山の六藩が互に各藩札を交換して使用し、さらに鳥羽藩札が志摩国をはじめ南勢の一部にも流通し、又忍藩札が北勢の一部で通用し、さらに津藩札が紀州領にも流通し、和歌山藩札、新宮藩札が三重県内の旧紀州領に流通すると共に、それらが又、伊勢国諸藩の藩札と或は割引交換されて、かくて藩債と金・銀・銭三貨の缺乏を解消させ、隣藩との相互の経済活動を助成してきたものである。

二、私札

宇治、山田、射和は、わが国に於ける紙幣の発祥の地と云つてよい程、伊勢は紙幣については古い歴史を持つている。紙幣については藩札と私札とがあることは已に述べたが、そのうち私札については、三重県関係のものとしては、山田羽書、宇治羽書、射和羽書、中万羽書、丹生羽書、松坂羽書、四日市羽書、白子羽書、一身田羽書、治田銭札などがあり、これらは藩の責任に於て幕府の許可をうけて発行せられた藩札とは異り、古くから商業上要位を占めてきた所謂伊勢商人の経済力と社会的信用に基いて自主的に自由に発行され発達してきたものである点に特色を有し、同時にこの私札はまた藩札の製造発行にも大きな影響力を与え、その起源をなすものであることは見逃してはならない点である。

(1) 山田羽書・宇治羽書

札と言へば、山田羽書から説き起さねばならぬ程、これは重要な最も古い歴史をもつものである。一般にかような私札の発達を促したものは、元和年間に丁銀の切使いが禁止された所から、その半端になった銀価の引替手形として普及し出したと説かれている(富士銀行資料室「私札の発生」より)。しかし、この宇治・山田羽書の起源については、「射和文化史」は「室町時代の末頃すでに神宮領に限り流通する丁銀の小額預り札が行われていた」と説き、(註)一般に慶長以前説と寛永以後説と両説がある。「神都雑事記」、「山田羽書一件書」及び「諸旧例並近例」などの旧記には、いずれも慶長以前より存したものと伝えている(實一、二、三)。そして、これは当初に於ては金子の上端を計る便誼な書付の意味から「端書」と呼んでいたが、のちにこれを「羽書」と書き改めるようになり、羽は飛行自在という意味から滞りなく通用するようにとの意図を以つて変称されたもので、こゝに羽書の語義が存する。因に射和・松坂・中万等の後続の羽書の呼称もまた之に学んだものである。この山田羽書、宇治羽書の発行の沿革を略記すると、すでに足利氏の時から発行されていたと口碑では伝えているが、文明年間古記録が兵火で焼尽したから、明確な史実は不明であるが(大日本貨幣史・藩札部)、神領という特殊性から古くから自然に発生したものの如く、初期に於ては其の発行手続についても通用についても専ら先規乃至慣習法に従い、未だ一定の制規は見られなかつたようである。

しかるに宇治と山田の両郷は、古来内宮御領、外宮御領であつた関係上古くから自治行政が発達した。山田に於ては町中が須原方、坂方、岩淵方の三地方に分れていた頃から、三方年寄及びその合議制機関である三方会合というものが起り、宇治に於ても神域に近接した岩井田郷、岡田郷の中から年寄家という地方政治上の有力者が発生し、これらが年寄会合という合議機関を組織し、のちに慶長八年(一六〇三)の朱印状によつて、これらの自治行政機関が徳川幕府から公認される所とな

つた。

そして、寛永八年(一六三二)幕府が花房志摩守を派遣して山田奉行に任じ(一説には、すでに慶長八年に長野内蔵允が山田奉行に任ぜられた時から始るとも云う)、羽書に関する事を宇治に於ては年寄会合、山田に於ては三方会合に掌らせるようになつて、いよいよその制度が整い、ついで寛政二年、山田奉行、野一色兵庫頭の時に大改革が加えられて、以て明治維新に及んだのである。

その発行の方法は、時代によつて幾度か変遷が見られるが、江戸時代に於ては大体山田奉行の監督をうけ、その発行権については奉行を通じて幕府の特許をうけたものである。即ち寛永四年十月、幕府が従来からの諸国通用札の停止令を出すや山田に於ては早速三方会合から、「神領羽書の儀は特別の由緒あるものであるから通用を許可されたい」との願書を提出し、山田奉行からそれを上申して、次の如き幕府からの特許の指令を得ている。

山田御神領札遣之儀只今迄之通御神領之内斗札遣可被差免一候

十二月十三日

長谷川周防守

次に、かような山田奉行の間接的な取締をうけながら、自治行政機関である宇治年寄会合、山田三方会合の支配の下に、仲間もしくは株仲間と称する発行についての連帯責任を有する組を組織し、各組の構成員が株主となり、一株の羽書の発行高は三貫二百目を限度とし、一株について五貫程度の不動産を質物(現在の抵当物件)に取り置き、これは売買や再買入を禁止するように規定し、以て羽書流通の安全性を図つたのである。(資四、五)。そして、始めの頃は羽書の発行権を有する一組の株主の人数は一定していなかつたが、貞享五年(一六八八)元禄元年(一六九三)二月、羽書の払底を機会に、従来の株仲間の者以外に、新しく羽書の発行希望者を募り、一組十人宛申合せ質物を書付けて申出る様に触書を出し、元禄十一年(一六九八)にも更に三組分三十人の再募集をなし、かくてその頃までには羽書屋の総数は二二九人、羽書高六八七貫(但し一人前三貫目ずつ)に達していた。その後も、元禄十七年に二組、正徳元年に四組、同四年に五組、同五年に三組、享保二年に五組と

新羽書屋が増加し、元文から寛保時代にかけて、茲に羽書家及び羽書株人数は一定してきた。即ち寛保二年六月の覚書によると、

当時羽書家高四百四人、但四七組

内

古来ヨリ之羽書家高 廿八組 人数二百廿九人

新羽書家之高 十九組 人数百七十五人

と定つてきた。これと前後して、一株の発行高も五十兩と定まり、そのうち、二分札、三分札、五分札は各二百枚、その金高にして三兩二朱、残りは一匁札として四十六兩三歩二朱、総株人数四百四人で金高二万二百兩と定められた。しかし、この発行高は必ずしも厳守されず、時には一株に付五兩づつの増札を認めて二千二百兩の羽書の膨脹を来し、又、宝暦年間には山田奉行の許可を得て、会合引受三十人前の千五兩の増発を行つた事もある。

尚、宝永四年十二月、全国一般に羽書の通用禁止令が幕府から出されたが、この時も長谷川・佐野両奉行の上申によつて山田羽書は其の通用を特免された(資六)。

さらに、羽書は宝永六年五月、始めて新刷の発行を機会に、会合から町内の月行事を通じて旧羽書と引替えるとの触書(資七)を発して以来、必ず七年目毎に新札と引替え、古札は切捨る規定になつていたが、これも引替が停滞延引することもあつた。

かようにして、幕府から特許をうけて、自主的に発行権を保持してきた山田・宇治羽書も、その運営及び財政処理の上に漸次弊害も起つてきたので、寛政二年(一七九〇)十二月、白河楽翁の新政策に伴つて、当時山田の奉行野一色兵庫頭の手によって両会合所仕法に改正が加えられると共に、羽書法にも一大改革が下されることとなつた。山田地方の政治、経済に大衝動を与えた寛政の改革と呼ばれるものがこれである。即ち野一色奉行は数年の在勤中に施政の盲点を察し、この年に出府

老中と相談の上、帰任に際し幕府の財政通である御勘定役青山喜内、男谷平蔵、御普請役原田市郎次、関根市三郎の四人を連行して、両会合所の事務・所領・財政の諸点について監査を遂げ、諸種の不始末を発見して両会合の職掌に大改革を加えた。その結果、会合所に専権を握っていた足代支蕃は隠居、山田大路数馬、久保倉五郎右衛門、三日市左近の三人は閉門、その他羽書株四百四人の者も呼び出されて、七年目毎の引替も延滞しておつたとの理由で叱責、且つ今迄の羽書発行についての抵当物件を返還した上、改めて奉行所へ毎年式両ずつ十ヶ年間、合計二十両の積立金を上納させる様に命じた(塵塚、神領歴代記)。とに角、この時最も大きな変革をうけたのは従来も大幅な自治を認められていた神領地が諸種の点で大々的な制限をうけ、同時に羽書の支配権も三方会合から奉行所へ取り上げられたことである。従つて、この時から羽書に関する直接監督権は山田奉行に移つたことを注意すべきである。これと共に、上述の積立金の上納方法として、羽書仲間を上組と下組に分け、各組に世話人を置いて、毎年二月二十日と五月廿日に一両ずつ分納させるという、いわば株式の払込方法を定めると共に、かくして四百四人が払込んだ合計八千八十両の積立金を奉行所に保管して、羽書二万二百両の発行準備金に充当するという方法に切り替えたのである。更に又、山田の豪商の中から恵川半九郎、古森善右衛門、野村多次兵衛、村井与四郎、永野与兵衛、伊藤与兵衛の六人を、人物及び信用程度を試験のうえ抜擢して羽書取締役に任じ、また羽書の事に精通した丸井勘解由、谷対馬、坂周助、松葉次郎太夫の四人を抜いて羽書年行事に任命し、三方と取締役と年行事の三者を三役と称し、羽書に関する事項は、寛政改革以後は奉行所監督の下に、この三役が合議の上で処理することに定めた。又それに関する触書等も奉行所から直接しかも度々出されるようになった。

その他この時から、新羽書の印刷は名義上はこれ迄の通り、株仲間ではあるが、その判代、用紙代、摺立費用は奉行所の支出となし、新しく摺立てた羽書は奉行用人、組目付が出席し、三役一同が取扱の調印をなし、又、三役が立会で封印して奉行所へ差出し、然る後会合所へ預けて置く。そして新古羽書の引替手続は直接会合所へ持参して行ふ様に命じたが、間もなく一般の金融の便利を図つて、宇仁田仁兵衛に羽書両替店を特許し、新発行の羽書は封印して、この両替店に渡す方法を

とるようになった。かようにして、この時から羽書の発行についての機構を確立し、又その取扱者についての綱紀を引締め監督を嚴重にし、又特に贋札の製造者等については厳罰主義がとられるようになってきたこと等は、後に参考として掲げる当時の関係文書に明かである(資八、九、一〇、一一、一二、一三)。

この改正後の羽書札には、一匁札(白)、五分札(青)、三分札(赤)、二分札(黄)の四種があり、大きさはいずれも竪五寸一分、横巾一寸、そして一匁札を大札と称し、四百四人中の百三十一人は大組と称して大札ばかりを發行し、分札は小札と称し、残りの二百七十三人は小組と呼んで小札のみを發行することに定められた。尚この通用範囲は神領即ち当時の宇治・山田を越えて、度会郡の全体及び多気郡の一部はもとより、松坂、津領、鳥羽領、桑名領にまで及び、その信用価値は他領の藩札よりも大きかつた。

その後、慶応四年に至り、山田奉行、宇治会合、三方会合は廃止され、度会府が設置されたが、その年十二月、従来の取締役六人衆のうちの三人に命じて羽書の増摺が行われ(資一四)、さらに明治二年二月、度会府令を以て新しく四匁札が摺り出されたが、これは成績芳しからず間もなく四年七月の新政府からの沙汰によつて「七月十四日ノ取引相場ヲ以テ引替フルコト」を命ぜられ、山田・宇治の両羽書も旧藩札の一種と見做されて、新紙幣との引替が認められると共に、引替が完了するまでは「当分其管内限、七月十四日相場ヲ以テ通用」することを認められ、明治八年三月五日を以て適用停止、政府は旧札と新紙幣との交換のために、三井組に山田・松坂に出張所を設けさせ、五月十五日に其の引替が終了し、茲に慶長以来の伝統をもつた羽書も終末を告げた。

尚、引替当時の上述四種の羽書の総数は九百八万二千枚、銀価にして八千九百七十二貫八百匁、又新貨幣との引替の割合は一匁札が一錢四厘、五分札が七厘、三分札が四厘、二分札が三厘であつたことは、明治四年十一月の度会県参事の通達によつても伺ふことが出来る(資一五)。序でに上述の山田・宇治の両羽書は、これを私札として取扱つてきたが、これは中頃までは全く私札として神領地から自主的に發行され、寛政から山田奉行の監督権に属し、最後に於ては藩札の一種としてそ

れに準じて処分されたものであるが、沿革的には藩札とは大いに性格の異つたものと考えられるのである。(八七頁(11)参照)

註 参考書目

宇治山田市史・上巻、三重県法制資料集、第五卷(武藤編)、大日本貨幣史・藩札部、射和文化史、神都雜事記、山田羽書一件書、諸旧例並近例、神領歴代記、塵塚、徳川禁令考後聚・第五卷、羽書手鑑、山田羽書発端訳書、山田羽書横の蒐録(荒木豊三郎氏稿・泉苑所載)。

註 宇治山田の端書(射和文化史・所引)

伊勢の外宮を中心とした山田、内宮を中心とした宇治では、室町時代の末頃すでに神宮領に限り流通する丁銀の小額預り札が行はれていてと云う。発行年月は不明だが、山田では——山田大路長谷の名で大黒天を頭判とせる丁銀一匁請取、同二匁請取の二種。

松田某の名で劍と龍巻を頭判とせる丁銀七分請取札。上中の郷千賀八右エ門の名で、大黒天を頭判とせる十銀一匁預り札。錦屋平三の名で人物二人を頭判とせる一匁預り札。杉本、一志、吉太の署名で人物を頭判とせる一匁預り札。河崎の星山権兵の名で毘沙門天を頭判とせる一匁預り札。

宇治の方では——梅屋左エ門、毘布屋権七の名で弁才天を頭判とせる丁銀五分請取札。上野満左エ門の名で鐘道さんを頭判とせる一匁預り札。此外梅屋松太郎の一匁預。上野兵三の丁宝銀一匁預札等があった。

註 上組、下組の各仲間組の組頭氏名、人数(各株主の氏名は省略)並に小組、大組及び頭取役の氏名を享和四年の「羽書組々之名前並組頭株数持控」について抄出すると次の如くである。

上組

中島組(徳田勘解由、六人) 二俣組(来田和泉、八人) 二俣組(羽根長門、九人) 二俣組(羽根長門、十人) 上中之郷組(辻市郎右衛門、五人) 上中之郷組(広田越後、八人) 下中之郷組(福島屋八郎右衛門、八人) 下中之郷組(岡村左膳、十人) 下中之郷組(堤長能太夫、十人) 下中之郷組(龍要人、十人) 八日市場組(慶徳準人、六人) 八日市場組(坂藏人、九人) 高柳組(幸田造酒、八人) 大世古組(西村中書、八人) 一之木組(福井雅楽助、九人) 下之久保組(丸井勘解由、十人) 船江組(樋口庄兵衛、五人) 以上 小組 十七組
八日市場新組(幸田内匠、八人) 坂世古新組(金合所引請、十人) 宮後新組(足代大隅、四十人) 以上 大組 三組
右頭取役 辻市郎右衛門

下組

一志組(丸井勘解由、十人) 館組(桑名右太夫、六人) 宮後組(足代主水、十人) 宮後組(藤井太郎祐、九人) 宮後組(幸田因幡、十人) 宮後組(豊田太夫、五人) 前野組(中西清太夫、九人) 下馬所組(福田外記、九人) 前野組(志毛井左太夫、十人) 吹上組、富貴上組(慶徳主馬、十人) 吹上組(吉田勘解由、十人) 岩淵組(久保倉幸次、九人) 岡本組(谷倉掃部、五人) 岡本組(上部豊前、七人) 一之木組(中西内藏、八人) 河崎組(加藤藤太夫、八人) 以上 小組 十六組
岩新組(久保倉五郎右衛門、二組十六人) 岩新後組(久保倉右近、二組十一人) 岩淵新組(三日市兵部太夫、四十人) 以上 大組 三組
右頭取役 西村八郎大夫

羽書大組 六組 但百三十一人前(一人前 三貫二百目宛 此金五十兩也) 合五百十九貫二百目此金六千五百五十兩也
羽書小組 三十三組 但二百七十三人前(一人前 三貫二百目) 合八百七十三貫六百目
此金 一万三千六百五十兩

大組 六組 合四百四人 高千二百九十二貫八百目
小組 三十三組 此金 二万二百兩也

右享和四甲子年摺立勘定

註 宇治と山田の羽書の二三の例をあげると次の如くである。

宇治、一匁羽書 (表)

(裏)

銀	丁	壹匁預	(絵)	(絵)	崩し文字	崩し文字	此羽書次第…… 何時にてもかね可 相渡匁匁より上不出候 崩し文字
(絵) 梅屋松大夫							
宇治				宇治			
羽書				羽書			
組中				組中			
の絵				の絵			
えびす鯛釣り				えびす鯛釣り			
組治字				組治字			
此裏判無不存候	桜井角太	椿宗衛門	上野兵三	松川彦松	子富宗太	山神勘太	子富宗次
上野兵三	松川彦松	子富宗太	山神勘太	子富宗次	上野満左	梅谷松太	印

山田、一匁羽書 (表)

(繪)		
壹匁預		
(朱印)		
(繪)		
此羽書以六拾四匁	松井久兵衛	金巻兩渡可申候

(裏)

山田	羽書	總中
戊	(仏像の繪)	申
黒印		
組木之一		
藤井長太夫	中西	坂東
松井久兵衛	將作	兵衛
中西半右衛門	村山	中沢
中野	造酒	市太夫
勘ヶ由	栗野	

慶応四年の羽書 (表)

(繪)		
壹匁預		
(朱印)		
(繪)		
此羽書六拾四匁	伊勢	海老
萬代不易	の繪	金巻兩相渡可申也

(裏)

明治	紀元	戊辰
えび鯛釣り	の繪	
黒印		
勢州	羽書引替所	山田

資一 (寛政九年、山田羽書一件書)

勢州山田通用羽書之儀其始不知得共、凡そ慶長之頃より儘に連綿相知候、他所の札遣へ公儀江相願地頭之勝手に造り出し(中略)当地の羽書へ他所と違ひ金銀銭取遣ひ通用自由宜敷或は懐中仕候処東角かさひくにて諸人望み申し候

資二 (諸旧例並近例)

勿論慶長己前より有之、年久敷事故何れの御代に相始候哉、其発端は難相知、云々

資三 (諸旧例並近例)

一羽書札、金子一兩に付六十四匁に相定候義は、元來銀札にて裏に丁銀と認有之、金子引替之節は五歩の歩金相掛り申候定にて、寛文(永

?)三年四月、羽書屋より山田にて三ヶ所賄店相定め羽書引替申候節も、歩金は五歩と会合より申渡候處、其後追々歩合高く相成、一割五六歩も相掛り、羽書屋中及三騷動候ニ付、寛文(永?)十八年十一月、羽書屋共致ニ相談ニ丁銀と有之書付を相改め、羽書小判一兩六十四匁に直を相定め、新判押出し申候。依て銀札とは品替り、別に羽書札と申物に相成、相場六十四匁に相定候事

資四 (諸旧例並近例)

羽書出し株、往古は時に随ひ増減有之よし。

然れ共員数相増候而は、手狭之神領難ニ致ニ通行、一同之難儀に及ぶ事故、先年四百三十四株に相定め、一株之羽書高三貫二百目を限り一株より凡五貫程之買物を取置き万一故障出来之節は、右買物取上売払ひ、其代金を以て相償ひ、聊も通用之障に不ニ相成、諸人不レ及ニ難儀一候様取計有之候事

資五 羽書株仲間、買物証書

(缺)得御意羽書出し申ニ付、則我々しち物書入指上ケ申候。此組中之内啓人成共羽書之銀子無沙汰仕候ば、其人のしち物組中として売立申、急度相済し可申候。少しも御苦勞ニかけ申間敷候。為後日仍如件

承応四年末ノ卯月廿五日

- 子富重三郎氏房
- 椿 宗右衛門光忠
- 梅谷清兵衛 ○○
- 上野清左衛門重○
- 子富宗丈夫光次
- 桜井角大夫清忠
- 山伸主殿守延
- 上野三郎右衛門重国

子富吉大夫正重
玉串内記 ○○

両郷

御年寄中様

資六 御神領羽書通用特免之御書付

一 今度諸国札遣御停止ニ付御書付ヲ以テ御神領へ申渡候、就レ夫三方共願書差出御神領羽書之儀へ由緒有レ之、惣中願之趣佐野豊前守へ申遣、御用番井上河内守殿へ被レ御赦免候、御神領之内計之通用ニ候間、只今迄之通札遣御赦免之旨、河内守殿被レ入レ御念、豊前守へ被レ仰渡之由被レ申越候、則御書付之写相渡候間弥向後堅御書付相守只今迄之通御神領之内計羽書遣候様可ニ相心得ニ者也

寛永四年亥十二月十九日

長谷川周防守印

山田三方中

資七 口上

山田羽書仕替申候ニ付古き羽書と新羽書、今十六日分来月十六日迄上中之郷秋山三郎大夫、八日市場千田屋善六店ニ而引替申候旨ニ候間申入候 以上

宝永六年五月十七日

浦田月行事

資八 羽書仲間へ(神領厩代記)

其方儀羽書銀札摺出ノ節三方会合所へ引当買地差出置候儀ノ処、年末右買地札シ等モ無レ之、等閑ニ取計置候趣、相聞之如何ニ付、此度新札引替並銘々取計仕方御改正被レ仰出、右差出有候買地ノ銘々ニ差戻シ、向後銀札為ニ手当銀一ケ年一人ニ付金二兩ツ、当戊年ヨリ来ル末迄十ケ年ノ分、積金上納被レ仰渡ニ条、年限中無レ滞可ニ相納候。然ル上ハ己来株式譲渡候モノハ当戊年返候ハ、積金二十兩、二ケ年目ハ十八兩ト追年金高ヲ減シ、正金相添、其段会合所へ申立候へハ、直チニ株式可ニ差免候。且積金上納皆済ニ成候迄、其方共ノ内ニテ二人ツ、組合申付候間、積金未納等無レ之様、組合限リ吟味可レ致候。万一身上潰ニ及ヒ候者、或ハ心得違積立金上納差滞候者於レ有レ之者、右不納

金組合一統弁納可レ致者也

資九 三役についての触書

一 三方共、羽書年行事共、同取締役共へ羽書引替向後取計ひ方被レ仰渡、羽書調印の義は是迄之通り、山田会合にて、奉行用人、組目付出席、三役一同にて取扱ひ、判形は三役立会封印致し、其度々御役所へ差出し可レ置、尤新札引替之義、当戊十二月より来子九月まで廿二ヶ月を限り候条、銀札所持之ものは山田会合所へ勝手に持参相触候段、尙未々迄委敷可ニ申通云々

資一〇 引替おくれの羽書についての触書

一 尤二十三月目より新札引替申出候分は、引替後レニ付、切捨テ、排主可レ為レ損銀候。

右者此度新札引替後羽書札摺立方御取締被レ仰出候条、其段相心得、跡々銀札取引危踏申間敷候。万一心得違批判等申触もの有之者、羽書銀札融通差支候基ニ付、急度相糺し御咎申付くる間、軽き者ニ至るまで心得違致間敷候之旨、不レ洩様町在五人組より委舖可ニ申通者也

十二月

別紙触書銀札之儀当戊十二月より来々子九月までに追々摺立引替儀ニ候間、右日数之内者古札取交へ通用可レ致候

資一一 新羽書摺立て諸経費に関する文書

一 金三兩也

右者羽書三拾人仕様方諸入用ニ付、先借御願申上候処則御下ケ被レ為レ成下ニ儲ニ奉ニ受取候為レ後日仍一札如レ件

寛政二庚戌年

羽書年行事 松葉次郎大夫

十二月廿八日

同 取締役 古森善右衛門

御奉行所様

資一二 両替店へ新羽書引渡に関する文書

一 羽書三百兩

右新札封切いたし、宇仁田仁兵衛方へ相渡し申候。八日市場新組六人組之内羽書五人前、同新組八人組之内羽書四人前、宮後新組之内羽

書四人前、都合四拾五貫八百九拾目、一統立合、今日摺立出来仕候。右羽書会合所へ御預り申上候。以上。

寛政三辛亥年二月九日

伊藤与四兵衛 印

松葉治郎大夫 印

喜多左馬之助 印

馬瀬周藏殿

伊藤勘右衛門殿

右拾三人前ニ羽書、二月十九日字仁田仁兵衛へ相渡ス

十日

上部 大藏

丸井 勘ヶ由

村井 与四郎

資一三 賈札に関する文書

一、彼ニ仰渡ニ之事。字仁田仁兵衛方へ賈札指来候者御座候はゞ、捕え置き三役人へ伺ひ、御役所へ連れ候事。

寛政四子年御渡、山田奉行伺

勢州神領ニ而召捕候無宿太次郎賈銀札拵候一件

無宿

太次郎

右之もの儀胡叟清兵衛申合賈銀札拵正銀錢等ニ引替又ハ調物等ニ遣ひ候段重々不届至極ニ付引廻し之上際にも可相成者ニ御座候得共神領ハ前々より死骸晒候儀不仕候故宇治山田引廻し之上死罪

此儀安永三年一座掛伺之上御仕置申付候作州奥山平村幸助外式人儀同国癸北条郡南条郡勝北郡之内銀札通用有之候処利欲を以三人申合

賈銀札取拵候段一同不届至極ニ付獄門申付候例ニ見合本罪ハ獄門ニ相当リ候処山田於御神領ハ死骸を晒候御仕置無之御定ニ御座候門伺之通宇治山田引廻し之上死罪

評議之通済

(徳川禁令考後聚 第五)

資一四 羽書増摺通達

江川 收藏

古森喜右衛門

永野与兵衛

今般小民為融通ニ羽書増製ニ付、其方共へ右掛り申附候間、速に出来候様尽力可レ有レ之事

十二月

右之通申附候為心得相違候事

(慶応四年)十二月四日

度会府

資一五 羽書價格に関する布令

元鳥羽藩、山田兩所羽書之儀、今般價格被ニ相定一、別紙比較表之通、鳥羽分ハ壹匁札一錢三厘、則ち錢百三十文、山田札分ハ壹匁札一錢四厘、則ち百四十文ニ当リ五分札以下も右ニ準シ候条、其旨相心得、新貨幣並ニ金札共取交、聊無差支ニ通可レ致旨、区内夫々無漏可ニ相違ニ者也。

壬申十一月朔日

安岡度会県参事

(2) 射和羽書

江戸時代初期における南勢地方の経済の中心地は山田と松坂と射和であつたと言われる。

殊に射和は、その特産である軽粉と呉服の行商によつて早くから富豪が輩出していた。そのうち軽粉とは「伊勢おしろい」とも謂われ、これは水銀製の軽粉で、日本へ室町末頃から梅毒が伝わり、それが猛烈な勢で国内に蔓延し、その特效薬

として賞用されたもの、その特産地が射和であり、一時はその製造釜が百近くにも及んだと伝えられる(射和文化史)。かようなわけで、元和六年(一九二〇年)地頭九鬼大隅守が射和の富豪十七軒に宛てた免状即ち租税を賦課した文書が伝えられるが、その中に布屋部右衛門、札野惣次兵衛、富山長左衛門等の氏名が見受けられる。これらが山田に習つて預り札を発行したのが即ち射和羽書である。尚、この射和の羽書は鳥羽藩主の許可を得て発行したものと思われるが、これらの札元は宝永四年(一七〇六年)五代將軍綱吉の時に楮幣の発行が停止されるに至り、にわかには銀貨と引替なくてはならぬ事情に遭遇するや、何時の間にか流通していた偽造の羽書の累積のために、多くは引換に窮し倒産したと伝えられる(河芸郡史)

(イ) 布屋札

射和羽書の中ではこれが最も古く元和年間発行と推定されている。元和寛永の頃の当地の富豪・布屋部右衛門の発行にかゝるもので、布屋家は呉服商で産を成したものと考えられ、竹川竹斎の旧記に拠ると、文政年間頃までは存続していた様であるが、その後は倒産断絶したものの様である。七分預札を発行していたことは知られているが、この他にも尚二三種あつたものと考えられる。

布屋札の実物は現存しないが、射和文庫に長く旧藏されていたものを桜井祐吉氏が手写されたものに拠ると大凡次の如きものであつた。縦七寸、横一寸一分六厘、文字は他の射和の羽書に比して最も簡単である。

(表)		(裏)	
(墨絵)	七難即滅 七分預 七福即生	(墨絵)	(墨絵)
(絵の物動)		(墨絵)	
和射勢伊	(紋様) 布屋豊右衛門 (紋様)	和射	勢伊
		崩し文字	崩し文字
		ぬのやぶへもん	(絵)

(ロ) 札野札

ついで、元和十年(寛永元年一六二四年)三月、札野宗次兵衛及び同幸右衛門の連名を以て、一匁預・二匁預・七預分等の札野札が発行せられた。札野家は元和六年の九鬼大隅守の免状宛名人の中に見える札野惣次兵衛とその親族であることは間違いないと思うが、この家も早く断絶して明細は判明しない。発行年号の判明しているものでは射和羽書の中でこれが最も古い。

札野札の実物も現存しないが、射和文庫旧藏の桜井氏手写のものに拠ると大凡次の如きものであつた。裏面は天下大平の文字の下に磨滅した不明の文字を連れ、定信の墨印がある。

(表)

(大黒の絵)		(墨絵)	
丁	参分預	和射勢伊	札野宗次兵衛 同 幸右衛門
銀仁文より上出不申候			

(ハ) 富山札

これは、寛永二年(一六二五年)三月、当時の百万長者として海内に名声を博していた富山長左衛門の発行にかゝるものであり、一匁預札・九分預札・七分預札・五分預札などの種類があつた。富山家は射和の富豪の筆頭で、祖先は足利時代の名族、畠山右兵衛佐義就であり、その次子義持が文安四年(一四四七年)伊勢参宮の帰途、熊野道を射和まで来て図らずも土着を決め、爾来明治年間まで十六・七代続いたが、末路は悲惨に終つた由緒の家柄であつた。江戸時代の南勢地方に唄われた「わらべうた」に、「伊勢の射和の富山さまは、四方白壁八ツ棟造り、前は切石切戸の御門、裏は大川船が着く」と持囃さ

れ、天正・文禄の頃から相州小田原及び江戸に呉服店を出し、屋号を大黒屋と称し、郷里の射和に於ては最も富豪を誇つていた。富山札なる羽書を発行したのは、その六代目の長左衛門定次(入道して浄蓮と号す)の晩年で、この人は弘治三年射和で生れ寛永二年十二月十一日、六十九才で歿した。

富山札の実物も現存しないが、射和文庫旧藏、桜井氏手写のものに拠ると縦六寸、巾一寸一分五厘の次の如きものであつた。

(表)

(不動妙王の絵)	吉 刃 預		射和 崩し文字	伊勢 崩し文字	富山長左衛門
	射和崩し文字	伊勢崩し文字			
(獅子の絵)	奮威岩窟	金毛獅子	右羽書之替	小判ヲ以相場	定(花押)
	次第可渡候	次第可渡候	次第可渡候	次第可渡候	

(裏)

尙、富山家の旧記には富山札の発行高に關し、左の如き記載が見られたという(飯南郡史)。

寛永二丑三月吉日羽書極入覚

三月十六日	四百九十一匁五分極(十二神)
内	卷 刃 三百枚
	九分 三百枚
	五分 百枚
三月廿九日	八百四十二匁極
内	卷 刃 八百枚
	九分 二百枚
	七分 百枚

(二) 中島札

これは寛永の初期に中島久兵衛なるものが発行したものであり、その子孫が現存すると伝えられるが、私札の発行の記録等は消滅して不明である。射和文庫旧藏の実物から一匁預札を出していたことだけは確かである。

中島札は飯南郡史及び桜井氏手写のものに拠ると大凡次の如きものであつた。

(表)

(墨絵)	遺文二十軸		いつはりのなきよなりせばいかばかり人のことはうれしからまし
	卷 文 預	射和 仲島久兵衛勅	
	軸六金玉壁	よろづよとみかさのやまに〇〇ふなるあめがしたこそどかからまし	
(墨絵)	勸善	此羽書之替	(絵)
	懲悪	以相場	
	次第可渡候	次第可渡候	
			伊勢 宝 中嶋

(裏)

以上の如く、射和は熊野街道の通路に當つていたため、室町時代後半から対岸の相可と相並んで発達し、軽粉の特産地となつてからはますます人家が殖え、松坂について盛時には五百戸を数える市街地をなしていた。そして、山田に次いで射和羽書と称せられる上述四種の私札が発行されたのであるが、山田羽書と異り比較的早く亡んでいる。おそらく宝永十三年の羽書禁止令によつて、一時隆盛を極めたこれらの羽書も遽かに公然たる通用力を失い社会から姿を消したのではないかと思われる。

註 参考書目

飯南郡史、射和文化史、河芸郡史。

(三) 中万羽書 (紺田札)

中万村は、明治二十一年の町村制実施の時に神山村に属し、更に明治四十年からこれが廢村になつて、このうち中万は射

和村に編入されたから、こゝから発行された羽書をば一般に射和羽書の一つに数えているが(飯南郡史・射和文化史)本来この中万村は江戸時代に於ては藤堂和泉守の津領に属し、鳥羽領たる射和村とは沿革を異にしている。従つて、中万羽書を射和羽書の一つと見ることは正当ではない。

この村で紺田与四郎という富豪が、寛永の初期に、一匁預札・七分預札・三分預札・二分預札等の私札を発行した。発行の事情を物語る詳細な資料は未だ見当たらない。

紺田札は、射和文庫に遺存されていたものを、飯南郡史及び桜井氏の手写したものに拠つて伺うと、凡そ次の如きものであつた。縦六寸、巾一寸三分。

(表)

(大黒の絵)		勢州飯野郡
吉 匁 預		紺田与四郎
お仲万江仁		常 勝 匁
万		
戊		
此羽書銀預り申替に 小判相場次第相渡可申候 此羽書念入御請取可被下候 浄正		
常弘(花押)		

(裏)

註 参考書目
飯南郡史、射和文化史。

(4) 丹生羽書(長井札)

飯高郡丹生村は古くから水銀の産地として知られ、南勢に於ける経済界の中心が松阪町に移るまでは射和と並んで中心勢力をなし、江戸時代に入つてからも尚恐らく輕粉(伊勢おしろい)の特産地として繁昌していたことと思われる。こゝから寛永年間に梅屋・長井宗右衛門なるものが、銀札一匁預り、二分預りの二種の羽書を発行した。この梅屋も射和の富山と並ん

で所謂江戸店持として名声を謳われた南勢の代表的商人であるが、この長井札の詳細なことについては、射和文庫にその実物が旧蔵されていたと伝えられる以外には判らない。

射和文化史所載の桜井氏手写による写真で伺うと、丹生羽書は凡そ次の如きものであつた。

(表)

(布袋の絵)		福聚海無量
式 分 預		丹生
是故応頂札		此羽書以六十四匁
梅屋	十一日	長井善兵衛
小判壹兩可渡候		温故而知新
絵		
可以为師矣		
ひ		
利正 花押		

(裏)

註 参考書目
射和文化史、南勢史概観

(5) 松坂羽書(はかりや札、雲出倉札、下倉淨意札)

松坂町は天正年間の蒲生氏郷の城下町建設以来、従来財界の中心地をなしていた射和及び丹生の勢力を奪つて勃興し、松ヶ島以来、近郷の富豪をあつめ、次第に南勢に於ける金融・商業の中心地として繁栄を誇つてきた土地である。此処から江戸時代に入つて次の如き数種の私札が発行された。

(イ) はかりや札

寛永十年(一六三三年)に、はかりや九兵衛なるものが、丁銀一分預・一匁預・八分預・四分預の四種の羽書を発行した。発行者はかりや九兵衛は当時松阪町の日野町に盛大に店を張つていた豪商で鳥谷九兵衛と称した。この家は慶安元年(一六四八年)に切支丹宗門信者の嫌疑をうけて一家断罪に処せられ滅亡したと伝えられる(飯南郡史)。

飯南郡史に拠ると、はかりや札は、縦六寸、巾一寸三分五厘、次の如きものであつたという。

(表)

住吉大明神	伊勢 (朱印)	癸酉歳	天下	宝五大力菩薩吉	奥花押
丁銀壹分預	はかりや九兵衛	〇四〇〇〇	太平		
(絵)	式年すぎ候はばほうくらるべく候	松坂			

(裏)

(四) 下ノ倉札

はかりや札と相前後して、下ノ倉淨意なるものが銀五分預・一匁預の羽書を発行した。発行者の下倉(或は下蔵とも書く)は屋号、淨意は法名であり、神戸三郎右衛門というのが其の本姓名である。この家は元は江州の産、蒲生氏の松ヶ島城下町建設の時に同地に来住し、次いで天正十六年、蒲生氏に従つて松坂へ移住してきたもので、質屋及び金融業をもつて古くから栄え、当時日野町のはかりやの筋向に店を張つていた(松坂雑集)。私札を発行しているのは、その五代目の当主・三郎左衛門(法名・淨意、慶安二年歿)の時である。

飯南郡史に拠ると、下ノ倉札は、長六寸一分五厘、巾一寸二分、次の如きものであつたという。

伊勢	下ノ倉淨意
松坂	

(五) 雲出倉札

はかりや札、下ノ倉札について、雲出倉七郎左衛門なるものが、銀一匁預・八分預・六分預の三種の羽書を発行した。雲出倉は一志郡雲出村の産、天正八年すでに北畠信雄の松ヶ島城下町時代から、伊豆蔵、下蔵、雲出蔵、射羽蔵、美矢古蔵、鎌田蔵と並称せられ、蔵方と唱えて町の長を勤めてきた財界の中心勢力であり、蒲生氏に従つて松坂町移住後は日野町に住んで金融を業としていた(拙稿・城下町松坂の建設と蒲生氏の都市法・参照)。本姓は寺西、発行者は五代目の当主七郎左衛門(法名・理西、寛文五年歿)である。

尚、これらの私札は、最初はそれぞれ単独の発行及び引請名義で出されたが、後にはその流通の円滑を図るため、発行は各単独の責任に於て一定額をだし、その引請は鳥谷、下蔵、雲出倉の三者が共同して連帯保証責任をとる様になつてきたことが、雲出倉札の裏面の文言の上から判明するのである。

飯南郡史によると、雲出倉札は、長六寸一分六厘、巾一寸二分、次の如きものであつたと伝えている。

(表)

伊勢大神宮	伊勢	ひの	此羽書六十四匁 に小判一両可渡申候	(絵)
六分預	雲出倉七郎左衛門	まぢ 二人		
五大力菩薩	松坂	くみ	鳥谷、、、	

(裏)

(六) 賭博札

以上の他、時代はそれより遅れるが、松坂に於ては、「射和文化史」によれば、賭博札と称せられる数種の銀一匁預札が発行せられたことを伝えている。札元即ち発行者としては、福徳太夫、五足矢、礼会所、紅屋等の名が見られると述べている

が、如何なるものか今日ではその実物も見受けられず明かでない。

註 参考書目

松坂雑集、飯南郡史、射和文化史、伊勢松坂城及び其の城下町、南勢史概観

(6) 一身田羽書(高田倉札)

北勢地方に於ける私札の発行は、南勢のそれよりも多少時代が遅れ、且つ南勢の射和、松坂等の羽書に見習つたものと思われる。正保二年(一六四四年)、河芸郡一身田村の高田倉順道なるものが、銀一匁預札を発行した。高田倉は下ノ倉と同様に其の屋号で、同地方の蔵方即ち金融業をなしていたものである。順道はその法名と思われる。発行者の名は八郎右衛門、そしてこれは一身田の高田本山の指令か或はその許諾をうけて、札元の責任に於て発行したものと推察される。河芸郡史によると、この高田倉札は長さ六寸二分、巾一寸一分四厘で、凡そ次の如きものと伝えている。

(表)

伊勢高田	五大力菩薩	此羽書六十四匁に 小判一両可渡申候
高田倉順道	高田山守護	八郎右衛門順道
一身田郷	萬諸神明	

(裏)

註 参考書目

河芸郡史

(7) 白子羽書

(1) 長島屋札

北勢の白子地方は紀州藩に属し、白子町に代官を置いて藩政を行っていた。その白子領で年代は不明であるが、一身田羽書と略同年代と推定される頃、長島屋兵右衛門なる者が銀二分預等の私札を発行していた。これは代官の許可を得て札元の責任に於て発行されていたものの様であるが、長島屋札の裏面の文言に「本町五人くみ」の文字が磨滅した中に残存し、之より推測すると松坂羽書の雲出倉札と同様に、流通の円滑を期する上から、その引請については白子町本町居住の富豪数名が共同して、連帯保証責任制執っていたものと考えられる。

河芸郡史に拠ると、長島屋札は長さ六寸一分六厘、巾一寸二分、凡そ次の如きものであつた。

(表)

伊勢大明神	伊勢国、
二分預	長島屋兵右衛門
(文字磨滅)	村白子領

(2) 悟真寺札

河芸郡史によると、文政以後、白子では更に悟真寺に於て羽書を発行したことを伝えている。これは明治維新後、新紙幣との引換に際し大蔵省がその引換を拒絶したものと伝えられているから恐らく私札であつたと思うが、資料も実物も見当らないから詳細は判らない。

註 参考書目

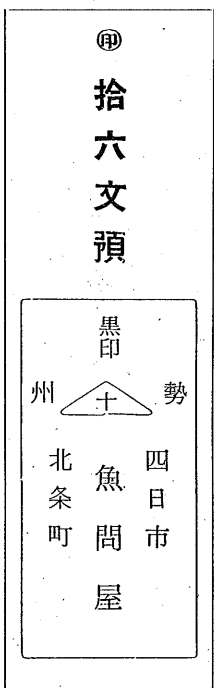
河芸郡史

⑧ 四日市羽書

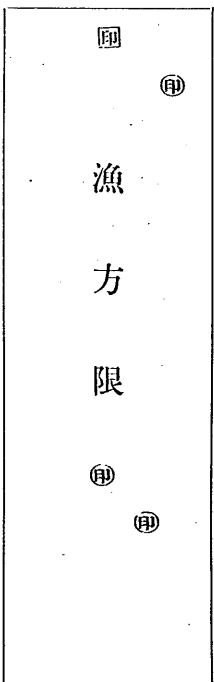
(1) 印田札

四日市市史に拠ると、文化・文政の頃、印田久四郎なるものが始めて四日市の浜町北条町で魚問屋をはじめた。そして其の仕切用として、漁方限り通用の印田札を発行し、この特殊の私札は当時磨砂の振売が、「印田札なら山ばかり」と唱え、市中で信用高く明治初年まで通用されたと伝えてくる。同市史によると、印田札は次の如くである。

(表)



(裏)

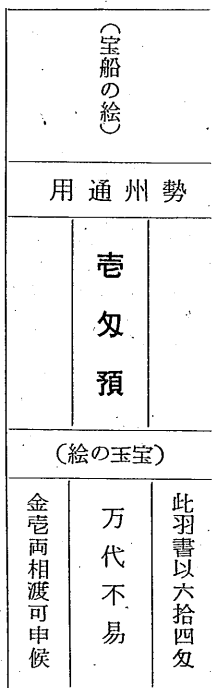


註 参考書目 四日市市史

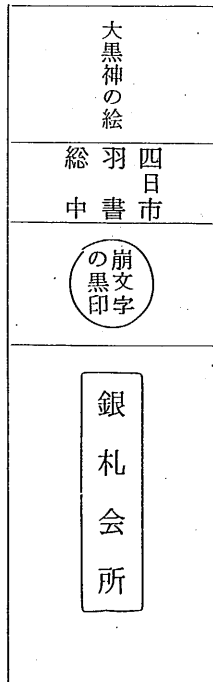
(11) 四日市羽書

筆者の蒐集した各種の藩札及び私札の中に、表に「勢州通用」、「老奴預」と記し、裏に「四日市羽書総中」、「銀札会所」と書いた次の如き羽書が見受けられる。その図案及び文字の配列は天保以降発行の松坂羽書と酷似している点が多い。従って、これは幕府領多羅尾代官時代の天保から亀山・菰野両藩預領時代の慶応四年頃までに四日市の羽書仲間が発行されたものと考えられるが、拠るべき資料がなく、天領の公札であるか、藩札の一種であるか、私札であるか断定は下し難い。

(表)



(裏)



(9) 治田錢札

近藤李氏編・治田村誌に拠ると、寛永四年（一六二七）から天和二年（一六八二）までの五十五年間は、員弁郡治田郷は幕府領（御料）であつて、当時は鉾山を有し、主として銀と銅を産出した。そして、その頃は銀山奉行が置かれ、四日市代官岡山伊勢守、川合助左衛門等が御役料八十石をもちつて銀山奉行を兼務し、治田郷をはじめ桑名領野尻村及び彦根領の近江の君ヶ畑の鉾山等を管理していた。したがつて当時の治田は銀銅山景気で、多くの坑夫が集り、新しい町村の建設も行われ、かなり賑つた様である。この銀・銅山採掘の熾んであつた頃、治田では、土地の富豪によつて次の如き三十二文錢札が発行されたと伝えられ、現に同村の民上俊平氏が、それを所蔵されている。

治田錢札 (表)

(裏)

以此錢札三枚
価当百一錢

錢三十二文預

註 参考書目 治田村誌

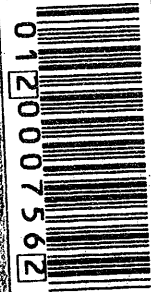
以上、三重県内の旧幕時代の各地の私札について一応述べた。私札についての纏つた研究はまだ殆んど見られない。筆者の調査した以外にも、尚各地方から発行されていることが、今後次第に発見されてくるかも知れない。

桑名市立図書館

津市三屋敷町 404

武藤和夫氏 刊 寄贈

桑名市立図書館



0120007562

7